

総合特別区域評価・調査検討会準備会

日時:平成 23 年 7 月 15 日(金)10:00~12:00

場所:永田町合同庁舎 7 階特別会議室

○議事次第

1. 開会・挨拶
2. 設置要綱について
3. 総合特別区域制度について
4. 評価・調査検討会の今後の進め方
5. 指定基準の運用方針について

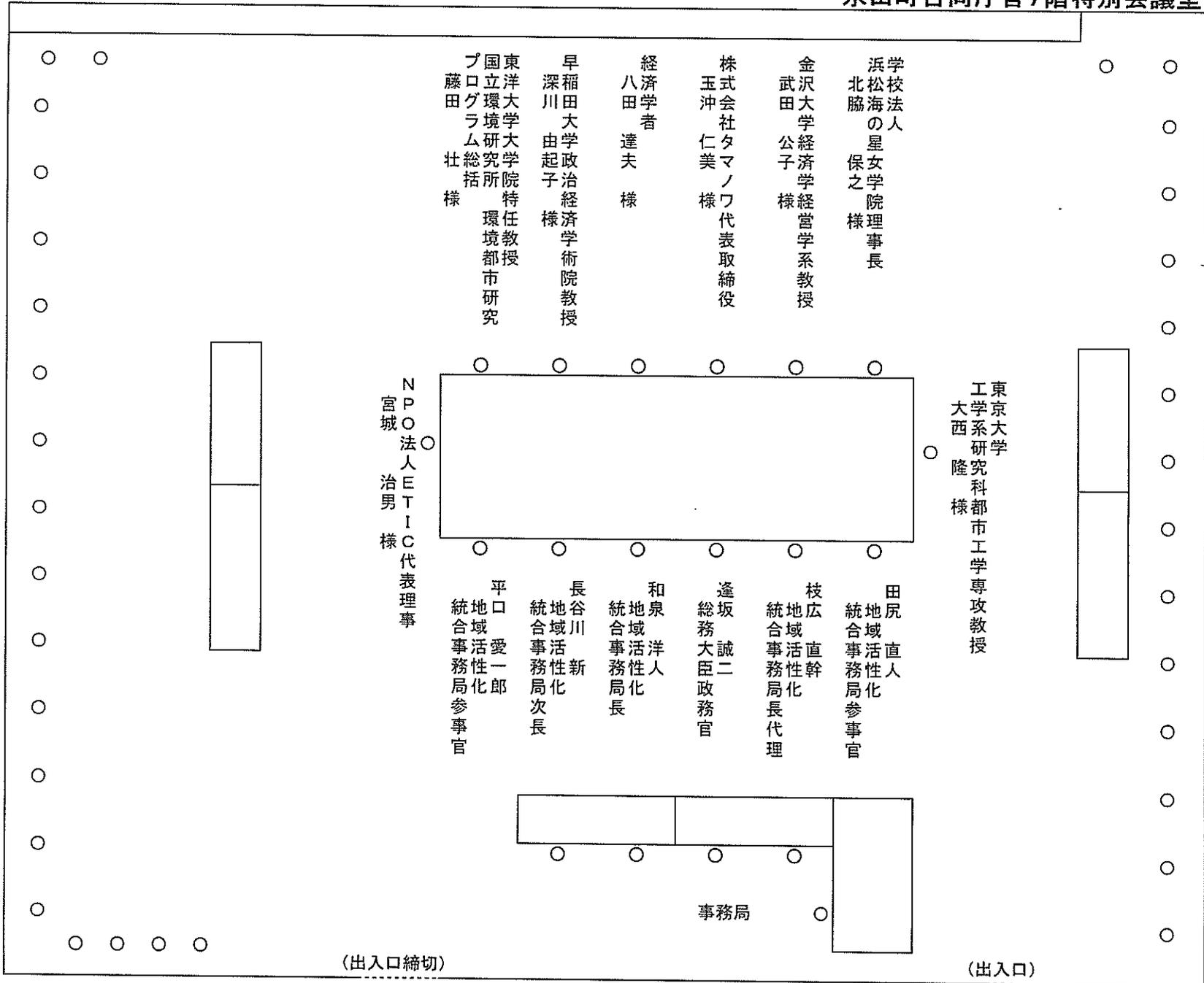
○配布資料

- 資料 1 - 1 議事次第
- 資料 1 - 2 委員名簿
- 資料 1 - 3 座席表
- 資料 2 - 1 設置要綱
- 資料 3 - 1 「総合特区制度」について
- 資料 3 - 2 総合特別区域基本方針(案)の概要
- 資料 4 - 1 今後のスケジュール
- 資料 4 - 2 指定プロセス
- 資料 4 - 3 評価・調査検討会及び専門家評価の体制
- 資料 4 - 4 有識者構成のイメージ
- 資料 5 - 1 法律、基本方針と評価の関係
- 資料 5 - 2 総合特区申請に係る採点表
- 資料 5 - 3 WG に対する報告の方法
- 資料 5 - 4 指定基準の運用方針
- 参考資料 1 法律、基本方針の抜粋
- 参考資料 2 総合特区申請に係る申請書
- 参考資料 3 総合特別区域法
- 参考資料 4 総合特別区域基本方針(案)

第 1 回 総合特別区域評価・調査検討会 準備会
名簿（五十音順、敬称略）

【委員】

あんどう 安藤	みつよし 光義	東京大学大学院農学生命科学研究科准教授
おおにし 大西	たかし 隆	東京大学工学系研究科都市工学専攻教授
きたわき 北脇	やすゆき 保之	学校法人浜松海の星女学院理事長
たけだ 武田	きみこ 公子	金沢大学経済学経営学系教授
たけばやし 竹林	みきお 幹雄	神戸大学大学院教授
たまおき 玉沖	ひとみ 仁美	株式会社タマノワ代表取締役
はった 八田	たつお 達夫	経済学者
ひろい 廣井	よしのり 良典	千葉大学法経学部教授
ふかがわ 深川	ゆきこ 由起子	早稲田大学政治経済学術院教授
ふじた 藤田	つよし 壮	東洋大学大学院特任教授 国立環境研究所 環境都市研究プログラム総括
みやぎ 宮城	はるお 治男	NPO法人ETIC代表理事



（設置）

1. 内閣府に総合特別区域評価・調査検討会（以下「検討会」という。）を置く。

（任務）

2. 検討会は、総合特別区域等の透明性・公平性・中立性を高めるため、総合特別区域指定申請に係る指定基準の運用方針の検討、総合特別区域推進ワーキンググループが行う指定案の作成に資する客観的評価及び総合特区の指定後の評価等に関する事項について調査・検討を行い総合特別区域担当大臣に助言することを任務とする。

（構成）

3. （1）検討会は、学識経験者等のメンバー15人以内で構成する。
（2）座長は構成員が互選し、座長代理は座長が指名する。

（招集）

4. 検討会の会議は、座長が招集する。

（会議の開催）

5. 検討会は、構成員の3分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。ただし、座長は、やむを得ない理由により検討会の会議を開く余裕のない場合においては、事案の概要を記載した書面を検討会構成員に送付し、その意見を徴することをもって、会議に代えることができる。

（議事の公開）

6. 検討会の会議は公開する。ただし、座長が公開することにより支障があると認める場合には、非公開とすることができる。また、議事要旨を作成し、検討会の会議の終了後速やかに公開する。

（庶務）

7. 委員会の庶務は、内閣府地域活性化推進室において処理する。

（雑則）

8. この要綱に定めるもののほか、検討会の議事及び運営に関し必要な事項は、座長が定める。

（附則）

この要綱は、平成23年〇月〇〇日から施行する。

「総合特区制度」について

内閣官房 地域活性化統合事務局
内閣府 地域活性化推進室

「総合特区制度」の概要

総合特区制度

=

新成長戦略を実現するための政策課題解決の突破口

先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中

- 地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的(規制・制度の特例、税制・財政・金融措置)に支援
- 総合特区ごとに設置される「国と地方の協議会」で国と地域の協働プロジェクトとして推進

2つのパターンの「総合特区」

①国際戦略総合特区

我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化



②地域活性化総合特区

地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上



特例措置・支援措置

(1)規制・制度の特例措置

※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

- 全国的な展開に踏み切れない規制の特例も、自己責任の下、区域限定で実施
⇒ ライフイノベーション、グリーンイノベーション等の本格展開の突破口

- 個別の法令等の特例措置に加え、地方公共団体の事務に関し、政省令で定めている事項を条例で定められることとする
⇒ 地域主権改革を加速する突破口

(2)税制上の支援措置

①国際戦略総合特区

- 国際競争力強化のための法人税の軽減
(投資税額控除、特別償却、所得控除より選択)
⇒ 国際競争力ある産業・機能集積拠点整備

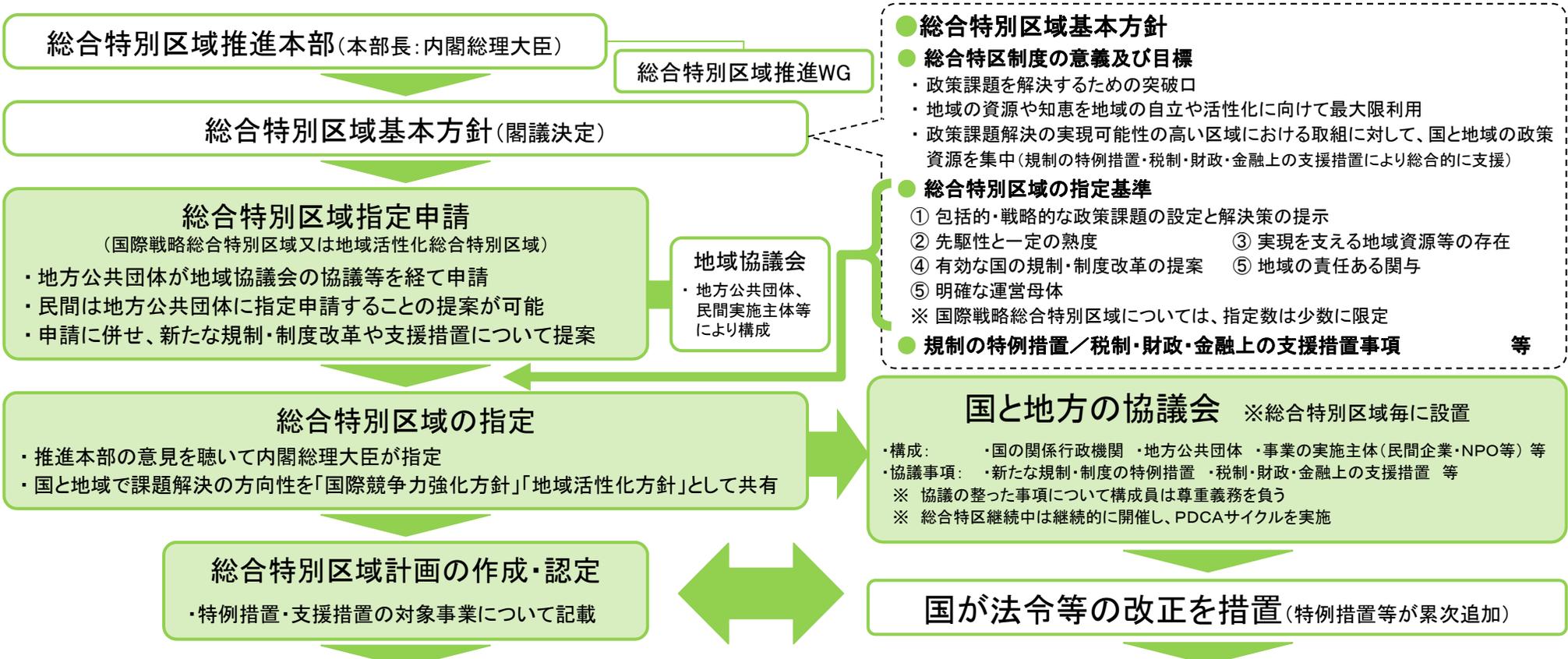
②地域活性化総合特区

- 地域戦略を担う事業者に対する個人出資に係る所得控除
⇒ 地域の志のある資金を「新しい公共」へ結集

(3)財政上の支援措置：関係府省の予算を重点的に活用。総合特区推進調整費により機動的に補完(H23予算：151億円)

(4)金融上の支援措置：利子補給制度(0.7%以内、5年間)の創設(H23予算：1.5億円)

総合特別区域法のスキーム



- **総合特別区域基本方針**
- **総合特区制度の意義及び目標**
 - 政策課題を解決するための突破口
 - 地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限利用
 - 政策課題解決の実現可能性の高い区域における取組に対して、国と地域の政策資源を集中(規制の特例措置・税制・財政・金融上の支援措置により総合的に支援)
- **総合特別区域の指定基準**
 - ① 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示
 - ② 先駆性と一定の熟度
 - ③ 実現を支える地域資源等の存在
 - ④ 有効な国の規制・制度改革の提案
 - ⑤ 地域の責任ある関与
 - ⑤ 明確な運営母体

※ 国際戦略総合特別区域については、指定数は少数に限定
- **規制の特例措置／税制・財政・金融上の支援措置事項** 等

〇特例措置・支援措置

※特例措置・支援措置は、「国と地方の協議会」の協議を踏まえ、累次追加

- (1) **規制・制度の特例**
 - ① 個別法・政省令等の特例 (例) 建築基準法の特例、通関士法の特例等
 - ② 地方公共団体事務について政省令で定める事項の条例委任の特例
- (2) **税制上の特例**
 - ① 国際戦略総合特区: 国際競争力ある産業拠点整備のための法人税の軽減
 - ② 地域活性化総合特区: 地域戦略を担う事業者に対する個人出資に係る所得控除
- (3) **財政上の支援**
 - 総合特区に関する計画の実施を支援するため、各府省庁の予算制度を重点的に活用
 - 総合特区推進調整費により、なお不足する部分を機動的に補完(H23年度予算: 151億円)
- (4) **金融上の支援**
 - 総合特区に関する計画に係る事業を実施する者が、金融機関から必要な資金を借り入れる場合に、総合特区支援利子補給金を支給(H23年度予算: 1.5億円)

※予算額は平成23年度予算計上額

総合特区制度における規制の特例措置等

【地域の提案を踏まえた規制の特例措置等の追加】

- 総合特区法施行後、総合特区の指定申請に伴う地域からの提案等に基づき国と地方の協議会での議論を経て措置することとされた特例事項については、規制の根拠等に応じて法令等の改正を行い、特例措置が累次追加される。

1. 法律で規定している規制の特例措置等

- 法律で規定している規制の特例措置は、総合特区法において規定。
- 当初より活用可能な特別措置として、以下の10項目の規制の特例措置等を規定。

(1) 国際戦略総合特区及び地域活性化総合特区共通の特例措置等

- ① 通訳案内士以外の者による有償ガイドの特例(通訳案内士法の特例)
- ② 工業地域等における用途規制の緩和(建築基準法の特例)
- ③ 特別用途地区内における用途制限の緩和(建築基準法の特例)
- ④ 財産の処分の制限に係る承認の手続きの特例(補助金適正化法の特例)
- ⑤ 工場等の高度化事業の市町村経由での実施(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)

(2) 国際戦略総合特区のみの特例措置

- ⑥ 工場立地に係る緑地規制の特例(工場立地法及び企業立地促進法の特例)

(3) 地域活性化総合特区のみの特例措置

- ⑦ 従属発電の水利使用許可手続の簡素化・迅速化に関する特例(河川法及び電気事業法の特例)
- ⑧ 特定酒類の製造事業・⑨特産酒類の製造事業(酒税法の特例)
- ⑩ PFI方式を活用した民間事業者による特別養護老人ホーム設置(老人福祉法の特例)

2. 政省令で規定している規制の特例措置

- 政令については総合特区法施行令、省令については総合特区法施行規則(内閣府と規制所管省庁の共同省令)で対応。

3. 地方公共団体事務に関して政省令で規定する事項の条例委任の特例

- 地方公共団体の事務に関し、法律に基づき、政令又は省令で規定することとされている事項のうち、総合特区法施行令又は施行規則で定めるものについては、当該事項の特例措置を条例で定めることができることとする。(特例追加の法改正不要)

総合特区に係る税制改正の概要

1 国際戦略総合特区(法人税)

～下記の措置の選択適用～

○ 投資税額控除または特別償却

総合特区内で当該特区の戦略に合致する事業の用に供する機械、建物等を取得してその事業の用に供した場合、特別償却又は税額控除ができる制度を創設。

- ・ 特別償却の割合:取得価額の50%(建物等25%)
- ・ 税額控除の割合:取得価額の15%(建物等8%)
控除限度超過額の繰り越し:1年間
- ・ 事業者の指定及び設備等取得の期限:平成26年3月31日まで

○ 所得控除

専ら、総合特区で適用される規制等の特例措置の適用を受ける事業等を行う法人について、当該事業による所得の20%を課税所得から控除できる制度を創設。

- ・ 適用期限:事業者の指定の日から5年間
- ・ 事業者の指定の期限:平成26年3月31日まで
- ・ 国際戦略総合特区の指定数は、少数に厳しく限定。
- ・ 地方公共団体も事業を実施する者の経済的負担を軽減するための措置(地方税の減免、補助金の交付等)を行う。

2 地域活性化総合特区(所得税)

○ 出資に係る所得控除

社会的課題解決に資する事業(ソーシャルビジネス等)を行う中小企業に対して個人が出資した場合に、当該個人の投資した年分の総所得金額から一定額を控除できる制度を創設。

- ・ 総合特区で指定後3年以内の企業が対象(指定の期限:平成26年3月31日まで)。
- ・ 前年の売上高に占める営業利益が2%以下の企業が対象。

総合特区に関連する予算措置の概要

総合特区推進調整費(151億円)

○ 概要

- ・ 地域の戦略・提案に基づく総合特区に関する計画の実現を支援するため、各省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完。
- ・ 地域の主体的取り組みを支援する観点から、目未定の経費として予算計上した上で、執行段階において、地域からの提案を踏まえて用途を確定し、関係府省に移し替えて執行。

○ 用途

- (1) 指定を受けた総合特区に関し、各府省において、提案された規制・制度改革の検討を行う場合
- (2) 認定された総合特別区域計画に記載された、目的達成のために必要な事業への支援について、各省の予算制度での対応が可能となるまでの間（最長3年間）機動的に補完する場合
 - ① 各省の予算制度における要件を満たす場合 ⇒ 当該予算制度のルールを適用
 - ② 規制・制度改革を基軸として国際競争力強化・地域活性化の実現を図る当該総合特区の計画の趣旨に基づき、各省予算制度を拡充する場合
⇒ 補助率等は、現行の各府省の補助制度の補助率等を適用
⇒ 各府省の所管する関連施策の体系に著しい影響を与える等の理由で、総合特区推進WGにおいて不適切と判断される場合を除く

○ 調整費による支援額の上限

- ①国際戦略総合特区 20億円／計画・年 ②地域活性化総合特区 5億円／計画・年

総合特区支援利子補給金(1.5億円)

○ 概要

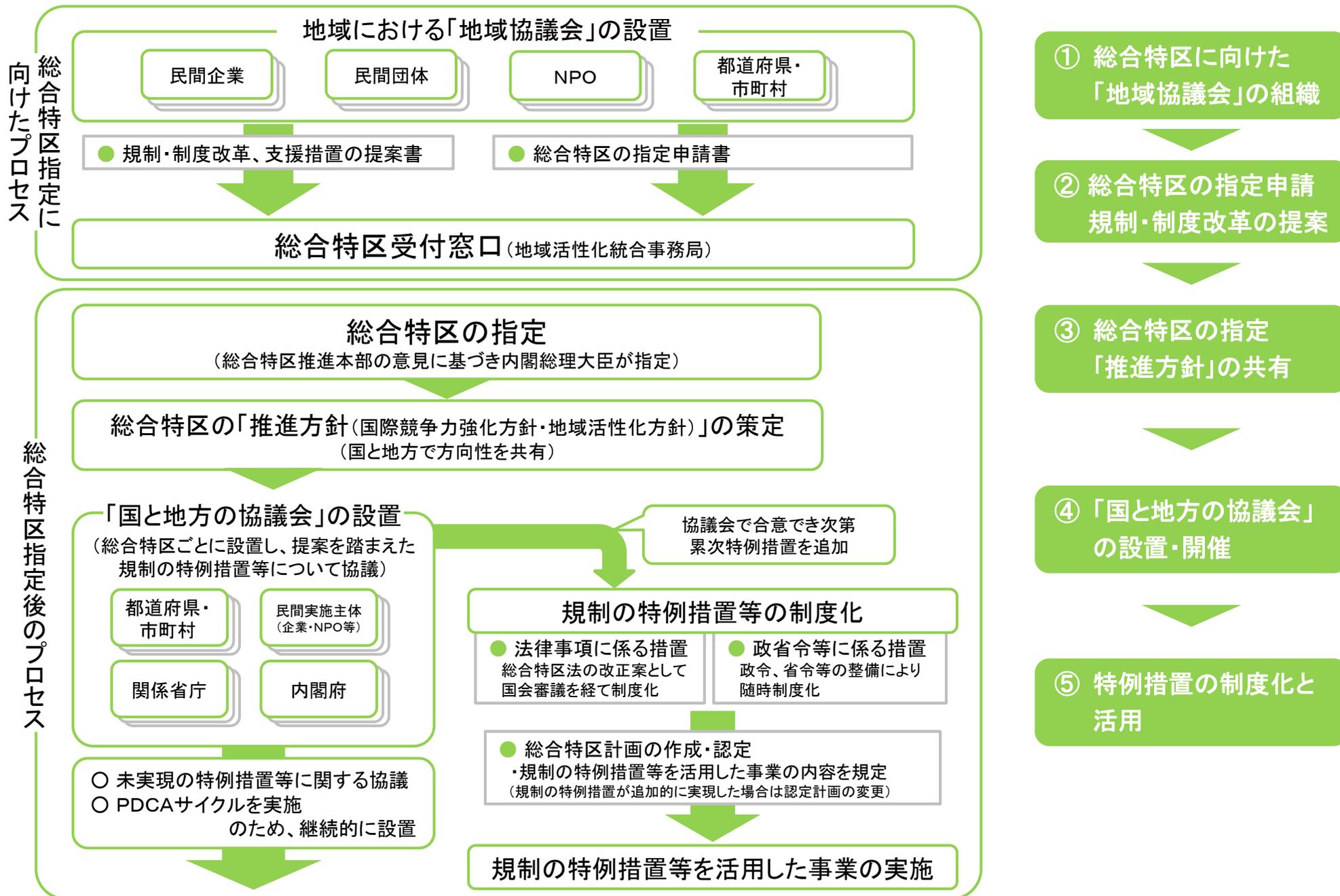
- ・ 産業の国際競争力の強化（国際戦略総合特区）や地域の活性化（地域活性化総合特区）に資する事業に必要な資金の金融機関からの借入れに対して、当該金融機関が地域協議会の構成員であって、当該事業について認定を受けた総合特別区域計画に定められている場合、国が当該金融機関を指定したうえで、予算の範囲内で利子補給金を支給することにより、事業の円滑な実施を支援。

○利子補給対象融資予定額 : 約700億円

○利子補給金の支給期間 : 金融機関が総合特区に関する計画に基づく事業の実施者へ最初に貸付けした日から起算して5年間

○利子補給率 : 0.7%以内

総合特区が実現するまでのプロセス



- ・ 指定申請の受付は、原則として通年実施
- ・ 毎年3月末までに受理した指定申請は7月末まで、9月末までに受理したものは翌年1月末までに指定(平成23年度は別途検討)
- ・ 総合特区の指定にあたっては、指定が恣意的にならないよう、指定審査過程の透明性を確保
- ・ 指定基準に照らし、取組の分野に応じた有識者の意見も踏まえつつ、客観的な評価を実施

地域協議会

民間企業

民間団体

NPO

都道府県・
市町村

地方公共団体(単独又は共同・民間との連名も可)

※原則、地域協議会の議を経て申請

● 添付資料

- ・ 関係地方公共団体の意見の概要
- ・ 地域協議会における協議の概要 等

● 参考資料

- ・ 提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧
- ・ 事業ごとの支援措置の要望の一覧

- 規制の特例措置等の提案書(併せて提出)

● 総合特区指定申請書

- i) 指定申請に係る区域の範囲
 - ア) 総合特区として見込む区域の範囲
 - イ) ア)の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域(必要に応じ)
 - ウ) 区域設定の根拠
- ii) 産業の国際競争力の強化/地域の活性化に関する目標・取り組むべき政策課題
 - ア) 総合特区により実現を図る目標
 - イ) 包括的・戦略的な政策課題と解決策
 - ウ) 取組の実現を支える地域資源等の概要
- iii) 目標を達成するために実施・促進しようとする事業の内容
 - ア) 行おうとする事業の内容
 - イ) 地域の責任ある関与の概要
 - ウ) 事業全体の概ねのスケジュール

総合特区受付窓口(地域活性化統合事務局)

第一号基準
(基本方針に適合)

i) 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること

- 単に国の支援措置のみを求めるものではなく、国と地域で共有し、協働プロジェクトとして推進することができる包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示がなされていること、
- 提示されている解決策が政策課題の解決に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること

ii) 先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること

- 政策課題の解決に有効なものとして、同様の政策課題の解決を図る国内の他の取組に比して先駆的と認められる取組が提示されていること
- 関係者の合意形成が整い事業実施段階にある等、熟度が高く、実現可能性が高いものと認められること

iii) 実現を支える地域資源等が存在すること

- 地域の歴史や文化、地理的条件、社会資本や技術の存在、産業や担い手の集積等の地域資源の特性を踏まえた取組や事業が提示されていること

iv) 有効な国の規制・制度改革の提案があること

- 国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案がなされていること
- 提案の内容が政策課題の解決策として提示された内容に合致していること

v) 地域の責任ある関与があること

- 地域の自発性、自立性、主体性を重視する観点から、地域の関与が示されていること
例) ①地域独自の税制・財政・金融上の支援措置 ②地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定 ③地方公共団体等における体制の強化 等
- 指定申請書に示されている目標に対する評価が適切に実施されることが明らかであること
※評価については、地方公共団体による自己評価のみではなく、地域協議会における協議や地域住民の参加等、より客観的な評価手続を明記していることが望ましい。

vi) 運営母体が明確であること

- 運営母体として、法に基づく地域協議会が組織され、一定の活動実績を有すること
※活動実績としては、法に基づく組織として位置付けられる以前のものも含め、総合的に判断する。
※規制の特例措置を活用した事業の実施にあたり、利害関係を有する団体も、地域協議会の構成員となっていることが望ましい。

第二号基準

(事業の実施が我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる)

国際戦略総合特区: 目標の達成が、産業の国際競争力の強化に寄与すること

地域活性化総合特区: 目標の達成が、地域の活性化に寄与すること

※事業の実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いものと認められるかを総合的に勘案

総合特区計画の認定

最初の認定から
1年を経過した時点の
年度末までに実施
(以降、原則毎年実施)

総合特区の評価

(個々の総合特区に関する評価)

- ・指定地方公共団体及び事業実施主体が自ら行うことが原則
- ・指定地方公共団体が評価結果を評価書として取りまとめることを基本
- ・評価書の取りまとめに際しては、地域協議会を活用して行う

規制の特例措置等の評価

- ・評価書等を踏まえ、当該規制の特例措置等の所管省庁が行うことを基本
- ・複数の省庁にまたがる規制の特例措置等の評価については、内閣府が関係府省と協力して実施

国と地方の協議会による調査審議

総合特区評価・調査検討会(有識者により構成)において意見を聴取

総合特区推進WGへの報告

総合特別区域基本方針(案)の概要

○ 総合特区基本方針の構成 (枠内は総合特別区域法の関連条項)

第一 総合特区の意義及び目標

- 総合特区制度の意義・目標・国際戦略総合特区／地域活性化総合特区の意義を記載

第二 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

- 政府が実施すべき施策として、以下の事項を記載
 - ① 政府の推進体制（本部・WG等） [§ 59～68](#)
 - ② 新たな規制の特例措置の提案制度関係 [§ 10・33](#)
 - ③ 総合特区推進方針（国際競争力強化方針・地域活性化方針）関係 [§ 9・32](#)
 - ④ 国と地方の協議会関係 [§ 11・34](#)
 - ⑤ 総合特区の評価関係 [※法律には規定なし](#)
 - ⑥ 関連施策との連携 [§ 6](#)

第三 総合特区の指定に関する基本的な事項

- 総合特区の指定に関し、以下の事項を記載 [§ 8・31](#)
 - ① 基本的事項
 - ② 指定基準
 - ③ 指定申請手続関係
 - ④ 指定手続関係
 - ⑤ 地域協議会関係 [§ 19・42](#)

第四 総合特区計画の認定に関する基本的な事項

- 総合特区計画の認定に関し、以下の事項を記載 [§ 12・35](#)
 - ① 基本的事項
 - ② 認定申請の主体及び手続
 - ③ 総合特区計画の記載事項
 - ④ 総合特区計画の認定基準
 - ⑤ 関係行政機関の長による同意の手続
- その他総合特区計画に関する基本的な事項として、以下の事項を記載
 - ① 協議途上の特例措置の取扱い及び総合特区計画の変更
 - ② 特例措置が適用されなくなる場合の対応

第五 政府が講ずべき措置についての計画

- 規制の特例措置・税制特例措置・総合特区支援利子補給金等の活用のための総合特区計画の記載事項等の所要手続等を規定 [§ 20～30・43～58](#)
- 総合特区における関係府省の財政上の支援措置及び総合特区調整費の活用のための手続等を規定 [※法律には規定なし](#)

第六 その他必要な事項

- 法令解釈事前確認制度（ノーアクションレター）、透明性の確保について規定 [※法律には規定なし](#)

第一 総合特区の意義及び目標

1 総合特区制度の意義

- 政策課題の解決を図る突破口とするため、地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限活用し、政策課題解決の実現可能性の高い区域における取組に対して、国と地域の政策資源を集中
- 国際戦略総合特区については産業の国際競争力の強化、地域活性化総合特区については地域の活性化を推進し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る
- 地域の包括的・戦略的な取組を、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置により、地域の実情に合わせて総合的に支援
- 地域がめざす政策課題の解決の基本的方向性を国と地域とで共有できるものについて総合特区として指定
- その考え方について、総合特区推進方針としてそれぞれ定めた上で、国と地域の協働プロジェクトとして進め、国と地方の協議会を経て具体化した規制の特例措置等について、総合特区計画として、具体事項を定めた計画を認定し、各種施策を集中実施
- このことにより、総合特区制度は次の二つの機能を発揮することが期待
 - ア) 政策課題の解決に有効と考えられる先駆的な取組で、地域資源を活用する等、実現可能性が高い区域を厳選して政策資源を集中し、規制の特例措置等を総合的に講じることにより、我が国の成長戦略実現のための政策課題解決の突破口とする
 - イ) 関係主体の合意に基づく地域の責任ある関与がなされている区域に対し、従来は全国的な展開に踏み切れない規制・制度改革を区域限定で実施し、地域の自主性、自立性を高める突破口とする

2 国際戦略総合特区の意義

- 強い経済を実現するためには、産業の国際競争力の強化を通じて安定した内需と外需を創造し、富が広く循環する経済構造を築くことが重要
- 国際戦略総合特区は、成長分野を中心に、我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる大都市等の地域を厳選
- 地方公共団体及び民間事業者が連携した当該産業の拠点形成に資する取組に対して、産業の国際競争力の強化に関する規制の特例措置等の施策を集中的に推進し、支援を行う
- これにより、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化の効果とも相まって、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与

3 地域活性化総合特区の意義

- 産業構造等の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化を受け、近年、地域の活性化が我が国の成長戦略実現のための喫緊の課題
- 地域活性化総合特区は、農業、観光業その他の産業の振興のため、新たなビジネスモデルや市場の創出を図る取組や、急速な少子高齢化の進展等による経済社会情勢の変化に対応した社会の構築を図る取組に対して、地域の活性化に関する規制の特例措置等の施策を集中的に推進し、支援
- 地域の活性化に伴う経済効果の周辺地域への波及や、先駆的な取組による課題解決モデルの構築等を通じ、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与

4 総合特区制度により実現すべき目標

- 総合特区制度の導入により実現すべき目標は、国際戦略総合特区は産業の国際競争力の強化、地域活性化総合特区は地域の活性化
- これらの目標に資するものとして、地域において取組んでいる分野として、提案を踏まえ例示
 - ア) グリーン・イノベーション関係（3分野）
 - イ) ライフ・イノベーション関係（2分野）
 - ウ) アジア経済戦略関係（4分野）
 - エ) 観光立国・地域活性化戦略（3分野）
- 東日本大震災によって被災した地域や、震災の影響を受けた地域における総合特区制度の運用にあたっては、震災の影響を十分に考慮した運用を行う
- 総合特区制度の運用にあたっては、地域協議会の活用等により、地域の実情に最も精通した住民、NPO、民間企業などの民間主体の創意工夫が最大限いかされるよう努めるとともに、これらの民間主体が総合特区における取組に主体的に参画できるよう十分配慮（付帯決議第3関係）

第二 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1 政府における推進体制

- ・総合特区推進本部
 - 本部は、総合特区の円滑かつ確実な実施のための総合調整及び規制の特例措置等の整備を推進
 - 本部意見として取りまとめられた事項及び本部決定された事項に関し、縦割りを排して密接に連携し、地域の総意に基づく取組を総合的に支援
- ・総合特区推進ワーキンググループ（WG）
 - 総合特区担当大臣を議長とし、各府省の副大臣又は大臣政務官等のうち、それぞれ各府省の大臣の指定する者により構成
 - 機動的に開催し、総合特区の指定等、本部の意見を踏まえ、又は議を経ることとされている事項について整理
 - 本方針又は本部の決定に基づき、必要に応じ、承認等の権限を有するとともに、関係機関調整等の機能を担う
- ・内閣官房、内閣府及び各省庁の連携
 - 関係府省は、内閣官房及び内閣府と緊密に連携し、地域の責任ある戦略に基づく取組が実現するよう、地域からの提案の実現に向け、最大限努力
 - 内閣府特命担当大臣が設置された場合には、内閣府設置法に基づく勧告権があることを明記
 - 課題の把握や相談への対応等については、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室等とも連携
- ・総合特区評価・調査検討会
 - 内閣府は、総合特区制度の運用の透明性・公平性・中立性を高めるため、有識者により構成する「総合特別区域評価・調査検討会」を開催し、総合特区の指定・評価等に関してその知見を活用

2 規制の特例措置等の提案の受付・対応

- ・総合特区に係る規制の特例措置等の提案制度の概要
 - 現場の声をより重視した規制・制度改革を実現するため、総合特区の指定申請をする際等に、あらゆる分野の国の規制・制度に関し、規制の特例措置等の提案をできる
 - 政府は、当該地方公共団体が総合特区として指定され、又は既に指定されている場合、地方公共団体等より提出された提案を受け、規制の特例措置等の検討を行う
- ・提案の対象
 - 許認可等による具体的な制限のみでなく、広く、経済的、社会的活動一般に関して何らかの事項を規律するもの全てを対象とする。また、必要となる施策体系が存在しない場合、そのような新しい施策体系の導入に係る提案も含む。
 - 規制の改革（過去に行われた規制改革の改善や活用促進のための措置を含む。）
 - 国の権限・事務の地方公共団体への委譲・ワンストップ化
 - 国の関係機関の業務の見直し
 - 国の制度、事務手続の見直し（税制・財政・金融上の支援措置の改善、国の認定手続の簡素化等）等に関する提案を全て受け付け。
 - 単に当該総合特区に係る取組、事業への国の支援を求めるのみの提案ではなく、規制の改革をはじめとして、既存の施策体系の改善につながる提案を対象とする
- ・提案受付の方法
 - 提案の受付は内閣官房が行う
 - 内閣官房は、提案に向けた相談に応じるものとし、関係府省は、内閣官房が提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行う
- ・提案の方法
 - 提案は、総合特区の指定申請をしようとする地方公共団体（地域協議会が組織されている場合に限る。）又は既に総合特区の指定を受けている地方公共団体より行うことができる
 - 提案団体は、提案を行う場合には、提案内容等を記載した提案書を内閣官房に提出
 - 提案書には原則として①提案団体名、②提案内容、③総合特区に係る取組との関係 を記載
 - 提案に際しては、地域協議会等を通じ、提案内容について、関係主体の合意を得ていることを推奨
 - 民間実施主体は、総合特区制度を活用した事業を実施しようとする場合に、地方公共団体に対して、提案の要請を行うことができる（総合特区の指定申請の提案も併せて行うことを原則）
- ・提案を受けた政府の対応
 - 総合特区の指定を行った場合には、国と地方の協議会における協議の議題とする
 - 関係府省は、国と地方の協議会の協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずる
 - 条例で法令の特例を創設する提案は、地方公共団体が地域において説明責任を果たすと同時に、その結果等についても責任を負うことを意味するものであり、関係府省はこのことを十分踏まえて協議を行う

3 総合特区推進方針に関する基本的な事項

- 総合特区について、国と地方が政策課題や解決の方向性を共有し、協働プロジェクトとして推進する方向性を定めることを目的
- 目標、政策課題及びその解決策を指定申請書の記載内容に基づき記載することを基本
- 大幅な修正、追加、削除を伴う場合には、申請主体と十分な協議を行い、申請主体の同意が得られていることが必要
- ①総合特区により実現を図る目標、②国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題と解決策、③行おうとする取組、事業に関する基本的事項 を記載

4 国と地方の協議会に関する基本的な事項

- ・国と地方の協議会の目的
 - 国と地方の協議会は、総合特区の指定後、総合特区推進方針に基づき、協議会で協議をするべき事項及び構成員を定めた上で、速やかに組織
 - 当該総合特区の指定地方公共団体より提案された規制の特例措置等の整備に関する協議を行うほか、総合特区及び規制の特例措置等の評価結果の審議を行う
 - 関係府省、地方公共団体と地域の実施主体等が政策課題と解決の方向性を共有し、自らの権限や利益のみに拘泥することなく、地域の立場に立って、政策課題の解決に向けた措置を真摯に検討することが必要
 - 構成員である関係府省は、新たな規制の特例措置等に関する提案の実現に向けた誠実な協議を行い、規制の特例措置等の一層の充実・強化を図らなければならない。（付帯決議第6関係）
 - 特に規制の特例措置に係る提案については、地域の提案に対して、関係省庁は、代替措置の提案も含め、前向きな議論を実施（仮に当該提案の実現が困難である場合には、明確な根拠を示す）
 - 地方公共団体等は、国と地方の協議会が、単に国の支援の要望を行う場ではなく、政策課題の解決に向けた規制の特例措置等について協議する場であることを念頭に、協議に参画することが必要
- ・国と地方の協議会の進め方
 - 国と地域の協議会の運営にあたっては、効率的かつ効果的な運営を図る
 - 協議の結果については文書として取りまとめることとし、構成員はこれを尊重

5 総合特区の評価に関する基本的な事項

- ・評価の対象
 - 一定期間ごとに①総合特区の評価、②規制の特例措置等の評価 を実施
- ・評価の時期
 - 原則として、総合特区計画認定の翌年度末までに実施し、以降原則毎年度実施
- ・評価の方法
 - 総合特区の評価：事業実施主体が実施し、指定地方公共団体がとりまとめ（とりまとめに際しては、地域協議会を活用）
 - 規制の特例措置等の評価：地方公共団体による評価を踏まえ、所管する関係府省が実施
 - いずれも、評価結果については、国と地方の協議会における審議を経て、推進WGに報告し、速やかに公表
- ・評価結果の反映
 - 各省庁の施策に適切に反映するほか、関係する総合特区において実施する事業に適切に反映
 - 評価結果を踏まえ、指定基準に適合しなくなったと認めるときは、指定解除・変更が可能
 - 規制の特例措置については、規制の特例措置等の評価結果を踏まえ、適切な対応を行う

6 関連する施策との連携に関する基本的な事項

- ・都市の国際競争力の強化に関する施策との連携（都市再生特別措置法との連携）
- ・経済社会の構造改革の推進に関する施策との連携（構造改革特別区域法との連携）
- ・地域の活力の再生に関する施策との連携（地域再生法との連携）
- ・その他の関連する施策との連携
 - 関係府省は、総合特区における政策課題とその解決方向を地域と共有し、地域の責任ある戦略が実現するよう、内閣官房・内閣府と緊密に連携し、積極的に対応（付帯決議第4関係）
 - 国際戦略総合特区における企業誘致等に当たっては、国際競争力の強化に資する他の関連制度との窓口をワンストップ化するなど、関連制度間の緊密な連携による相乗効果をうみ出しながらグローバル企業等の誘致を推進（付帯決議第5関係）

第三 総合特区の指定に関する基本的な事項

1 総合特区の指定に関する基本的な事項

- 指定に当たっては、我が国の現下の財政事情等に鑑み、「選択と集中」の観点を最大限にいかすため、政策課題を解決する上で有効かつ先駆的な取組の実現可能性が高い地域を厳選し、国と地域の政策資源を集中（付帯決議第1関係）
- 特に、国際戦略総合特区については、成長分野を中心に、我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性をもちうる大都市等の地域を厳選するため、その指定数は少数に限定
- 総合特区制度の円滑な導入を図るため、特に初年度においては、少数に絞り込んで指定を行い、その後、順次指定を拡大

2 総合特区の指定基準

- ① 基本方針に適合するものであること。（第1号基準）
 - 総合特区の意義及び目標に照らし、政策課題を解決する上で有効かつ先駆的な取組の実現可能性が高い地域を厳選するとの観点から、内閣府が受理した総合特区の指定申請書及び添付資料により、以下の6項目の基準に基づき判断
 - 複数の政策課題が設定されている場合は、個々の政策課題と、対応する解決策及び事業に関し、それぞれ判断
- i) 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること
 - 国と地域で共有し、協働プロジェクトとして推進することができる包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示がなされていること
 - 提示されている解決策が政策課題の解決に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること
- ii) 先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること
 - 政策課題の解決に有効なものとして、同様の政策課題に挑戦する国内の他の取組に比して先駆的と認められる取組が提示されていること
 - 関係者の合意形成が整い事業実施段階にある等、熟度が高く、実現可能性が高いものと認められること
- iii) 取組の実現を支える地域資源等が存在すること
 - 地域資源の特性を踏まえた取組や事業が提示されていること
- iv) 有効な国の規制・制度改革の提案があること
 - 指定申請に併せ、国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案がなされており、提案の内容が政策課題の解決策として提示された内容に合致していること
- v) 地域の責任ある関与があること
 - 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置、地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定、地方公共団体等における体制の強化等の地域の関与が示されていること
 - 指定申請書に示されている目標に対する評価が適切に実施されることが明らかであること
- vi) 運営母体が明確であること
 - 運営母体として、法に基づく地域協議会が組織され、一定の活動実績を有すること（活動実績としては、法に基づく組織として位置付けられる以前のものも含め、総合的に判断）
- ② 当該区域において産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。（第2号基準）
 - 国際戦略総合特区：事業の実施による目標の達成が、具体的には、我が国の経済をけん引することが期待される産業分野において、国際レベルでの競争優位性をもちうる拠点形成に資すること
 - 地域活性化総合特区：事業の実施による目標の達成が、地域の活性化に寄与し、経済効果の周辺地域への波及や、先駆的な取組による課題解決モデルの構築等に資すること
 - 判断に当たっては、事業の実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いものと認められるかを総合的に勘案

3 総合特区の指定申請手続に関する基本的な事項

- ・ 指定申請の受付時期
 - 総合特区の指定申請を行うことができる期間は、原則として通年とする
 - 毎年3月末までに受理した指定申請は7月末まで、9月末までに受理したものは翌年1月末までに指定することを原則（初年度を除く）
- ・ 指定申請書の記載事項
 - i) 指定申請に係る区域の範囲
 - ア) 総合特区として見込む区域の範囲
 - イ) アの区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域（必要に応じ）
 - ウ) 区域設定の根拠
 - ii) 目標及び目標を達成するために取り組むべき政策課題
 - ア) 総合特区により実現を図る目標（数値目標、目標達成年次の明示（例えば5年以内等）を推奨）
 - イ) 包括的・戦略的な政策課題と解決策
 - ウ) 取組の実現を支える地域資源等の概要
 - iii) 目標を達成するために実施等する事業
 - ア) 行おうとする事業の内容
 - イ) 地域の責任ある関与の概要
 - ウ) 事業全体の概ねのスケジュール
 - ※ 添付資料として協議会における協議状況等及び併せて行う規制の特例措置等の提案を、参考資料として a) 併せて提案した規制の特例措置等の実現が必要な事業、b) 事業ごとの財政措置の要望 を添付
- ・ 指定申請区域の範囲
 - 総合特区の指定基準に即した区域設定が必要
 - 国際戦略総合特区は、産業の国際競争力強化の拠点整備が行われる区域に限定することを基本
 - 地域活性化総合特区は、取組の内容に応じた柔軟な設定を許容
 - 一つのプロジェクトと認められる複数区域（いわゆる「飛び地」）も可
 - 複数のプロジェクトが連携して行うことで相乗効果が得られる場合には、一つの総合特区とすることも可（連携の必然性と実態が必要／個々のプロジェクト自体が指定基準を満たしていることが必要）
 - 許認可等の指定申請主体の関与が想定される規制の特例措置については、各地域の戦略に応じて、当該措置の適用を想定する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域の設定も可

4 総合特区の指定手続に関する基本的な事項

- 総合特区の指定にあたっては、指定が恣意的にならないよう、指定審査過程の透明性を確保（付帯決議第2関係）
- 指定基準に照らし、内閣府において、取組の分野に応じた有識者の意見も踏まえつつ、客観的な評価を実施
- 評価結果を踏まえ、推進WGの議を経て、本部の意見を聴取した上で内閣総理大臣が指定
- 内閣府は、これらの評価、選定の過程をインターネット等を通じ、速やかに公開
- 総合特区の指定基準に該当しないと見込まれるときは、総合特区の指定を行わない
- 指定を行わない場合、総合特区の指定基準に照らし不足すると認められる事項について、指定申請主体に伝えるとともに、構造改革特区制度、地域再生制度その他の地域活性化施策の活用に係る助言その他の支援を実施

5 地域協議会に関する基本的な事項

- ・ 地域協議会の目的
 - 取組の主体である地方公共団体と民間実施主体が、明確な役割分担の下に連携し、一体となって推進できる体制が整っていることが重要
 - 地域の関係団体や利害関係者が一体となった推進体制を確立することを目的
 - 地域協議会は、当該地域が総合特区として指定された後も、次のような事項について協議を行う
 - ア) 国と地方の協議会での協議への対応
 - イ) 総合特区計画の作成・変更
 - ウ) その他、総合特区計画の実施に関し必要な事項（関係機関調整・当該総合特区における取組の評価等）
- ・ 地域協議会の進め方
 - 形式的な協議会ではなく、構成員による適切な役割や責任の分担がなされており、実質的な協議・合意形成の場となっていることが必要
 - ICT等も活用した迅速な意思決定体制を推奨

第四 総合特区計画の認定に関する基本的な事項

1 総合特区計画の認定に関する基本方針

- ・総合特区計画に関する基本的事項
 - 総合特区計画は、総合特区において①規制の特例措置、②税制上の特例措置、③総合特区支援利子補給金、④財政上の支援措置（総合特区推進調整費含む）等の特例措置・支援措置を実際に適用するために必要な事項を示すもの
 - 協議を通じて合意した、実施に必要な要件や利害関係者との調整手続等について、国と地域で互いに確認し、規制の特例措置等に係る責任の所在と役割分担を明確にするもの
 - ・認定申請の主体及び手続
 - 当該計画に基づく事業を実施する場所をその区域に含む指定地方公共団体
 - 財政上の支援措置（総合特区推進調整費含む）を活用しようとする場合には、国と地方の協議会の協議結果を踏まえ、総合特区計画に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧を添付
 - ・総合特区計画の記載事項
 - ア) 総合特区の名称
 - イ) 特定総合特区事業の実施が当該総合特区に及ぼす経済社会的効果
 - ウ) 総合特区において実施・促進する特定総合特区事業の内容及び実施主体
 - エ) 特定総合特区事業ごとに活用する規制の特例措置等
 - オ) その他特定総合特区事業に関する事項
 - カ) その他総合特区における産業の国際競争力の強化若しくは地域の活性化の推進に必要な事項 ※ア)、イ)、カ)は任意
 - 特定総合特区事業が総合特区に及ぼす経済的社会的効果については、数値化や効果発現時期も含め、できる限り具体的に記載
 - 財政上の支援措置を活用しようとする場合にはウ)又はカ)に記載することが必要（関係府省は、当該事業に対して予算の範囲内で支援に努めるが、当該事業に対する財政上の支援措置の活用が担保されるものではない）
- ・総合特区計画の認定基準
 - i) 当該総合特区に係る総合特区推進方針に合致しており、個別の総合特区特例措置の実施に係る要件、手続が満たされていること
 - ii) 産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に資する目標が設定されており、目標を達成するために必要な事業が記載されていること
 - iii) 事業等が具体化されており、かつ、事業の実施スケジュールが明確であること
 - 反社会的勢力やその関係者の行う又は行うことが想定される計画については認定しない
- ・関係行政機関の長による同意の手続
 - 関係府省は、第五（規制の特例措置以外）又は別表1・2（規制の特例措置）に示す同意の要件等に適合していれば、特例措置の内容等に明らかに反する場合を除き、同意するものとする

2 その他総合特区計画に関する基本的な事項

- ・協議途上の特例措置の取扱及び総合特区計画の変更
 - 当該総合特区に係る国と地方の協議会において協議されている規制の特例措置等のうち、一部の措置について協議が調い、総合特区特例措置として整備された場合において、指定地方公共団体は、整備された一部の措置のみに係る総合特区計画を作成し、認定申請を行うことが可能
 - 国と地方の協議会における協議が進展し、これを踏まえて新たな総合特区特例措置が整備され、当該総合特区において当該総合特区特例措置を活用しようとする際には、総合特区計画の変更を随時行う
- ・特例措置が適用されなくなる場合の対応
 - 規制の特例措置等が本則化（全国展開）、廃止等される場合の手続を規定

第五 政府が講ずべき措置についての計画

1 規制の特例措置

- 総合特区に係る規制の特例措置は、別表1（国際戦略）・別表2（地域活性化）として整理
- 別表1・2には、総合特区において講ずることとした規制の特例措置の内容、関係行政機関の長の同意の要件、規制の特例措置に伴い必要となる手続等を記載
- 内閣官房は、別表1・2に掲げられた規制の特例措置を定める法令の案を作成する際は別表に即して作成
- 法改正が必要な規制の特例措置については、総合特別区域法の一部改正案として、できる限り早期に国会へ提出

- 政令又は主務省令に係る規制の特例措置については、それぞれ総合特別区域法施行令又は施行規則の一部改正として、できる限り早い時期に公布し、施行
- 規制所管省庁は、別表1・2に定める事項及びこれに即して定められる法令で規定する条件以上のものを、通知等により付加しないものとする
- 国と地方の協議会を通じて、講ずることとされた規制改革のうち、全国において規制改革を実施することとされたもの、規制の特例措置等の評価を踏まえて本則化（全国展開）することとなったものについては、本部で決定するとともに、本部決定後、規制改革の趣旨を損なわないよう、進捗状況について本部において適切に監視（これらの措置については、本方針に新たに作成する別表3として適宜追加）

2～3 税制上の支援措置

- 以下の各税制について、①特例措置の内容、②法人指定の要件、③総合特区計画の記載事項等、④総合特区計画の同意条件 を記載
 - ・ 国際戦略総合特区設備等投資促進税制（国際戦略総合特区における特別償却・投資税額控除）
 - ・ 国際戦略総合特区事業環境整備税制（国際戦略総合特区における所得控除）
 - ・ 地域活性化総合特区税制（地域活性化総合特区における出資に対する個人所得税の所得控除）

4 総合特区における財政上の支援措置

- 総合特区における財政上の支援措置は、予算の範囲内で、以下により実施
- ① 関係府省の予算制度を活用した支援措置
 - 関係府省は、認定総合特区計画の事業に関し、所管する予算制度を活用して、重点的に財政支援を行う
 - 内閣府は、総合特区計画の認定手続きと併行し、提出された要望内容を関係府省に伝達
 - 関係府省は、所管する予算制度の活用による要望への対応方針を決定し、内閣府に報告
 - 内閣府は、関係府省から提出された対応方針をとりまとめ、推進WGに提出
- ② 総合特区推進調整費の活用
 - なお支援が足りない場合には、総合特区推進調整費によって機動的に補完
 - 総合特区推進調整費は、ア)・イ)の場合に、各省庁の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完
 - ア) 提案された規制・制度改革の検討を関係府省において行う場合
 - 内閣府は、指定地方公共団体からの規制の特例措置等の提案を関係府省が検討するために必要な調査費等の要望を各省庁から聴取の上、配分計画案を作成し、推進WGにおいて承認
 - イ) 目的達成のために必要な事業への支援について、各省庁の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合
 - 内閣府は、関係府省が所管する当該年度の予算制度では対応できないとする財政支援要望を踏まえ、総合特区推進調整費の配分計画案を策定し、関係府省に協議の上、推進WGの承認を求める
 - 当該年度における財政支援要望のうち、関係府省の所管の予算制度の活用及び総合特区推進調整費のいずれの活用も困難と関係府省で判断したものについては、当該省庁がその理由を推進WGに対して説明
 - 内閣府は、推進WGにおいて承認を得た配分計画に基づき、調整費に係る予算を関係府省に移替え、関係府省において移替え後の予算を執行

5 金融上の支援措置

- 総合特区支援利子補給金に関し、①概要、②総合特区計画の記載事項、③総合特区計画の同意条件 を記載
- 中小機構の行う総合特区施設設備促進業務に関し、①概要、②総合特区計画の記載事項及び同意条件 を記載

6 その他の支援措置

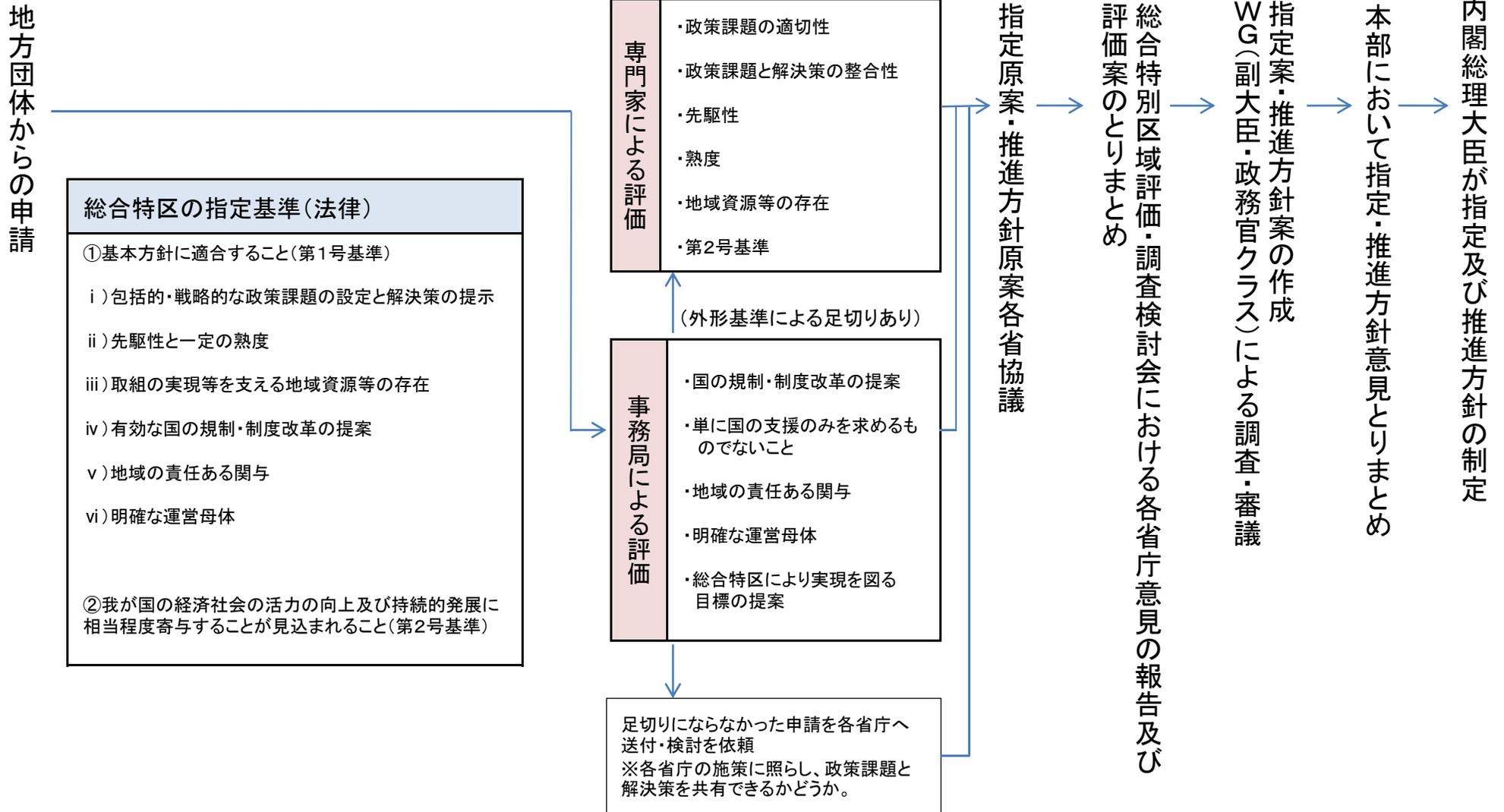
- 補助金等交付財産の転用手続の特例について、①概要、②総合特区計画の記載事項及び同意条件 を記載

第六 その他必要な事項

- ・ 法令解釈事前確認制度（ノーアクションレター）
 - 規制の特例措置等の提案をするにあたって、事前に法令の解釈を明確にすることにより、総合特区制度の円滑な運用を促進
 - 確認を求められた関係行政機関の長は、原則として30日以内に回答
 - 個別の回答の内容については、原則として本部のホームページ上等において公開
- ・ 透明性の確保
 - 総合特区制度の運用にあたっては、徹底的に透明性を確保
 - 内閣官房において行う本方針の変更等、並びに、内閣府において行う総合特区の指定及び総合特区計画の認定に関する事務、国と地方の協議会の組織及び運営、規制の特例措置等の評価等に際しては、本部のホームページ等を活用し、関係する会議の構成員、資料、議事録等の関係資料を迅速に公開
 - 地方公共団体は、地域協議会の運営や総合特区の評価にあたっては、地方公共団体又は民間実施主体のホームページ等を活用し、協議会の構成員、資料、議事録等の関係資料を迅速に公開するものとする

指定プロセス

資料4-2



評価・調査検討会及び専門家評価の体制

「総合特別区域評価・調査検討会」

指定基準の運用方針や指定の手続き、申請に対する評価、認定後のフォローアップ等に関しご意見を伺う。

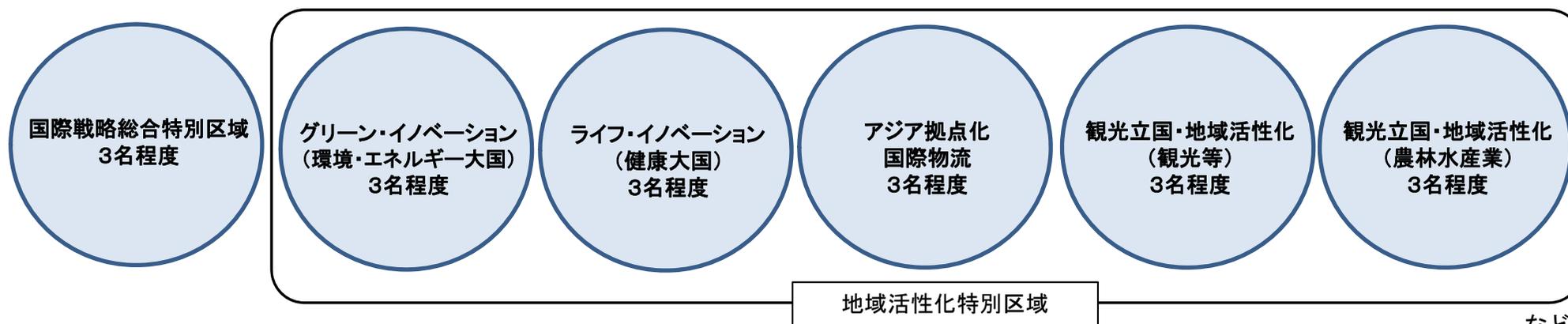
【産業競争力強化や地域活性化全般を横断的に評価できる有識者】

規制・制度改革 地域活性化全般	八田達夫 大西隆 武田公子	経済学者 東京大学教授 金沢大学経済学部教授
NPO・新しい公共 自治体経験者	宮城治男 北脇保之	NPO法人ETIC代表理事 学校法人浜松海の星女学院理事長

【環境・医療・福祉などの主要な各分野ごとの有識者】

グリーン・イノベーション	藤田壮	東洋大学大学院特任教授・国立環境研究所環境都市研究プログラム総括
ライフ・イノベーション	廣井良典	千葉大学法経学部教授
アジア拠点化・国際物流	深川由起子	早稲田大学政治経済学術院教授
観光立国・地域活性化（観光等）	竹林幹雄	神戸大学教授
観光立国・地域活性化（農林水産業）	玉冲仁美	株式会社タマノワ 代表取締役
	安藤光義	東京大学准教授

「分野ごとの専門家グループ」



※1つの提案を該当する分野に分け、当該分野の複数の専門家により評価いただき、それを平均する。

（複数の分野にまたがる場合は、該当する専門家グループそれぞれに評価いただく。）

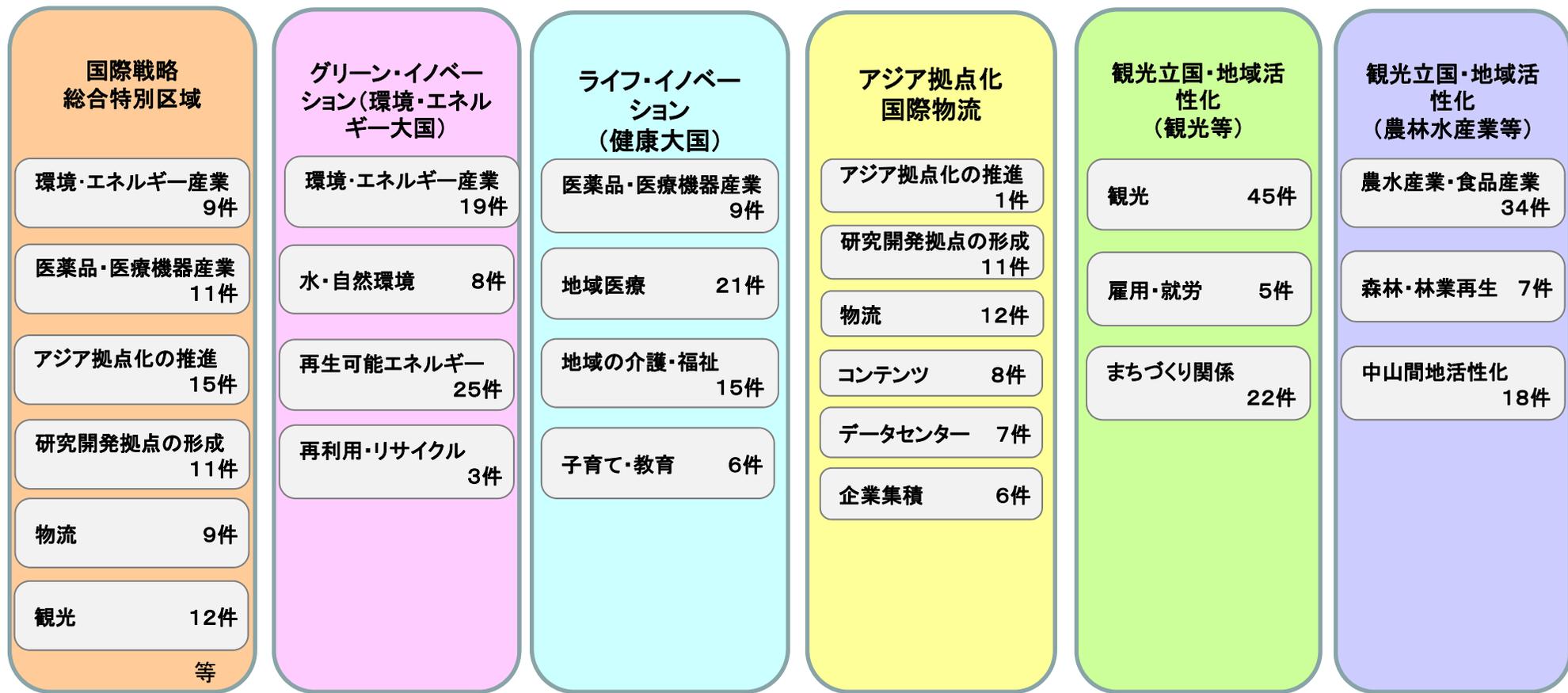
※分野、人数については、実際に申請を受け付けてから再検討を行う。

「総合特別区域評価・調査検討会」

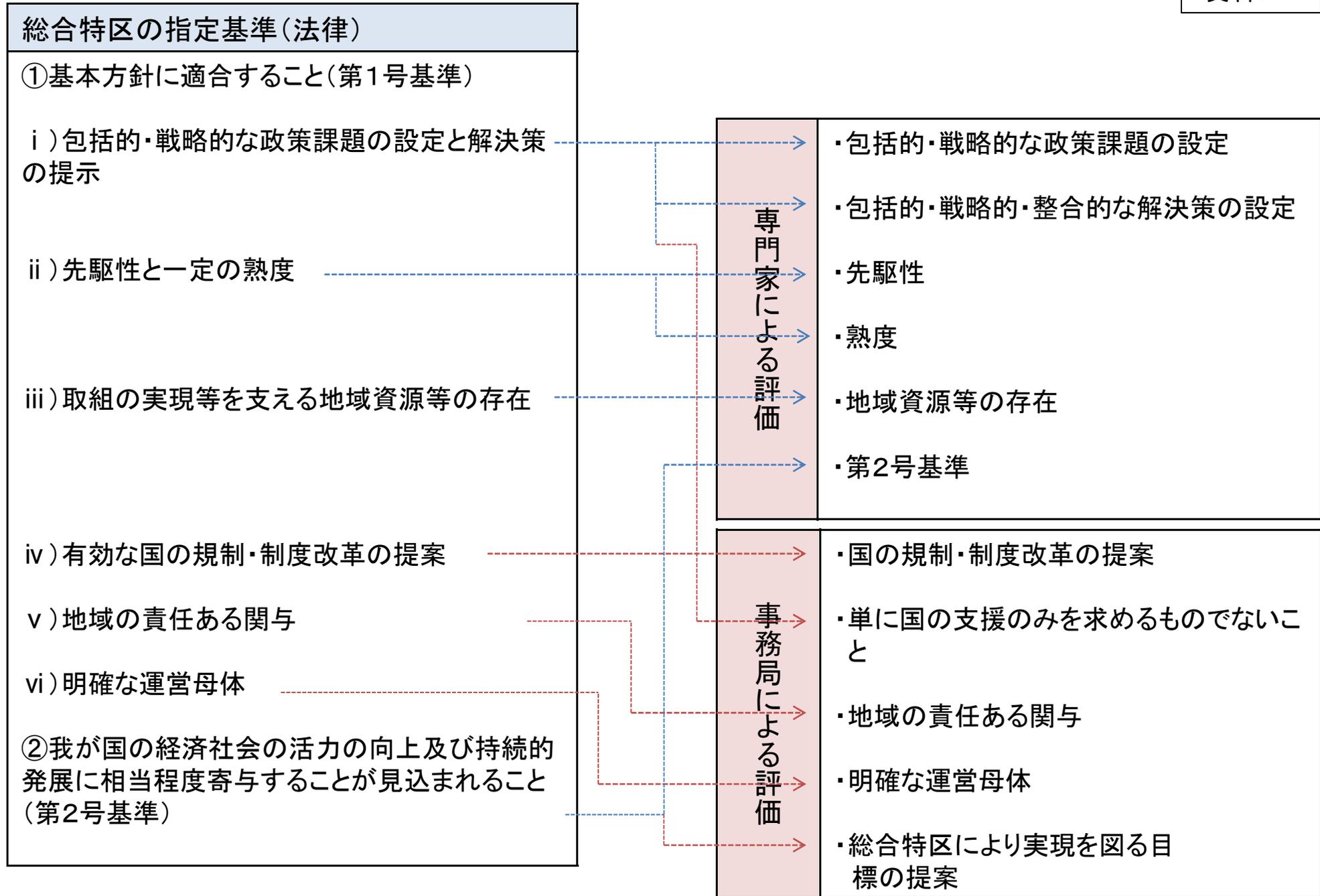
指定基準の運用方針や指定の手続き、申請に対する評価等に関しご意見を伺う。

(産業競争力強化や地域活性化全般を横断的に評価できる有識者(5名程度)、医療・福祉などの主要な各分野ごとの有識者(5名程度))

法律を検討するため、地方公共団体から寄せられた提案295件を分類した結果、以下のような分野での専門家が必要と推定される。
(実際には申請を受け付けてから再検討か?)



法律、基本方針と評価の関係



総合特区申請に係る採点表①

資料5-2

申請主体名	
申請プロジェクト名	
政策課題の種類	
国際・地域の別	

1. 専門家評価		
評価項目	判定	意見
①包括的・戦略的な政策課題の設定	A～E	
②包括的・戦略的・整合的な解決策の設定	A～E	
③先駆性	A～E	
④熟度	A～E	
⑤地域資源等の存在	A～E	
上記項目の評価による総得点		点 算定式: (Aの数×4点+Bの数×3点+Cの数×2点+Dの数×1点)÷2
評価項目	意見	
⑥我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれるか		
⑦事業実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いものか		
⑧その他特記事項		

注) 1. 専門家評価⑥、⑦は、総合特別区域評価・調査検討会、総合特別区域推進WGに対して専門的な見地からの助言を行うもの

総合特区申請に係る採点表②

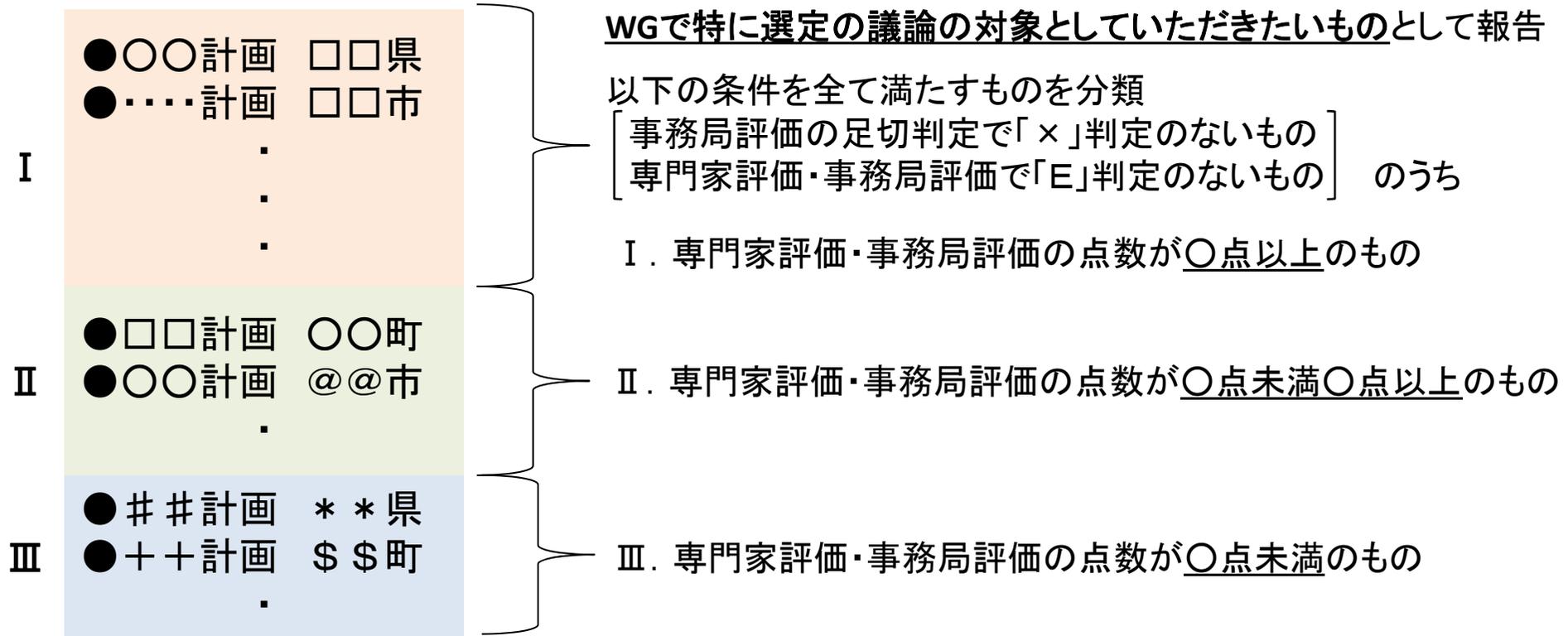
申請主体名	
申請プロジェクト名	
政策課題の類型	
国際・地域の別	

2. 事務局評価			
評価項目	評価の要件	判定	意見
(1) 新たな規制・制度改革の提案	① 国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案の有無	○, ×	
	② 政策課題の解決策として必要なものが包括的・網羅的に提案されており、かつ有効か	A~E	
(2) 国の支援のみを求めるものに該当しないものか		○, ×	
(3) 地域の責任ある関与	① 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置	A~E	
	② 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和、独自のルールの設定		
	③ 地方公共団体等における体制の強化		
	④ その他の地域の責任ある関与		
	⑤ 総合特区の目標に対する評価の適切な実施	○, ×	
(4) 明確な運営母体	① 法に基づく地域協議会の設置の有無	○, ×	
	② 地域協議会を構成する者が合理的なメンバーで構成されており、一定の活動実績があるか	A~E	
(5) 総合特区により実現を図る目標の提案	○ 目標が具体的に記載されているとともに数値目標の設定の考え方が適切か	A~E	
上記項目の評価による総得点			点 算定式: (Aの数×4点+Bの数×3点+Cの数×2点+Dの数×1点)×5/8
(6) 区域の設定等、その他特記事項			

※判定に、(1)①、(2)、(3)⑤、(4)①が「×」のないもので、その他の項目に「E」のものがないものは「1. 専門家評価」へ

WG報告分類(専門家評価及び事務局評価における総得点)

申請案件を以下の3分類に整理



※ 総合特別区域評価・調査検討会及びWGにおいては、報告案件について、全ての評価項目の評価結果を総合的に判断して選定意見を作成する

※ 0点については、全体の点数分布、選定数とその対象とする候補数などにより決定

※ 国際は1本、地域は専門分野ごとに点数順にまとめる

(とりまとめイメージ)

提案主体名	提案プロジェクト名	政策分野	1. 専門家評価								2. 事務局評価					合計 得点			
			①包括的・戦略的な政策課題の設定	②包括的・戦略的・総合的な解決策の設定	③先駆性	④熟度	⑤地域資源等の存在	⑥我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれるか	⑦事業実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いものか	①～⑤の合計得点×1/2	(1) 新たな規制制度改革の提案		(2) 国の支援のみを求めないものか		(3) 地域の責任ある関与		(4) 明確な運営母体		(5) 総合特区により実現を図る目標の提案
			①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
○○県	○○計画	a	A	A	A	A	A	10	○	A	○	A	○	○	A	A	10

指定基準の運用方針（案）

1. 専門家評価

① 包括的・戦略的な政策課題の設定

申請に係る総合特区（以下単に「総合特区」という）の目標に照らして必要かつ戦略的な政策課題として適切であると認められるか

A：極めて適切であると認められる

B：十分に適切であると認められる

C：適切であると認められる

D：目標に照らして必要かつ戦略的な政策課題として適切であると認めるには不十分である

E：目標に照らして必要かつ戦略的な政策課題として適切であるとは認められない

② 包括的・戦略的・整合的な解決策の設定

解決策が、総合特区の目標及び政策課題に照らして包括的・戦略的・整合的であり、政策課題の解決に相当程度寄与することと認められるか

A：解決策が包括的・戦略的・整合的であり、政策課題の解決に寄与すると極めて十分に認められる

B：解決策が包括的・戦略的・整合的であり、政策課題の解決に寄与すると十分に認められる

C：解決策が包括的・戦略的・整合的であり、政策課題の解決に寄与すると認められる

D：解決策が包括的・戦略的・整合的であること及び政策課題を解決することに係る寄与の度合が不十分であると認められる

E：解決策が包括的・戦略的・整合的であること及び政策課題を解決することに係る寄与の度合が極めて不十分であると認められる又は寄与すると認められない

③ 先駆性

政策課題の解決に有効なものとして当該取組の先駆性が認められるか

A：同様の政策課題の解決を図る国内の他の取組みと比較して極めて十分に先駆性があると認められる

B：同様の政策課題の解決を図る国内の他の取組みと比較して十分に先駆性があると認められる

C：同様の政策課題の解決を図る国内の他の取組みと比較して先駆性があると認められる

- D：同様の政策課題の解決を図る国内の他の取組みと比較して先駆性を認めるには不十分である
- E：同様の政策課題の解決を図る国内の他の取組みと比較して先駆性を認めるには極めて不十分又は不適切である

④ 熟度

関係者の合意形成が調っているか、及び事業の実現可能性について以下のいずれかに該当すると判断されたか

- A：事業内容が確定していてその実現可能性は極めて高く、かつ、関係者の合意形成が調っているもの
- B：事業内容が確定していてその実現可能性は十分に高く、かつ、関係者の合意形成が調っているもの
- C：事業内容は確定しており、かつ、関係者の合意形成が調っているもの
- D：事業内容は確定しているが、関係者の合意形成が調っていない、又は調う見込みが明確でないもの
- E：事業内容が確定していないもの、又は事業の全体像が不明確であるもの

⑤ 地域資源等の存在

地域の歴史や文化、地理的条件、社会資本や技術の存在、産業や担い手の集積等の地域資源の特性を踏まえた取組や事業であると認められるか

- A：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて著しく優れていると認められる
- B：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて十分に優れていると認められる
- C：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて優れていると認められる
- D：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて優れていると認めるには不十分である
- E：地域資源の特性を踏まえた取組や事業が、他の地域に比べて優れていると認められない

⑥ 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること

【国際】

以下の事項を総合的に評価した意見を記載

事業の実施による総合特区の目標の達成が、以下の事項をどの程度満たすか

- ・我が国の経済の牽引役となることが期待される産業分野であること

- ・国際レベルでの競争優位性を持ちうる拠点形成に資すること
- ・当該総合特区に係る産業や地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化の効果と相まって、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与すること

【地域】

以下の事項を総合的に評価した意見を記載

事業の実施による総合特区の目標の達成が、以下の事項をどの程度満たすか

- ・地域の活性化に寄与すること
- ・経済効果が周辺地域に波及することや新たな課題可決モデルの構築に資することを通じて、我が国の経済社会の活力向上及び持続的発展に相当程度寄与すること

- ⑦ 事業の実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いものと認められるかを総合的に勘案

2. 事務局評価

(1) 新たな規制・制度改革の提案

- ① 国の規制・制度改革の特例措置等の提案の有無

○：国の規制・制度改革の提案があるもの

×：未記入、国の規制・制度改革の提案がないもの

- ② ①で「○」判定のものについて、国の規制・制度改革の特例措置等が、政策課題の解決策として必要なものが包括的・網羅的に提案されており、かつ有効であると認められるか。

A：包括的・網羅的で有効であると極めて十分に認められる

B：包括的・網羅的で有効であると十分に認められる

C：包括的・網羅的で有効であると認められる

D：包括的・網羅的で有効であると認めるには不十分である

E：包括的・網羅的で有効であると認めるには極めて不十分である
又は認められない

(2) 国の支援のみを求めるものに該当しないものか

○：申請内容が国の支援を一方的に求める内容ではないもの

×：申請内容が国の支援を一方的に求める内容であるもの

(3) 地域の責任ある関与

- ①～④ 地域の責任ある内容がどのようなものか

※国際、地域ごとに全件を相対評価する予定

- ⑤ 総合特区の目標に対する事後評価が適切に実施されると認められるか
○：目標に対する事後評価が適切に実施されると認められる
×：目標に対する事後評価が適切に実施されないと認められない

(4) 明確な運営母体

- ① 法定地域協議会の設置の有無
○：法定地域協議会が設置されている
×：法定地域協議会が未設置、又は設置予定段階である
- ② ①で「○」判定のものについて、地域協議会を構成する者が合理的なメンバーで構成されており、一定の活動実績があると認められるか
A：合理的なメンバーで構成され、活動や調整・意見交換が極めて十分に実施されていると認められる
B：合理的なメンバーで構成され、活動や調整・意見交換が十分に行われていると認められる
C：合理的なメンバーで構成され、活動や調整・意見交換が行われていると認められる
D：合理的なメンバーで構成されていないものの、活動や調整・意見交換は行われていると認められる
E：合理的なメンバーで構成されておらず、活動実績がない又は不明である

(5) 総合特区により実現を図る目標の提案

- 目標の記載に当たっては、目標が数値として表され、目標達成年次が明示（例：5年以内）されるなど具体的に記載されているとともに、数値目標の設定の考え方が適切であると認められるか
A：目標の記載の具体性及び設定の考え方が極めて適切であると認められる
B：目標の記載の具体性及び設定の考え方が十分に適切であると認められる
C：目標の記載の具体性があり、その設定の考え方は適切であると認められる
D：目標の記載の具体性及び設定の考え方が不十分であると認められる
E：目標の記載の具体性及び設定の考え方が極めて不十分又は不適切であると認められる

指定に関する総合特別区域法（抜粋）

（国際戦略総合特別区域の指定）

第八条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独で又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて次に掲げる基準に適合するものについて、国際戦略総合特別区域として指定することができる。

一 総合特別区域基本方針に適合すること。

二 当該区域において産業の国際競争力の強化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。

2 地方公共団体は、前項の規定による申請（以下この節において「指定申請」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 指定申請に係る区域の範囲

二 前号の区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

三 前号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

3 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、指定申請をすることについての提案をすることができる。

一 当該提案に係る区域において特定国際戦略事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る区域における特定国際戦略事業の実施に關し密接な関係を有する者

4 前項の提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき指定申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、指定申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、第十九条第一項の国際戦略総合特別区域協議会（以下この節において「地域協議会」という。）が組織されているときは、当該指定申請に係る第二項各号に掲げる事項その他当該指定申請に關し必要な事項について当該地域協議会における協議をしなければならない。

6 指定申請には、前項の規定により聴いた関係地方公共団体の意見の概要（同項の規定により地域協議会における協議をした場合にあつては、当該意見及び当該協議の概要）を添付しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定（以下この条及び次条第一項において単に

「指定」という。）をしようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならない。

8 内閣総理大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

9 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体（以下この章において「指定地方公共団体」という。）の申請に基づき、国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、第五項から前項までの規定は国際戦略総合特別区域の指定の解除について、前各項の規定はその区域の変更について、それぞれ準用する。

10 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、国際戦略総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第七項及び第八項の規定を準用する。

第三十一条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独で又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて次に掲げる基準に適合するものについて、地域活性化総合特別区域として指定することができる。

- 一 総合特別区域基本方針に適合すること。
- 二 当該区域において地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。

〔指定に関する総合特別区域法基本方針（抜粋）〕

第二 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

2 総合特別区域に係る規制の特例措置等の提案の受付及び対応に関する基本方針

② 総合特別区域に係る規制の特例措置等の提案の対象

提案の対象とする規制・制度は、許認可等による具体的な制限のみでなく、広く、経済的、社会的活動一般に関して何らかの事項を規律するもの全てを対象とする。また、必要となる施策体系が存在しない場合、そのような新しい施策体系の導入に係る提案も含み、対象とする。

具体的には、規制の改革（過去に行われた規制改革の改善や活用促進のための措置を含む。）、国の権限・事務の地方公共団体への委譲・ワンストップ化、国の関係機関の業

採点表 2.(2)

務の見直し、国の制度、事務手続の見直し（税制・財政・金融上の支援措置の改善、国の認定手続の簡素化等）等に関する提案を全て受け付けるものとする。

ただし、単に当該総合特区に係る取組、事業への国の支援を求める提案ではなく、規制の改革をはじめとして、既存の施策体系の改善につながる提案を対象とすることとする。

第三 国際戦略総合特別区域の指定及び地域活性化総合特別区域の指定に関する基本的な事項

1 総合特区の指定に関する基本的な事項

法第8条第1項又は法第31条第1項に基づき、当該区域において産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域であつて、2に示す総合特区の指定基準に該当すると見込まれるものについて、それぞれ国際戦略総合特区若しくは地域活性化総合特区として指定する。

総合特区の指定に当たっては、我が国の現下の財政事情等に鑑み、「選択と集中」の観点を最大限にいかすため、政策課題を解決する上で有効かつ先駆的な取組の実現可能性が高い地域を厳選し、国と地域の政策資源を集中させることとする。

特に、国際戦略総合特区については、成長分野を中心に、我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる大都市等の地域を厳選するため、その指定数は少数に限定するものとする。

また、総合特区制度の円滑な導入を図るため、特に初年度においては、少数に絞り込んでも指定を行い、その後、順次指定を拡大することとする。

採点表 1.①②

2 総合特区の指定基準

法第8条第1項各号又は法第31条第1項各号に掲げる総合特区の指定基準について、具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

① 基本方針に適合するものであること。（第1号基準）

総合特区の意義及び目標に照らし、政策課題を解決する上で有効かつ先駆的な取組の実現可能性が高い地域を厳選すると観点から、内閣府が受理した総合特区の指定申請書及び添付資料により、以下の6項目の基準に基づき判断する。

なお、複数の政策課題が設定されている場合は、個々の政策課題と、対応する解決策及び事業に関し、それぞれ判断することとなる。

i) 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること

採点表 2.③④

単に国の支援措置のみを求めるのではなく、国と地域で共有し、協働プロジェクトとして推進することができる包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示がなされていること、提示されている解決策が政策課題の解決に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断する。

ii) 先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること

政策課題の解決に有効なものとして、同様の政策課題の解決を図る国内の他の取組に比して先駆的と認められる取組が提示されていること、それらの取組について、関係者の合意形成が整い事業実施段階にある等、熟度が高く、実現可能性が高いものと認められることをもって判断する。

採点表 2.⑤

iii) 取組の実現を支える地域資源等が存在すること

地域の歴史や文化、地理的条件、社会資本や技術の存在、産業や担い手の集積等の地域資源の特性を踏まえた取組や事業が提示されていることをもって判断する。

iv) 有効な国の規制・制度改革の提案があること

指定申請に併せ、第二の2に基づく国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案がなされており、提案の内容が政策課題の解決策として提示された内容に合致していることをもって判断する。

採点表 2.(1)①②

v) 地域の責任ある関与があること

地域の自発性、自立性、主体性を重視する観点から、地域独自の税制・財政・金融上の支援措置、地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定、地方公共団体等における体制の強化等の地域の関与が示されていること、指定申請書に示されている目標に対する評価が適切に実施されることが明らかであることをもって判断する。

採点表 2.(3)①②③④⑤

なお、評価については、地方公共団体による自己評価のみではなく、地域協議会における協議や地域住民の参加等、より客観的な評価手続を明記していることが望ましい。

vi) 運営母体が明確であること

真に国際競争力の強化や地域の活性化につながる取組を行うに当たっては、取組の主体である地方公共団体と、特定総合特区事業の予定実施主体等が、明確な役割分担の下に連携し、一体となって推進できる体制が整っていることが重要であることを鑑み、運営母体として、法に基づく地域協議会が組織され、一定の活動実績を有することをもって判断する。ただし、活動実績としては、法に基づく組織として位置付けられる以前のものも含め、総合的に判断する。

採点表 2.(4)①

なお、思い切った規制の特例措置の実現や、規制の特例措置を活用した事業の実施に当たっては、利害関係を有する団体についても、事業の構想・計画段階から意見交換や調

整を行うことが重要であるため、このような団体も、地域協議会の構成員となっていることが望ましい。

② 当該区域において産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。(第2号基準)

国際戦略総合特区にあつては、指定申請書に記載されている事業の実施による目標の達成が、産業の国際競争力の強化に寄与すること、具体的には、我が国の経済をけん引することが期待される産業分野において、国際レベルでの競争優位性を持ちうる拠点形成に資することにより、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化の効果とも相まって、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することをもって判断する。

また、地域活性化総合特区にあつては、指定申請書に記載されている事業の実施による目標の達成が、地域の活性化に寄与し、経済効果の周辺地域への波及や、先駆的な取組による課題解決モデルの構築等を通じ、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することをもって判断する。

これらの判断に当たっては、**事業の実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いもの**と認められるかを総合的に勘案するものとする。

3 総合特区の指定申請手続に関する基本的な事項

① 指定申請の受付時期

総合特区の指定申請を行うことができる期間は、原則として通年とする。

内閣府は、指定申請を受理した際は、毎年3月末までに受理したものの指定については同年7月末までに、9月末までに受理したものの指定については翌年1月末までに行うことを原則として、必要な手続を進めるものとする。ただし、総合特区制度の円滑な導入を図るため、制度導入初年度である平成23年度においてはこの限りではない。なお、一度行われた指定申請について、指定申請の内容の追加又は変更がある場合、指定申請を行った地方公共団体は、いつでも提出した指定申請書の追加又は変更を行うことができるものとする。この場合、指定申請の受理日は、追加又は変更がなされた後の指定申請書を受理した日とする。

② 指定申請の主体

総合特区の指定申請をしようとする主体（以下「指定申請主体」という。）は、以下の

採点表 2.(5)

いずれかによるものとする。

- ア) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）単独
 - イ) 複数の市町村の共同
 - ウ) 都道府県単独
 - エ) 複数の都道府県の共同
 - オ) 都道府県と市町村の共同
 - カ) その他法第2条第5項の地方公共団体として位置付けられている団体
 - キ) ア)～オ)のいずれかと、カ)の団体との共同
 - ク) ア)～キ)のいずれかと、総合特区内において事業を実施する実施主体（地方公共団体を除く。以下「民間実施主体」という。）の共同
- なお、法第8条第2項及び法第31条第2項に基づく指定申請の手続は、指定申請主体に含まれる地方公共団体により行われるものとする。

③ 指定申請書等の作成

- 指定申請に当たっては、法第8条第2項又は法第31条第2項並びに総合特別区域法施行規則（以下「施行規則」という。）第1条又は第2条に基づき、指定申請書及び添付図書を作成するものとする。指定申請書には、以下の事項を記載するものとする。
- i) 指定申請に係る区域の範囲
 - （法第8条第2項第1号又は法第31条第2項第1号関係）
 - ア) 総合特区として見込む区域の範囲
 - イ) ア)の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域（必要に応じ設定）
 - ウ) 区域設定の根拠
 - ii) 産業の国際競争力の強化に関する目標又は地域の活性化に関する目標及び目標を達成するために取り組むべき政策課題（同第2号関係）
 - ア) 総合特区により実現を図る目標
 - イ) 包括的・戦略的な政策課題と解決策
 - ウ) 取組の実現を支える地域資源等の概要
 - iii) 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容（同第3号関係）
 - ア) 行おうとする事業の内容
 - イ) 地域の責任ある関与の概要
 - ウ) 事業全体の概ねのスケジュール

なお、ii)ア)の「目標」の記載に当たっては、目標が数値として表され、目標達成年次が明示（例えば5年以内等）されている等、できる限り具体的に記載することが望ましい。

施行規則に基づき、指定申請に当たっては、指定申請書に加え、以下の図書を添付するものとする。

i) 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図

ii) 法第8条又は法第31条に基づく指定申請の提案を踏まえて行われた指定申請に際しては、当該提案の概要

iii) 関係地方公共団体の意見の概要（地域協議会における協議をした場合にあっては、当該意見及び当該協議の概要）

iv) 新たな規制の特例措置等の提案と併せて指定申請を行う場合は、当該提案の写しなお、第二の2⑤に基づく提案書を、指定申請書に添えて内閣府に提出する場合には、当該提案書をもって、iv)の提案の写しに替えることができる。

また、指定申請書の参考資料として、以下の事項について記載した書類を添付することができ。

i) 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧

ii) 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧

その他、詳細な指定申請書等の記載方法の手引については、本部のホームページ等において公開する。

④ 地域協議会における協議及び関係地方公共団体の意見聴取

2に示す通り、総合特区として指定されるためには、地域協議会が設置されていることが必要条件となる。このため、指定申請主体は、指定申請をしようとするときは、原則として、法第8条第5項又は法第31条第5項に基づき、地域協議会における協議を経る必要がある。その際は、法第8条第6項又は法第31条第6項に基づき、当該協議の概要を指定申請書に添付しなければならない。

また、指定申請主体は、法第8条第5項又は法第31条第5項に基づき、関係地方公共団体の意見を聴き、法第8条第6項又は法第31条第6項に基づき、指定申請に際し当該意見の概要を添付しなければならない。

意見を聴くべき関係地方公共団体としては、例えば、都道府県が総合特区の指定申請を行う場合にあつては、その申請に係る区域に存する市町村が該当すると考えられる

が、どの地方公共団体が関係地方公共団体に該当するかの判断については、指定申請主体たる地方公共団体の判断によるものとする。

なお、指定申請主体に含まれる地方公共団体及び地域協議会の構成員となっている地方公共団体については、指定申請の段階でその意見が十分に反映されているものと考えられるため、改めて意見を聴く必要はない。

⑤ 指定申請区域の範囲

法第8条第2項第1号又は法第31条第2項第1号に示す指定申請に係る区域の範囲の設定に当たっては、総合特区の指定基準に即した区域設定が必要である。

指定申請に際して定める区域は、国際戦略総合特区については、産業の国際競争力強化の拠点整備が行われる区域に限定することを基本とする。一方、地域活性化総合特区については、取組の内容に応じ、柔軟に設定してもよいものとする。

また、指定申請に当たっては、一つの取組と認められる場合には、複数区域にわたり区域を設定（いわゆる「飛び地」）してもよいものとするほか、複数の取組が連携して行うことで相乗効果が得られる場合には、それら複数の取組をまとめて一つの区域として設定してもよいものとする。ただし、複数の取組が連携した取組については、連携の必然性と実態が認められ、かつ、個々の取組自体がそれぞれで総合特区の指定基準を満たしている場合について、一つの総合特区として指定するものとする。

なお、各地域の戦略に応じて、個別の規制の特例措置等ごとに、当該措置の適用を想定する区域として、総合特区の区域内に含まれる、より小さな区域を設定してもよいものとする。

なお、指定申請書の作成に当たっては、区域の範囲と併せ、区域設定の根拠となる考え方も整理し、指定申請書に記載することとする。

⑥ 民間等による法第8条又は法第31条に基づく指定申請の提案

特定総合特区事業を実施しようとする者又は特定総合特区事業の実施に関し密接な関係を有する者（民間企業、NPO、個人事業主等の民間主体を含む。）は、地方公共団体に対して、法第8条第3項又は法第31条第3項に基づき、指定申請の提案をすることができる。

指定申請の提案をする際は、原則として、指定申請書の案を作成して行うものとする。また、規制の特例措置等の提案の要請を同時に行う場合は、当該指定申請書の案に、当該措置に係る提案要請書を添付し、行うこととする。

地方公共団体が指定申請の提案を受けた場合は、法第8条第4項又は法第31条第4項に基づき、指定申請の可否について、遅滞なく、提案者に通知しなければならない。

また、指定申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
なお、地方公共団体においては、行政手続法（平成5年法律第88号）第6条に基づき、民間主体による提案に基づく指定申請の可否を通知するまでの標準処理期間を定めることが望ましい。

4 総合特区の指定手続に関する基本的な事項

総合特区の指定に当たっては、指定が恣意的にならないよう、指定審査過程の透明性を確保することとする。

総合特区の指定申請主体より提出された指定申請書（併せて規制の特例措置等の提案書が提出されている場合は、当該指定申請書及び当該提案書）に基づき、2に示した指定基準に照らし、内閣府において、取組の分野に応じた有識者の意見を聞いた上で、客観的な評価を行う。

この評価を踏まえ、推進WGの議を経て、法第8条第7項又は法第31条第7項に基づき、本部の意見を聴取した上で内閣総理大臣が指定する。

内閣府は、これらの評価、選定の過程を、インターネット等を通じ、速やかに公開するものとする。

なお、指定申請が行われた場合において、2に示した総合特区の指定基準に該当しないと見込まれるときは、総合特区の指定を行わないものとする。

この場合、内閣府は、総合特区の指定基準に照らし不足すると認められる事項について、指定申請主体に伝えることとする。内閣府は、その後、地域が目指す産業の国際競争力の強化又は地域の活性化の実現に向け、総合特区制度の活用のみならず、構造改革特区制度、地域再生制度その他の地域活性化施策の活用に係る助言その他の支援を適切に実施するものとする。その際、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室等とも連携しつつ、全国各地への専門家の派遣等の地域活性化のための取組とも連携し、地域の実情に応じた適切な支援を実施する。

なお、指定申請に併せて提案された規制の特例措置が実現しない場合には、取組全体の実現可能性に大きな影響を与えることも想定されるが、総合特区制度は、政策課題解決の方向性を国と地域で共有し、提案された規制の特例措置については、国と地方との協議会を通じて代替措置の提案も含めた前向きな議論を行う仕組みであることに十分留意し、政策課題解決の方向性を国と地域で共有できる場合には、提案された規制の特例措置の実現が指定申請段階で不確定であることのみをもって、指定手続の進捗をいたずらに遅らせることがないよう配慮すること。

5 地域協議会に関する基本的な事項

① 地域協議会の目的

総合特区を活用する事業の多くは、地方公共団体と民間実施主体が連携して行うものとなる。真に国際競争力の強化や地域の活性化につながる取組を行うに当たっては、取組の主体である地方公共団体と民間実施主体が、明確な役割分担の下に連携し、一体となって推進できる体制が整っていることが重要である。

このため、法第19条第1項又は法第42条第1項に基づく地域協議会は、地域の関係団体や利害関係者が一体となった推進体制を確立することを目的として組織されることが望ましい。

また、地域協議会は、当該地域が総合特区として指定された後も、次のような事項について協議を行うこととなる。

ア) 国と地方の協議会における協議への対応

国と地方の協議会の構成員である指定地方公共団体を通じ、又は、地域協議会の代表者が構成員となることにより、国と地方の協議会において、地域協議会がとりまとめた地域の意見を表明する。

イ) 総合特区計画の作成・変更

国と地方の協議会における協議を踏まえた当該総合特区における新たな規制の特例措置等の適用等に際して必要となる総合特区計画の作成・変更に向けた協議を行う。

ウ) その他、総合特区計画の実施に関し必要な事項

その他、総合特区計画の実施に関して必要になる事項として、

- ・ 総合特区計画に位置付けられた事業実施に際しての関係機関の間の調整
 - ・ 総合特区計画に基づく事業の実施状況の評価の実施
 - ・ これに基づくさらなる規制の特例措置等の提案
- 等に係る協議を行う。

② 地域協議会の構成員

地域協議会の構成員は、法第19条第2項又は法第42条第2項に基づき、以下により構成される。

ア) 総合特区の指定申請を行うおとする地方公共団体（共同申請の場合は、指定申請主体に含まれる全ての地方公共団体となる。）

イ) 特定総合特区事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

これに加え、それぞれ同条第3項に基づき、以下の構成員を加えることができる。

ウ) 総合特区計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

エ) その他当該地方公共団体が必要と認める者

なお、ウの「密接な関係を有する者」としては、地方公共団体が実施主体として実施する特定総合特区事業に密接に関連する民間実施主体や、特定総合特区事業に密接に関連する地域の経済団体、地域の団体、地域の金融機関、地域で活動するNPO法人などを想定している。また、思い切った規制の特例措置の実現や、規制の特例措置を活用した事業の実施に当たっては、利害関係を有する団体についても、事業の構想・計画段階から意見交換や調整を行うことが重要であるため、このような団体についても、地域協議会を構成する一員となることが望ましい。

③ 地域協議会における協議の進め方

地域協議会における協議の進め方については、法第19条第11項又は法第42条第11項に基づき、地域協議会が定めることとする。

地域協議会の運営に際しては、形式的に協議会を開催するのではなく、構成員による適切な役割や責任の分担がなされており、実質的な協議・合意形成の場となっていることが必要である。このため、ICT等も活用した迅速な意思決定体制等が推奨される。

地域協議会における協議を行うための会議において協議が調った事項については、法第19条第10項又は法第42条第10項に基づき、構成員はその結果を尊重しなければならぬ。

総合特区申請に係る申請書

別添 1 国際戦略総合特別区域の指定申請書作成イメージ

※ 本イメージは申請書の構成の一例であり、法令及び基本方針に合致しており、本イメージと概ね同一の内容が含まれていれば、必ずしも本構成と同一の構成とする必要はありません。

別記様式第 1 の 1 (第 8 条関係)

国際戦略総合特別区域指定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印
(共同して指定申請を行う者の氏名 印)

注 氏名の記載を自署で行う場合には、
押印を省略することができます。

総合特別区域法第 8 条第 1 項の規定に基づき、国際戦略総合特別区域について指定を申請します。

◇ 指定を申請する国際戦略総合特別区域の名称

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○特区

注) 指定申請する総合特区の名称を記載。(任意)

1 指定申請に係る区域の範囲

ア) 総合特区として見込む区域の範囲

(a) 地番に基づき指定する場合

○市の区域のうち、○○町○丁目、○丁目及び○丁目並びに○○町(○番○、○番○から○まで、○番○、○番○及び○番○に限る。)の区域。

(b) 境界線となる道路等に基づき指定する場合

○市の区域のうち、○○県と○○県の境界線と国道○号の交会点を起点とし、順次同国道、県道○線、市道○線、○○都市計画道路○・○号○○線、○日本旅客鉄道○○線、○○川……を経て起点に至る道路、河川又は鉄道の中心線(市道○線にあつては東側端線)で囲まれた区域。

(c) 緯度、経度に基づき指定する場合

○市の区域のうち、北緯○○度○○分○○秒・○○、東経○○度○○分○○秒・○○の地点を起点とし、順次同地点から北緯○○度○○分○○秒・○○、……北緯○○度○○分○○秒・○○、東経○○度○○分○○秒・○○の地点までそれぞれ引いた線並びに海岸線を経て起点に至る線で囲まれた区域。

か

①事業全体のスケジュール

H〇年度：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

…

H〇年度：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

②地域協議会の活動状況と参画メンバー構成

H〇年〇月：協議会の母体となる〇〇〇〇コンソーシアムを設立

・当初構成員：〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇・・・)

・設立目的：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアム第〇回全体会議を開催

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアムに〇〇部会を設置

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアム〇〇部会第〇回会議を開催

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアムに新たに〇〇〇〇〇が参画し、〇〇〇〇が脱退

………

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアムを総合特区法に基づく地域協議会と位置付け

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアム第〇回全体会議（第1回地域協議会と位置付け）開催

注1) 事業全体のスケジュールや地域協議会の活動状況が明らかであれば、必ずしも本欄に示す形式である必要はない。

注2) 地域協議会の活動状況の記載にあたっては、法に基づく地域協議会として位置付ける以前の活動についても記載することが望ましい。

注3) 活動に加わったメンバー構成の記載もすること

注4) 指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「vi) 運営母体が明確であること」については、指定申請書に添付される地域協議会の意見及び協議の概要に併せ、②欄の記載事項に基づき判断することとなることに留意すること。

別添 2 地域活性化総合特区の指定申請書作成イメージ

※ 本イメージは申請書の構成の一例であり、法令及び基本方針に合致しており、本イメージと概ね同一の内容が含まれていれば、必ずしも本構成と同一の構成とする必要はありません。

別記様式第 5 の 1 (第26条関係)

地域活性化総合特別区域指定申請書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印
(共同して指定申請を行う者の氏名 印)

注 氏名の記載を自署で行う場合には、
押印を省略することができます。

総合特別区域法第31条第 1 項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

◇ 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○特区

注) 指定申請する総合特区の名称を記載。(任意)

1 指定申請に係る区域の範囲

ア) 総合特区として見込む区域の範囲

(a) 市町村の区域に基づき指定する場合

○市の区域。

○市○区の区域。

○市の区域及び○市の区域。

(b) 地番等に基づき指定する場合

○市の区域のうち、○○町○丁目、○丁目及び○丁目並びに○○町(○番○、○番○から○まで、○番○、○番○及び○番○に限る。)の区域。

(c) 境界線となる道路等に基づき指定する場合

○市の区域のうち、○○県と○○県の境界線と国道○号の交会点を起点とし、順次同国道、県道○線、市道○線、○○都市計画道路○・○号○○線、○日本旅客鉄道○○線、○○川……を経て起点に至る道路、河川又は鉄道の中心線(市道○線にあっては東側端線)で囲まれた区域。

(d) 緯度、経度に基づき指定する場合

○市の区域のうち、北緯○○度○○分○○秒・○○、東経○○度○○分○○秒・○○の地点を

か

①事業全体のスケジュール

H〇年度：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

…

H〇年度：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

②地域協議会の活動状況と参画メンバー構成

H〇年〇月：協議会の母体となる〇〇〇〇コンソーシアムを設立

・当初構成員：〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇・・・)

・設立目的：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアム第〇回全体会議を開催

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアムに〇〇部会を設置

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアム〇〇部会第〇回会議を開催

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアムに新たに〇〇〇〇〇が参画し、〇〇〇〇が脱退

………

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアムを総合特区法に基づく地域協議会と位置付け

H〇年〇月：〇〇〇〇コンソーシアム第〇回全体会議（第1回地域協議会と位置付け）開催

注1) 事業全体のスケジュールや地域協議会の活動状況が明らかであれば、必ずしも本欄に示す形式である必要はない。

注2) 地域協議会の活動状況の記載にあたっては、法に基づく地域協議会として位置付ける以前の活動についても記載することが望ましい。

注3) 活動に加わったメンバー構成の記載もすること

注4) 指定基準のうち、第一号基準として基本方針に示す「vi) 運営母体が明確であること」については、指定申請書に添付される地域協議会の意見及び協議の概要に併せ、②欄の記載事項に基づき判断することとなることに留意すること。

別添 3 規制の特例措置等の提案書作成イメージ

※ 本イメージは提案書の構成の一例であり、法令及び基本方針に合致しており、本イメージと概ね同一の内容が含まれていれば、必ずしも本構成と同一の構成とする必要はありません。

国際戦略（地域活性化）総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

年 月 日

内閣総理大臣 殿

地方公共団体の長の氏名 印

注 氏名の記載を自署で行う場合には、
押印を省略することができます。

総合特別区域法第10条第1項（第33条第1項）の規定に基づき、国際戦略（地域活性化）総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

※既に総合特区として指定を受けている地方公共団体よりの提案の場合は以下の通り記載のこと。

総合特別区域法第10条第1項（第33条第1項）の規定に基づき、国際戦略（地域活性化）総合特別区域における事業の実施に必要となる新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

規制の特例措置等の提案書

1 提案団体名

〇〇市

注) 総合特区の指定申請を民間事業者と共同で行う場合においても、本提案書については、地方公共団体の名で作成願います。

2 提案内容

ア) 規制の特例措置の提案→(1) 新たな規制・制度改革の提案①国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案の有無②政策課題の解決策として必要なものが包括的・網羅的に提案されており、かつ有効か

別表1の通り。

イ) 税制上の支援措置に関する提案

別表2の通り。

ウ) 財政上の支援措置に関する提案

別表3の通り。

エ) 金融上の支援措置に関する提案

別表4の通り。

オ) その他の支援措置に関する提案

別表5の通り。

注) 規制の特例措置の提案にあたっては、根拠法令等は、〇条〇項のどの部分等、具体的に記載することが望ましい。

総合特別区域法

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
- 第二章 総合特別区域基本方針（第七条）
- 第三章 国際戦略総合特別区域における特別の措置
 - 第一節 国際戦略総合特別区域の指定等（第八条―第十一条）
 - 第二節 国際戦略総合特別区域計画の認定等（第十二条―第十八条）
 - 第三節 国際戦略総合特別区域協議会（第十九条）
 - 第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置
 - 第一款 規制の特例措置（第二十条―第二十五条）
 - 第二款 課税の特例（第二十六条・第二十七条）
 - 第三款 国際戦略総合特区支援利子補給金の支給（第二十八条）
 - 第四款 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例（第二十九条）

第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際戦略総合特区施設整備促進業務（第三十条）

第四章 地域活性化総合特別区域における特別の措置

第一節 地域活性化総合特別区域の指定等（第三十一条―第三十四条）

第二節 地域活性化総合特別区域計画の認定等（第三十五条―第四十一条）

第三節 地域活性化総合特別区域協議会（第四十二条）

第四節 認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置

第一款 規制の特例措置（第四十三条―第五十四条）

第二款 課税の特例（第五十五条）

第三款 地域活性化総合特区支援助子補給金の支給（第五十六条）

第四款 財産の処分の制限に係る承認の手續の特例（第五十七条）

第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域活性化総合特区施設整備促進業務（第五十八

条）

第五章 総合特別区域推進本部（第五十九条―第六十八条）

第六章 雑則（第六十九条―第七十一条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、その基本理念、政府による総合特別区域基本方針の策定及び総合特別区域の指定、地方公共団体による国際戦略総合特別区域計画及び地域活性化総合特別区域計画の作成並びにその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたこれらの計画に基づく事業に対する特別の措置、総合特別区域推進本部の設置等について定め、もって国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「総合特別区域」とは、国際戦略総合特別区域（第八条第一項に規定する国際戦

略総合特別区域をいう。次項第五号イ及び第七条第二項第三号において同じ。）及び地域活性化総合特別区域（第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域をいう。第三項及び第七条第二項第三号において同じ。）をいう。

2 この法律において「特定国際戦略事業」とは、次に掲げる事業をいう。

- 一 別表第一に掲げる事業で、第三章第四節第一款の規定による規制の特例措置の適用を受けるもの
- 二 次に掲げる事業であつて法人により行われるもの

イ 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に特に資するものとして政令で定める事業（ロに掲げるものを除く。）

ロ イの政令で定める事業であつて地方公共団体が当該事業を行う法人の経済的負担を軽減するための措置を講ずるもの（前号に掲げる事業に係る規制の特例措置で内閣府令で定めるものの適用を受けて行われるもの又はこれに準ずるものとして内閣府令で定めるものに限る。）

三 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に資するものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業（第二十八条第一項

において「国際戦略総合特区支援貸付事業」という。）であつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

四 我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与することが見込まれる産業の国際競争力の強化に資する事業（第一号に掲げる事業又は当該事業と併せて実施する事業に限る。）の活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二十二条に規定する財産をいう。次項第四号において同じ。）を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。次項第四号において同じ。）の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業

五 次に掲げる事業であつて市町村（特別区を含む。以下同じ。）により行われるもの

イ 中小企業者（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。以下この号及び次項第五号において同じ。）が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業（国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合しているものに限る。ロにおいて同じ

。の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備を行う当該中小企業者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ロ 中小企業者が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備を行う一般社団法人、一般財団法人その他の経済産業省令で定める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

3 この法律において「特定地域活性化事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 別表第二に掲げる事業で、第四章第四節第一款の規定による規制の特例措置の適用を受けるもの

二 農業、社会福祉、観光、地球環境の保全その他の分野における各般の課題の解決を図ることを通じて地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして政令で定める事業

三 地域活性化総合特別区域における農業、観光業その他の産業の振興、生活環境の整備、社会福祉の増進その他の地域の活性化に資する経済的社会的効果を及ぼすものとして内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付ける事業（第五十六条第一項において「地域活性化総合特区支援貸付事業」とい

う。）であつて銀行その他の内閣府令で定める金融機関（同項において単に「金融機関」という。）により行われるもの

四 地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資する事業（第一号に掲げる事業又は当該事業と併せて実施する事業に限る。）の活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産を当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することにより行う事業

五 次に掲げる事業であつて市町村により行われるもの

イ 中小企業者が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業（地域活性化総合特別区域における地域の活性化に資するものとして経済産業省令で定める基準に適合しているものに限る。ロにおいて同じ。）の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備を行う当該中小企業者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

ロ 中小企業者が共同して又は一の団地若しくは主として一の建物に集合して行う事業の用に供する工場、事業場、店舗その他の施設の整備を行う一般社団法人、一般財団法人その他の経済産業省令で定

める者に対し、当該整備を行うのに必要な資金の貸付けを行うこと。

4 この法律において「規制の特例措置」とは、法律により規定された規制についての第二十条から第二十三条まで及び第四十三条から第五十二条までに規定する法律の特例に関する措置並びに政令又は主務省令（以下この項において「政令等」という。）により規定された規制についての第二十四条及び第五十三条の規定による政令若しくは内閣府令（告示を含む。）・主務省令（第六十九条ただし書に規定する規制にあっては、主務省令。以下「内閣府令・主務省令」という。）又は第二十五条及び第五十四条の規定による条例で規定する政令等の特例に関する措置をいい、これらの措置の適用を受ける場合において当該規制の趣旨に照らし地方公共団体がこれらの措置と併せて実施し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

5 この法律において「地方公共団体」とは、都道府県、市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の一部事務組合若しくは広域連合をいい、港湾法（昭和二十五年法律第二十八号）第四条第一項の規定による港務局を含むものとする。

（基本理念）

第三条 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化は、地方公共団体が、これらの実現のために必要な政策課題の解決を図るため、当該地域における自然的、経済的及び社会的な特性を最大限に活用し、かつ、民間事業者、地域住民その他の関係者と相互に密接な連携を図りつつ主体的に行う取組により、地域経済に活力をもたらすとともに、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図ることを基本とし、国が、これらの取組に対して、規制の特例措置の整備その他必要な施策を、関連する諸制度の改革を推進しつつ総合的かつ集中的に講ずることを旨として、行われなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条に定める基本理念にのっとり、地域の自主性及び自立性を尊重しつつ、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の推進に当たっては、地方公共団体、民間事業者、地域住民その他の関係者による政策課題の解決のための取組が円滑に行われるよう、規制の特例措置の整備、関連する諸制度の改革の実施その他必要な措置を講じなければなら

ない。

(指定地方公共団体の責務)

第五条 指定地方公共団体（第八条第九項に規定する指定地方公共団体及び第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。次条において同じ。）は、第三条に定める基本理念にのっとり、国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(関連する施策との連携)

第六条 国及び指定地方公共団体は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の推進に当たっては、都市の国際競争力の強化に関する施策、経済社会の構造改革の推進に関する施策、地域の活力の再生に関する施策その他の関連する施策との連携を図るよう努めなければならない。

第二章 総合特別区域基本方針

第七条 政府は、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合かつ集中的な推進を図るための基本的な方針（以下「総合特別区域基本方針」という。）を定めなければならない。

らない。

2 総合特別区域基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進の意義及び目標に関する事項

二 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

三 次条第一項の規定による国際戦略総合特別区域の指定及び第三十一条第一項の規定による地域活性化総合特別区域の指定に関する基本的な事項

四 第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の同条第十項の認定及び第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の同条第十項の認定に関する基本的な事項

五 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

六 前各号に掲げるもののほか、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じた場合には、総合特別区域基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による総合特別区域基本方針の変更について準用する。

第三章 国際戦略総合特別区域における特別の措置

第一節 国際戦略総合特別区域の指定等

(国際戦略総合特別区域の指定)

第八条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独で又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて次に掲げる基準に適合するものについて、国際戦略総合特別区域として指定することができる。

一 総合特別区域基本方針に適合すること。

二 当該区域において産業の国際競争力の強化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。

2 地方公共団体は、前項の規定による申請（以下この節において「指定申請」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

一 指定申請に係る区域の範囲

二 前号の区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

三 前号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

3 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、指定申請をすることについての提案をすることができる。

一 当該提案に係る区域において特定国際戦略事業を実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る区域における特定国際戦略事業の実施に関し密接な関係を有する者

4 前項の提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき指定申請をするか否かについて、遅滞なく、当

該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、指定申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

5 地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、第十九条第一項の国際戦略総合特別区域協議会（以下この節において「地域協議会」という。）が組織されているときは、当該指定申請に係る第二項各号に掲げる事項その他当該指定申請に関し必要な事項について当該地域協議会における協議をしなければならない。

6 指定申請には、前項の規定により聴いた関係地方公共団体の意見の概要（同項の規定により地域協議会における協議をした場合にあつては、当該意見及び当該協議の概要）を添付しなければならない。

7 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定（以下この条及び次条第一項において単に「指定」という。）をしようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かななければならない。

8 内閣総理大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

9 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体（以下この章において「指定地方公共団体」という。）の

申請に基づき、国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、第五項から前項までの規定は国際戦略総合特別区域の指定の解除について、前各項の規定はその区域の変更について、それぞれ準用する。

10 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、国際戦略総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該国際戦略総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第七項及び第八項の規定を準用する。

(国際競争力強化方針)

第九条 内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請の内容を勘案して、当該指定に係る国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する方針（以下「国際競争力強化方針」という。）を定めるものとする。

2 国際競争力強化方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組む

べき政策課題

二 前号の目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、国際競争力強化方針を定めようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、国際競争力強化方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、指定地方公共団体に送付しなければならない。

5 指定地方公共団体は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対して、国際競争力強化方針の変更についての申出をすることができる。

6 内閣総理大臣は、前項の申出について検討を加え国際競争力強化方針を変更する必要があると認めるとき、又は情勢の推移により必要が生じたときは、国際競争力強化方針を変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による国際競争力強化方針の変更について準用する。

(新たな規制の特例措置等に関する提案)

第十条 指定申請をしようとする地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は指定地方公共団体（以下この条において「指定地方公共団体等」という。）は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置その他の特別の措置（次項及び次条第一項において「新たな規制の特例措置等」という。）の整備に関する提案（以下この条において単に「提案」という。）をすることができる。

2 国際戦略総合特別区域において新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、指定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた指定地方公共団体等は、当該要請に基づき提案をするか否かについて、遅滞なく、当該要請をした者に通知しなければならない。この場合において、当該提案をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならない。

6 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした指定地方公共団体等に通知しなければならない。

7 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、第四項又は前項の総合特別区域推進本部の議に先立ち、当該提案について当該協議会における協議をしなければならない。

(国と地方の協議会)

第十一条 内閣総理大臣、国务大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者及び指定地方公共団体の長（以下

この条において「内閣総理大臣等」という。）は、国際戦略総合特別区域ごとに、当該国際戦略総合特別区域において指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業、当該事業を実施するために必要な新たな規制の特例措置等の整備その他の当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に関する施策の推進に関し必要な協議を行うための協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

2 指定地方公共団体の長は、協議会が組織されていないときは、内閣総理大臣に対して、協議会を組織するよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた内閣総理大臣は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならぬ。

4 内閣総理大臣等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 地方公共団体の長その他の執行機関（指定地方公共団体の長を除く。）

二 地域協議会を代表する者

- 三 特定国際戦略事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- 四 その他特定国際戦略事業の実施に関し密接な関係を有する者
- 五 第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、内閣総理大臣等及び前項の規定により加わった者又はこれらの指名する者をもって構成する。
- 六 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 七 協議会は、会議において協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、必要な協力を依頼することができる。
- 八 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 九 協議会の庶務は、内閣府において処理する。
- 10 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二節 国際戦略総合特別区域計画の認定等

(国際戦略総合特別区域計画の認定)

第十二条 指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る国際戦略総合特別区域に係る国際競争力強化方針に即して、内閣府令で定めるところにより、当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るための計画（以下「国際戦略総合特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 国際戦略総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第九条第二項第一号の目標を達成するために国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業の内容及び実施主体に関する事項

二 前号に規定する特定国際戦略事業ごとの第四節の規定による特別の措置の内容

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に規定する特定国際戦略事業に関する事項

3 前項各号に掲げるもののほか、国際戦略総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 国際戦略総合特別区域の名称
- 二 国際戦略総合特別区域計画の実施が国際戦略総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果
- 三 前二号に掲げるもののほか、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化のために必要な事項

4 指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び第二項第一号に規定する実施主体（以下この章において単に「実施主体」という。）の意見を聴かなければならない。

5 特定国際戦略事業を実施しようとする者は、当該特定国際戦略事業を実施しようとする国際戦略総合特別区域に係る指定地方公共団体に対し、当該特定国際戦略事業をその内容に含む国際戦略総合特別区域計画の作成についての提案をすることができる。

6 前項の指定地方公共団体は、同項の提案を踏まえた国際戦略総合特別区域計画を作成する必要があると認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

7 指定地方公共団体は、国際戦略総合特別区域計画を作成しようとする場合において、第十九条第一項の

国際戦略総合特別区域協議会が組織されているときは、当該国際戦略総合特別区域計画に定める事項について当該国際戦略総合特別区域協議会における協議をしなければならない。

8 第一項の規定による認定の申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 第四項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要

二 第五項の提案を踏まえた国際戦略総合特別区域計画についての認定の申請をする場合にあつては、当該提案の概要

三 前項の規定による協議をした場合にあつては、当該協議の概要

9 指定地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たつては、国際戦略総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定国際戦略事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあつては、当該行政機関。以下同じ。）に対し、その確認を求め、当該指定地方公共団体に対して、速やかに回答しなければならない。

10 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、国際戦略総合特別区域計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 総合特別区域基本方針及び当該国際戦略総合特別区域に係る国際競争力強化方針に適合するものであること。

二 当該国際戦略総合特別区域計画の実施が当該国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

11 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条から第十四条までにおいて単に「認定」という。）を行うに際し必要と認めるときは、総合特別区域推進本部に対し、意見を求めることができる。

12 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業に関する事項について、当該特定国際戦略事業に係る関係行政機関の長（以下この節において単に「関係行政機関の長」という。）の同意を得なければならない。

13 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定に関する処理期間)

第十三条 内閣総理大臣は、認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、前条第十二項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(認定国際戦略総合特別区域計画の変更)

第十四条 認定を受けた指定地方公共団体は、認定を受けた国際戦略総合特別区域計画（以下「認定国際戦略総合特別区域計画」という。）の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第十二条第四項から第十三項まで及び前条の規定は、前項の認定国際戦略総合特別区域計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第十項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章において単に「認定」という。）を受けた指定地方公共団体（以下この節において「認定地方公共団体」という。）に対し、認定国際戦略総合特別区域計画（認定国際戦略総合特別区域計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業の実施の状況について報告を求めることができる。

（措置の要求）

第十六条 内閣総理大臣は、認定国際戦略総合特別区域計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定国際戦略総合特別区域計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められた特定国際戦略事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該特定国際戦略事業の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第十七条 内閣総理大臣は、認定国際戦略総合特別区域計画が第十二条第十項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。

3 第十二条第十三項の規定は、第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の認定の取消しについて準用する。

(認定地方公共団体への援助等)

第十八条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定国際戦略総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、認定国際戦略総合特別区域計画に係る特定国際戦略事業の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定国

際戦略事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

- 3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、認定地方公共団体、関係地方公共団体及び実施主体は、認定国際戦略総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第三節 国際戦略総合特別区域協議会

第十九条 地方公共団体は、第八条第一項の規定による国際戦略総合特別区域の指定の申請、第十二条第一項の規定により作成しようとする国際戦略総合特別区域計画並びに認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、国際戦略総合特別区域協議会（以下この条及び第二十八条第一項において「地域協議会」という。）を組織することができる。

- 2 地域協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- 1 前項の地方公共団体

- 2 特定国際戦略事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

- 3 第一項の規定により地域協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲

げる者のほか、地域協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 当該地方公共団体が作成しようとする国際戦略総合特別区域計画又は認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

二 その他当該地方公共団体が必要と認める者

4 地方公共団体は、前項の規定により地域協議会の構成員を加えるに当たっては、地域協議会の構成員の構成が、当該地方公共団体が作成しようとする国際戦略総合特別区域計画又は認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

5 次に掲げる者は、地域協議会が組織されていない場合にあつては、地方公共団体に対して、地域協議会を組織するよう要請することができる。

一 特定国際戦略事業を実施し、又は実施しようとする者

二 前号に掲げる者のほか、当該地方公共団体が作成しようとする国際戦略総合特別区域計画又は認定国際戦略総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による要請を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければ

ばならない。

7 地方公共団体は、第一項の規定により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8 第五項各号に掲げる者であつて地域協議会の構成員でないものは、第一項の規定により地域協議会を組織する地方公共団体に対して、自己を地域協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

9 前項の規定による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならぬ。

10 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置

第一款 規制の特例措置

(通訳案内士法の特例)

- 第二十条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業（通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るため、国際戦略総合特別区域通訳案内士（次項に規定する国際戦略総合特別区域通訳案内士をいう。以下この項において同じ。）の育成、確保及び活用を図る事業をいう。別表第一の一の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業に係る国際戦略総合特別区域通訳案内士については、次項から第十四項までに定めるところによる。
- 2 国際戦略総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た国際戦略総合特別区域の区域において、報酬を得て、通訳案内（通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第二条に規定する通訳案内をいう。以下同じ。）を行うことを業とする。
 - 3 国際戦略総合特別区域通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しない。
 - 4 第一項の認定を受けた指定地方公共団体が行う当該指定に係る国際戦略総合特別区域の特性に応じた通

訳案内に関する研修を修了した者は、当該国際戦略総合特別区域の区域において、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、国際戦略総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 第九項及び第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6 国際戦略総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た国際戦略総合特別区域の区域以外において、報酬

を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

7 国際戦略総合特別区域通訳案内士は、その業務に關して国際戦略総合特別区域通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た国際戦略総合特別区域の区域を明示してするものとし、当該国際戦略総合特別区域以外の区域を表示してはならない。

8 通訳案内士法第三章の規定は、国際戦略総合特別区域通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「国際戦略総合特別区域通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第二十条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第八条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この条において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第二十条第一項の認定を受けた同項に規定する国際戦略総合特別区域計画において定めたる一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）」と、同法第二十条第一項及び第二十二條中「第十八条」とあるのは「総合特別区域法第二十条第八項において準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二條、第二十三條第一項及び第二十四條から第二十七

条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、同法第二十二条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「国際戦略総合特別区域通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「総合特別区域法第二十条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「総合特別区域法第二十条第八項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

9 通訳案内士法第四章の規定は、国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「総合特別区域法第二十条第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第二十条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第八条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第二十条第一項の認定を受けた同項に規定する国際戦略総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）の長」と、同法第三十三条第一項中「この法律又はこの法律」とあるのは「総合特別区域法又は同法」と、同項、同条第二項及び同法第三十四条中「都道府

県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

- 10 通訳案内士法第三十五条の規定は、国際戦略総合特別区域通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第二十条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第八条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第二十条第一項の認定を受けた同項に規定する国際戦略総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。第三項において同じ。）の長」と、同条第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

- 11 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六項の規定に違反した者
 - 二 偽りその他不正の手段により国際戦略総合特別区域通訳案内士の登録を受けた者
 - 三 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者
- 12 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七項の規定に違反した者

二 第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

三 第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

13 第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

14 第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(建築基準法の特例)

第二十一条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、国際戦略建築物整備事業（国際戦略総合特別区域における産業の国際競争力の強化を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。別表第一の二の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該国際戦略総合特別区域内の建築物に対する建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十八条第一項から第十二項まで

(これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同法第四十八条第一項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)第二十一条第一項の認定を受けた同項に規定する国際戦略総合特別区域計画に定められた同条第二項に規定する基本方針(以下この条において「認定計画基本方針」という。)に適合すると認めて許可した場合その他」と、同項から同条第十項まで及び同条第十二項の規定のただし書の規定中「認め、」とあるのは「認めて許可した場合、」と、同条第二項から第十二項までの規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、認定計画基本方針に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

2 前項の国際戦略総合特別区域計画には、第十二条第二項第三号に掲げる事項として、当該国際戦略建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めるものとする。この場合において、当該基本方針は、当該国際戦略総合特別区域内の用途地域(建築基準法第四十八条第十三項に規定する用途地域をいう。第四十四条第二項において同じ。)の指定の目的に反することのないよう定めなければならない。

第二十二條 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、特別用途地

区国際戦略建築物整備事業（建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することにより、国際戦略総合特別区域内の特別用途地区（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第二号に掲げる特別用途地区をいう。以下同じ。）内において、産業の国際競争力の強化を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。別表第一の三の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体については、当該認定を建築基準法第四十九条第二項の承認とみなして、同項の規定を適用する。

2 前項の国際戦略総合特別区域計画には、第十二条第二項第三号に掲げる事項として、当該特別用途地区国際戦略建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

（工場立地法及び企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の特例）

第二十三条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、工場等新增

設促進事業（国際戦略総合特別区域において製造業等（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第二条第三項に規定する製造業等をいう。以下この項において同じ。）を営む者がその事業の用に供する工場又は事業場（以下この項において「工場等」という。）の新增設を行うことを促進する事業をいう。第五項第二号及び別表第一の四の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体（市町村に限る。以下この条において「認定市町村」という。）は、当該国際戦略総合特別区域における製造業等に係る工場等の緑地（同法第四条第一項第一号に規定する緑地をいう。）及び環境施設（同法第四条第一項第一号に規定する環境施設をいう。）のそれぞれの面積の敷地面積に対する割合に関する事項について、条例で、同法第四条第一項の規定により公表され、又は同法第四条の二第一項の規定により定められた準則（第十一項において「工場立地法準則」といい、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下この条において「地域産業集積形成法」という。）第十条第一項の規定により準則が定められた場合又は地域産業集積形成法第十一条第一項の規定により条例が定められた場合にあつては、その準則又はその条例（以下この条において「地域産

業集積形成法準則等」という。)を含む。)に代えて適用すべき準則を定めることができる。

2 前項の規定により準則を定める条例(以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等条例」という。)が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務であつて、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例に係る国際戦略総合特別区域に係るものは、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例を定めた認定市町村の長が行うものとする。

3 前項の規定により認定市町村の長が事務を行う場合においては、工場立地法の規定及び工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百八号)附則第三条第一項の規定中都道府県知事に関する規定は、当該国際戦略総合特別区域については、市町村の長に関する規定として当該認定市町村の長に適用があるものとする。この場合において、工場立地法第九条第二項第一号中「第四条の二第一項の規定により地域準則が定められた場合にあつては、その地域準則」とあるのは、「総合特別区域法(平成二十三年法律第 号)第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とする。

4 国際戦略総合特区緑地面積率等条例の施行により地域産業集積形成法準則等の適用を受けないこととな

った特定工場（工場立地法第六条第一項に規定する特定工場をいう。以下この条において同じ。）については、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例が施行されている間は、地域産業集積形成法第十二条第三項の規定は、適用しない。

5 国際戦略総合特区緑地面積率等条例を定めた市町村は、次に掲げる事由が生じた場合においては、当該事由の発生により当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の適用を受けないこととなった区域において当該事由の発生前に当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の適用を受けた特定工場について、条例で、当該事由の発生に伴い合理的に必要と判断される範囲内で、所要の経過措置を定めることができる。

一 第八条第九項又は第十項の規定による国際戦略総合特別区域の指定の解除又はその区域の変更

二 第十四条第一項の規定による認定国際戦略総合特別区域計画の変更（第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として工場等新增設促進事業を定めないこととするものに限る。）の認定

三 第十七条第一項の規定による第一項の認定の取消し

6 前項の規定により経過措置を定める条例（以下この条において「国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例」という。）が施行されている間は、工場立地法の規定により都道府県知事の権限に属するものと

されている事務であつて、同項の特定工場に係るものは、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例を定めた市町村の長が行うものとする。

7 前項の規定により市町村の長が事務を行う場合においては、第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「第二十三条第一項の規定により準則が定められた場合にあつては、その準則」とあるのは、

「第二十三条第五項の規定により条例が定められた場合にあつては、その条例」と読み替えるものとする。

8 国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の施行により地域産業集積形成法準則等の適用を受けないこととなつた特定工場については、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例が施行されている間は、地域産業集積形成法第十二条第三項の規定は、適用しない。

9 国際戦略総合特区緑地面積率等条例の施行前に都道府県知事にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出であつて国際戦略総合特区緑地面積率等条例の施行の日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされていないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

10 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における国際戦略総合特区緑地面積率等条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第五項各号に掲げる事由の発生又は国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例（国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例が定められている場合にあつては、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例）で定めた準則の適用を受けないこととなった特定工場（当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により工場立地法準則の適用を受けることとなったものに限る。）について、それぞれ当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効の日、同項各号に掲げる事由の発生の日又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効の日（以下この項及び次項において「特定日」という。）前に第二項又は第六項の規定によりこれらの規定に規定する事務を行うものとされた市町村の長（指定都市（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の長を除く。）にされた工場立地法第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項

又は工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による届出は、特定日以後においては、当該市町村の存する都道府県の知事にされたものとみなす。ただし、当該届出であつて特定日において勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮の処理がされてないものについての勧告、勧告に係る事項を変更すべき旨の命令又は実施の制限の期間の短縮については、なお従前の例による。

12 前項ただし書の規定によりなお従前の例によることとされる場合における特定日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 前二項の規定は、国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、第五項各号に掲げる事由の発生又は国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例が定められている場合にあつては、当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例) で定めた準則の適用を受けないこととなつた特定工場(当該国際戦略総合特区緑地面積率等条例の廃止若しくは失効、同項各号に掲げる事由の発生又は当該国際戦略総合特区緑地面積率等経過措置条例の廃止若しくは失効により地域産業集積形成法準則等の適用を受け

ることとなつたものに限る。)について準用する。この場合において、第十一項中「市町村の長(指定都市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。))の長を除く。)」とあるのは「市町村の長」と、「当該市町村の存する都道府県の知事」とあるのは「地域産業集積形成法第十条第三項又は第十一条第二項の規定によりこれらの規定に規定する事務を行うものとされた当該市町村の長」と読み替えるものとする。

(政令等で規定された規制の特例措置)

第二十四条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、政令等規制事業(政令又は主務省令により規定された規制に係る事業をいう。以下この条及び別表第一の五の項において同じ。)を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

(地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置)

第二十五条 指定地方公共団体が、第十二条第二項第一号に規定する特定国際戦略事業として、地方公共団体事務政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制（指定地方公共団体の事務に関するものに限る。以下この条において同じ。）に係る事業をいう。以下この条及び別表第一の六の項において同じ。）を定めた国際戦略総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

第二款 課税の特例

第二十六条 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号イ又はロに掲げる事業を実施する法人（内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体（内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）が指定するものに限る。以下この条において「指定法人」という。）であつて、国際戦略総合特別区域内において当該事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した

機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 指定法人は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を認定地方公共団体に報告しなければならない。

3 認定地方公共団体は、指定法人が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 認定地方公共団体は、第一項の規定による指定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 指定法人の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第二十七条 専ら国際戦略総合特別区域内において認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号口に掲げる事業を実施する法人であつて、次の各号のいずれかに該当するもの（当該国際戦略総合特別区域内に本店又は主たる事務所を有する法人であることその他の内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体が指定するものに限る。以下この条において「指定特定事業法人」とい

う。）の所得については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

一 第八条第一項の規定による当該国際戦略総合特別区域の指定の日以後に設立された法人

二 前号に掲げるもののほか、当該認定国際戦略総合特別区域計画の認定の日以後に、当該認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号ロに掲げる事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設した法人

2 指定特定事業法人は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を認定地方公共団体に報告しなければならない。

3 認定地方公共団体は、指定特定事業法人が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 認定地方公共団体は、第一項の規定による指定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 指定特定事業法人の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 国際戦略総合特区支援助利子補給金の支給

第二十八条 政府は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められている国際戦略総合特区支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定国際戦略総合特別区域計画に係る地域協議会の構成員であり、かつ、当該国際戦略総合特区支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第三号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「国際戦略総合特区支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約により当該年度において支給することとする国際戦略総合特区支援利子補給金の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超えることとならないようにしなければならない。

3 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により支給することとする国際戦略総合特区支援利子補給金の総額が、当該利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して五年間について

て、内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高に、内閣総理大臣が定める利子補給率を乗じて計算した額を超えることとならないようにしなければならない。

4 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、国際戦略総合特区支援利子補給金を支給すべき当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高は、当該貸付けが最初に行われた日から起算して五年間における当該貸付けの貸付残高としなければならない。

5 政府は、利子補給契約により国際戦略総合特区支援利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた国際戦略総合特区支援利子補給金の総額の範囲内において、内閣府令で定める期間ごとに、当該期間における当該利子補給契約に係る貸付けの実際の貸付残高（当該貸付残高が第三項の規定により計算した貸付残高を超えるときは、その計算した貸付残高）に同項の利子補給率を乗じて計算した額を、内閣府令で定めるところにより、支給するものとする。

6 利子補給契約により政府が国際戦略総合特区支援利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降七年度以内とする。

7 内閣総理大臣は、指定金融機関が第一項に規定する指定の要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

8 指定金融機関の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第四款 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

第二十九条 認定地方公共団体が認定国際戦略総合特別区域計画に基づき第二条第二項第四号に掲げる事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う国際戦略総合特区施設整備促進業務

第三十条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第五号に掲げる事業を行う認定地方公共団体（市町村に限る。）に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

第四章 地域活性化総合特別区域における特別の措置

第一節 地域活性化総合特別区域の指定等

(地域活性化総合特別区域の指定)

第三十一条 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、地方公共団体が単独で又は共同して行う申請に基づき、当該地方公共団体の区域内の区域であつて次に掲げる基準に適合するものについて、地域活性化総合特別区域として指定することができる。

- 一 総合特別区域基本方針に適合すること。
- 二 当該区域において地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。
- 2 地方公共団体は、前項の規定による申請（以下この節において「指定申請」という。）を行う場合には、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
 - 一 指定申請に係る区域の範囲
 - 二 前号の区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題
 - 三 前号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容
- 3 次に掲げる者は、地方公共団体に対して、指定申請をすることについての提案をすることができる。

- 一 当該提案に係る区域において特定地域活性化事業を実施しようとする者
- 二 前号に掲げる者のほか、当該提案に係る区域における特定地域活性化事業の実施に関し密接な関係を有する者
- 4 前項の提案を受けた地方公共団体は、当該提案に基づき指定申請をするか否かについて、遅滞なく、当該提案をした者に通知しなければならない。この場合において、指定申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。
- 5 地方公共団体は、指定申請をしようとするときは、関係地方公共団体の意見を聴くとともに、第四十二条第一項の地域活性化総合特別区域協議会（以下この節において「地域協議会」という。）が組織されているときは、当該指定申請に係る第二項各号に掲げる事項その他当該指定申請に関し必要な事項について当該地域協議会における協議をしなければならない。
- 6 指定申請には、前項の規定により聴いた関係地方公共団体の意見の概要（同項の規定により地域協議会における協議をした場合にあつては、当該意見及び当該協議の概要）を添付しなければならない。
- 7 内閣総理大臣は、第一項の規定による指定（以下この条及び次条第一項において単に「指定」という。）

）をしようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならない。

8 内閣総理大臣は、指定をしたときは、遅滞なく、その旨その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

9 内閣総理大臣は、指定を受けた地方公共団体（以下この章において「指定地方公共団体」という。）の申請に基づき、地域活性化総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合において、第五項から前項までの規定は地域活性化総合特別区域の指定の解除について、前各項の規定はその区域の変更について、それぞれ準用する。

10 前項に定める場合のほか、内閣総理大臣は、地域活性化総合特別区域の指定を受けた区域の全部又は一部が第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、指定地方公共団体の意見を聴いて、当該地域活性化総合特別区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、第七項及び第八項の規定を準用する。

（地域活性化方針）

第三十二条 内閣総理大臣は、指定を行う場合には、総合特別区域基本方針に即し、かつ、指定申請の内容

を勘案して、当該指定に係る地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する方針（以下「地域活性化方針」という。）を定めるものとする。

2 地域活性化方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策

課題

二 前号の目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関し必要な事項

3 内閣総理大臣は、地域活性化方針を定めようとするときは、総合特別区域推進本部の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、地域活性化方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、指定地方公共団体に送付しなければならない。

5 指定地方公共団体は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対して、地域活性化方針の変更につ

いての申出をすることができる。

6 内閣総理大臣は、前項の申出について検討を加え地域活性化方針を変更する必要があると認めるとき、又は情勢の推移により必要が生じたときは、地域活性化方針を変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による地域活性化方針の変更について準用する。

(新たな規制の特例措置等に関する提案)

第三十三条 指定申請をしようとする地方公共団体（地域協議会を組織するものに限る。）又は指定地方公共団体（以下この条において「指定地方公共団体等」という。）は、内閣総理大臣に対して、新たな規制の特例措置その他の特別の措置（次項及び次条第一項において「新たな規制の特例措置等」という。）の整備その他の地域活性化総合特別区域における地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき新たな措置に関する提案（以下この条において単に「提案」という。）をすることができる。

2 地域活性化総合特別区域において新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者は、指定地方公共団体等に対して、当該新たな規制の特例措置等の整備について提案をするよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた指定地方公共団体等は、当該要請に基づき提案をするか否かについて、遅滞なく、当該要請をした者に通知しなければならない。この場合において、当該提案をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

4 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要があると認めるときは、遅滞なく、総合特別区域推進本部が作成した総合特別区域基本方針の変更の案について閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、総合特別区域基本方針を公表しなければならない。

6 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、総合特別区域推進本部の議を経て、当該提案を踏まえた新たな措置を講ずる必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした指定地方公共団体等に通知しなければならない。

7 内閣総理大臣は、提案がされた場合において、次条第一項に規定する協議会が組織されているときは、第四項又は前項の総合特別区域推進本部の議に先立ち、当該提案について当該協議会における協議をしな

ければならない。

(国と地方の協議会)

第三十四条 内閣総理大臣、国务大臣のうちから内閣総理大臣の指定する者及び指定地方公共団体の長（以下この条において「内閣総理大臣等」という。）は、地域活性化総合特別区域ごとに、当該地域活性化総合特別区域において指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業、当該事業を実施するために必要な新たな規制の特例措置等の整備その他の当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に関する施策の推進に関し必要な協議を行うための協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

2 指定地方公共団体の長は、協議会が組織されていないときは、内閣総理大臣に対して、協議会を組織するよう要請することができる。

3 前項の規定による要請を受けた内閣総理大臣は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならぬ。

4 内閣総理大臣等は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えるこ

とができる。

- 一 地方公共団体の長その他の執行機関（指定地方公共団体の長を除く。）
- 二 地域協議会を代表する者
- 三 特定地域活性化事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- 四 その他特定地域活性化事業の実施に関し密接な関係を有する者
- 五 第一項の協議を行うための会議（以下この条において単に「会議」という。）は、内閣総理大臣等及び前項の規定により加わった者又はこれらの指名する者をもって構成する。
- 六 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、国の行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 七 協議会は、会議において協議を行うため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して、必要な協力を依頼することができる。

8 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければなら

ない。

9 協議会の庶務は、内閣府において処理する。

10 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第二節 地域活性化総合特別区域計画の認定等

(地域活性化総合特別区域計画の認定)

第三十五条 指定地方公共団体は、総合特別区域基本方針及び当該指定に係る地域活性化総合特別区域に係る地域活性化方針に即して、内閣府令で定めるところにより、当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るための計画（以下「地域活性化総合特別区域計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するものとする。

2 地域活性化総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 第三十二条第二項第一号の目標を達成するために地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業の内容及び実施主体に関する事項

二 前号に規定する特定地域活性化事業ごとの第四節の規定による特別の措置の内容

- 三 前二号に掲げるもののほか、第一号に規定する特定地域活性化事業に関する事項
- 3 前項各号に掲げるもののほか、地域活性化総合特別区域計画には、次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - 一 地域活性化総合特別区域の名称
 - 二 地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果
 - 三 前二号に掲げるもののほか、地域活性化総合特別区域における地域の活性化のために必要な事項
- 4 指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域計画を作成しようとするときは、関係地方公共団体及び第二項第一号に規定する実施主体（以下この章において単に「実施主体」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 特定地域活性化事業を実施しようとする者は、当該特定地域活性化事業を実施しようとする地域活性化総合特別区域に係る指定地方公共団体に対し、当該特定地域活性化事業をその内容に含む地域活性化総合特別区域計画の作成についての提案をすることができる。
- 6 前項の指定地方公共団体は、同項の提案を踏まえた地域活性化総合特別区域計画を作成する必要がない

と認めるときは、その旨及びその理由を当該提案をした者に通知しなければならない。

7 指定地方公共団体は、地域活性化総合特別区域計画を作成しようとする場合において、第四十二条第一項の地域活性化総合特別区域協議会が組織されているときは、当該地域活性化総合特別区域計画に定める事項について当該地域活性化総合特別区域協議会における協議をしなければならない。

8 第一項の規定による認定の申請には、次に掲げる事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 第四項の規定により聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要

二 第五項の提案を踏まえた地域活性化総合特別区域計画についての認定の申請をする場合にあつては、当該提案の概要

三 前項の規定による協議をした場合にあつては、当該協議の概要

9 指定地方公共団体は、第一項の規定による認定の申請に当たっては、地域活性化総合特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定地域活性化事業及びこれに関連する事業に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）の規定の解釈について、関係行政機関の長に対し、その確認を求めることができる。この場合において、当該確認を求められた関係行政機関の長は、当該

指定地方公共団体に対し、速やかに回答しなければならない。

10 内閣総理大臣は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、地域活性化総合特別区域計画のうち第二項各号に掲げる事項に係る部分が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 総合特別区域基本方針及び当該地域活性化総合特別区域に係る地域活性化方針に適合するものであること。

二 当該地域活性化総合特別区域計画の実施が当該地域活性化総合特別区域における地域の活性化に相当程度寄与するものであると認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

11 内閣総理大臣は、前項の認定（以下この条から第三十七条までにおいて単に「認定」という。）を行うに際し必要と認めるときは、総合特別区域推進本部に対し、意見を求めることができる。

12 内閣総理大臣は、認定をしようとするときは、地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業に関する事項について、当該特定地域活性化事業に係る関係行政機関の長（以下この節において単

に「関係行政機関の長」という。)の同意を得なければならない。

13 内閣総理大臣は、認定をしたときは、遅滞なく、その旨を公示しなければならない。

(認定に関する処理期間)

第三十六条 内閣総理大臣は、認定の申請を受理した日から三月以内において速やかに、認定に関する処分を行わなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣が前項の処理期間中に認定に関する処分を行うことができるよう、速やかに、前条第十二項の同意について同意又は不同意の旨を通知しなければならない。

(認定地域活性化総合特別区域計画の変更)

第三十七条 認定を受けた指定地方公共団体は、認定を受けた地域活性化総合特別区域計画(以下「認定地域活性化総合特別区域計画」という。)の変更(内閣府令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。

2 第三十五条第四項から第十三項まで及び前条の規定は、前項の認定地域活性化総合特別区域計画の変更について準用する。

(報告の徴収)

第三十八条 内閣総理大臣は、第三十五条第十項の認定（前条第一項の変更の認定を含む。以下この章において単に「認定」という。）を受けた指定地方公共団体（以下この節において「認定地方公共団体」という。）に対し、認定地域活性化総合特別区域計画（認定地域活性化総合特別区域計画の変更があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）の実施の状況について報告を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業の実施の状況について報告を求めることができる。

(措置の要求)

第三十九条 内閣総理大臣は、認定地域活性化総合特別区域計画の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該認定地域活性化総合特別区域計画の実施に関し必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 関係行政機関の長は、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業の適正な実施のため必要があると認めるときは、認定地方公共団体に対し、当該特定地域活性化事業の実施に関し必要

な措置を講ずることを求めることができる。

(認定の取消し)

第四十条 内閣総理大臣は、認定地域活性化総合特別区域計画が第三十五条第十項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。この場合において、内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長にその旨を通知しなければならない。

2 関係行政機関の長は、内閣総理大臣に対し、前項の規定による認定の取消しに関し必要と認める意見を申し出ることができる。

3 第三十五条第十三項の規定は、第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の認定の取消しについて準用する。

(認定地方公共団体への援助等)

第四十一条 内閣総理大臣及び関係行政機関の長は、認定地方公共団体に対し、認定地域活性化総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施に関し必要な情報の提供、助言その他の援助を行うように努めなければならない。

2 関係行政機関の長及び関係地方公共団体の長その他の執行機関は、認定地域活性化総合特別区域計画に係る特定地域活性化事業の実施に関し、法令の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該特定地域活性化事業が円滑かつ迅速に実施されるよう、適切な配慮をするものとする。

3 前二項に定めるもののほか、内閣総理大臣、関係行政機関の長、認定地方公共団体、関係地方公共団体及び実施主体は、認定地域活性化総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第三節 地域活性化総合特別区域協議会

第四十二条 地方公共団体は、第三十一条第一項の規定による地域活性化総合特別区域の指定の申請、第三十五条第一項の規定により作成しようとする地域活性化総合特別区域計画並びに認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し必要な事項について協議するため、地域活性化総合特別区域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 地域協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 前項の地方公共団体

- 二 特定地域活性化事業を実施し、又は実施すると見込まれる者
- 3 第一項の規定により地域協議会を組織する地方公共団体は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、地域協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 当該地方公共団体が作成しようとする地域活性化総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者
 - 二 その他当該地方公共団体が必要と認める者
- 4 地方公共団体は、前項の規定により地域協議会の構成員を加えるに当たっては、地域協議会の構成員の構成が、当該地方公共団体が作成しようとする地域活性化総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関する多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。
- 5 次に掲げる者は、地域協議会が組織されていない場合にあつては、地方公共団体に対して、地域協議会を組織するよう要請することができる。
 - 一 特定地域活性化事業を実施し、又は実施しようとする者
 - 二 前号に掲げる者のほか、当該地方公共団体が作成しようとする地域活性化総合特別区域計画又は認定

地域活性化総合特別区域計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

6 前項の規定による要請を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該要請に応じなければならぬ。

7 地方公共団体は、第一項の規定により地域協議会を組織したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

8 第五項各号に掲げる者であつて地域協議会の構成員でないものは、第一項の規定により地域協議会を組織する地方公共団体に対して、自己を地域協議会の構成員として加えるよう申し出ることができる。

9 前項の規定による申出を受けた地方公共団体は、正当な理由がある場合を除き、当該申出に応じなければならぬ。

10 第一項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

11 前各項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第四節 認定地域活性化総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置

第一款 規制の特例措置

(通訳案内士法の特例)

第四十三条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業（通訳案内士と連携して外国人観光旅客の需要の多様化に的確に対応し、地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るため、地域活性化総合特別区域通訳案内士（次項に規定する地域活性化総合特別区域通訳案内士をいう。以下この項において同じ。）の育成、確保及び活用を図る事業をいう。別表第二の一の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業に係る地域活性化総合特別区域通訳案内士については、次項から第十四項までに定めるところによる。

2 地域活性化総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た地域活性化総合特別区域の区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

3 地域活性化総合特別区域通訳案内士については、通訳案内士法の規定を適用しない。

4 第一項の認定を受けた指定地方公共団体が行う当該指定に係る地域活性化総合特別区域の特性に応じた通訳案内に関する研修を修了した者は、当該地域活性化総合特別区域の区域において、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、地域活性化総合特別区域通訳案内士となる資格を有しない。

一 一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの

二 第九項及び第二十条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

三 通訳案内士法第三十三条第一項の規定により通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

四 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域限定通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

6 地域活性化総合特別区域通訳案内士は、その資格を得た地域活性化総合特別区域の区域以外において、報酬を得て、通訳案内を業として行つてはならない。

7 地域活性化総合特別区域通訳案内士は、その業務に関して地域活性化総合特別区域通訳案内士の名称を表示するときは、その資格を得た地域活性化総合特別区域の区域を明示してするものとし、当該地域活性化総合特別区域以外の区域を表示してはならない。

8 通訳案内士法第三章の規定は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録について準用する。この場合において、同法第十八条、第十九条（見出しを含む。）及び第二十七条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録簿」とあるのは「地域活性化総合特別区域通訳案内士登録簿」と、同法第十九条中「都道府県」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第四十三条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この条において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第四十三条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）」と、同法第二十条第一項及び第二十二条中「第十八条」とあるのは「総合特別区域法第四十三条第八項におい

て準用する第十八条」と、同法第二十条第一項、第二十一条、第二十二条、第二十三条第一項及び第二十四条から第二十七条までの規定中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と、同法第二十条（見出しを含む。）中「通訳案内士登録証」とあるのは「地域活性化総合特別区域通訳案内士登録証」と、同法第二十五条第一項第三号中「第四条各号」とあるのは「総合特別区域法第四十三条第五項各号」と、同法第二十六条中「第二十一条第一項」とあるのは「総合特別区域法第四十三条第八項において準用する第二十一条第一項」と読み替えるものとする。

9 通訳案内士法第四章の規定は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務について準用する。この場合において、同法第三十二条第一項中「第三十五条第一項」とあるのは「総合特別区域法第四十三条第十項において準用する第三十五条第一項」と、同条第二項中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第四十三条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあっては、同法第四十三条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。）の長」と、同法第三十三条第一項中

「この法律又はこの法律」とあるのは「総合特別区域法又は同法」と、同項、同条第二項及び同法第三十条中「都道府県知事」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

10 通訳案内士法第三十五条の規定は、地域活性化総合特別区域通訳案内士の団体について準用する。この場合において、同条第一項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体（総合特別区域法第四十三条第一項の認定を受けた指定地方公共団体（同法第三十一条第九項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この項において同じ。）をいい、当該指定地方公共団体が二以上である場合にあつては、同法第四十三条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画において定めた一の指定地方公共団体をいう。第三項において同じ。）の長」と、同条第三項中「観光庁長官」とあるのは「認定地方公共団体の長」と読み替えるものとする。

11 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六項の規定に違反した者
- 二 偽りその他不正の手段により地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録を受けた者
- 三 第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定による業務の停止の処分に違反した者

12 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七項の規定に違反した者

二 第九項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

三 第九項において準用する通訳案内士法第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

13 第十項において準用する通訳案内士法第三十五条第一項の団体が同項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の過料に処する。

14 第九項において準用する通訳案内士法第二十九条第一項又は第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(建築基準法の特例)

第四十四条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地域活性化建築物整備事業（地域活性化総合特別区域における地域の活性化を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。別表第二の二の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特

別区域内の建築物に対する建築基準法第四十八条第一項から第十二項まで（これらの規定を同法第八十七条第二項又は第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同法第四十八条第一項ただし書中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）

第四十四条第一項の認定を受けた同項に規定する地域活性化総合特別区域計画に定められた同条第二項に規定する基本方針（以下この条において「認定計画基本方針」という。）に適合すると認めて許可した場合その他」と、同項から同条第十項まで及び同条第十二項の規定のただし書の規定中「認め、」とあるのは「認めて許可した場合、」と、同条第二項から第十二項までの規定のただし書の規定中「特定行政庁が」とあるのは「特定行政庁が、認定計画基本方針に適合すると認めて許可した場合その他」とする。

2 前項の地域活性化総合特別区域計画には、第三十五条第二項第三号に掲げる事項として、当該地域活性化建築物整備事業に係る建築物の整備に関する基本方針を定めるものとする。この場合において、当該基本方針は、当該地域活性化総合特別区域内の用途地域の指定の目的に反することのないよう定めなければならない。

第四十五条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、特別用

途地区地域活性化建築物整備事業（建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限を緩和することにより、地域活性化総合特別区域内の特別用途地区内において、地域の活性化を図るために必要な建築物の整備を促進する事業をいう。別表第二の三の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該認定を受けた指定地方公共団体については、当該認定を同法第四十九条第二項の承認とみなして、同項の規定を適用する。

2 前項の地域活性化総合特別区域計画には、第三十五条第二項第三号に掲げる事項として、当該特別用途地区地域活性化建築物整備事業に係る特別用途地区について建築基準法第四十九条第二項の規定に基づく条例で定めようとする同法第四十八条第一項から第十二項までの規定による制限の緩和の内容を定めるものとする。

（酒税法の特例）

第四十六条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、特定農業者特定酒類製造事業（地域活性化総合特別区域内において農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の

促進に関する法律（平成六年法律第四十六号）第二条第五項に規定する農林漁業体験民宿業その他酒類を自己の営業場において飲用に供する業を営む農業者（以下この条において「特定農業者」という。）が、当該地域活性化総合特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において、次の各号に掲げる酒類を製造する事業をいう。以下この条及び別表第二の四の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、特定農業者（当該特定農業者特定酒類製造事業の実施主体として当該認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に定められた者に限る。以下この条において「認定計画特定農業者」という。）が、当該地域活性化総合特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類を製造するため、当該各号に定める酒類の製造免許（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第七条第一項に規定する製造免許をいう。以下この条及び次条において同じ。）を申請した場合には、酒税法第七条第二項及び第十二条第四号の規定は、適用しない。

一 酒税法第三条第十三号（二を除く。）に規定する果実酒（自ら生産した果実（これに準ずるものとして財務省令で定めるものを含む。）以外の果実を原料としたものを除く。） 同条第十三号に規定する

果実酒の製造免許

二 酒税法第三条第十九号に規定するその他の醸造酒（米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下この号において同じ。））、米こうじ及び水又は米、水及び麦その他の財務省令で定める物品を原料として発酵させたもので、こさないものに限る。） 同条第十九号に規定するその他の醸造酒の製造免許

2 前項の認定計画特定農業者の申請に基づき税務署長が同項各号に定める酒類の製造免許を与える場合において、酒税法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第四十六条第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の」と、同項第二号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第四十六条第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の」とする。

3 第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が製造した同号に掲げる酒

類は、当該酒類の製造免許を受けた者が同項の地域活性化総合特別区域内に所在する自己の営業場において飲用に供する場合その他これに準ずる場合として財務省令で定める場合を除き、販売してはならない。

4 税務署長は、次に掲げる場合には、第一項各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

一 第三十一条第九項又は第十項の規定により同条第一項の規定による地域活性化総合特別区域の指定が解除された場合又はその区域の変更（当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が地域活性化総合特別区域内に所在しないこととなるものに限る。）がされた場合

二 第三十七条第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更（第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として特定農業者特定酒類製造事業を定めないこととするものに限る。）の認定があつた場合

三 第四十条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合

四 第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定農業者でなくなつた場合

五 第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者が前項の規定に違反した場合

5 酒税法第七条第三項第三号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。

第四十七条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、特産酒類製造事業（地域活性化総合特別区域内において生産される当該地域の特産物である農産物を用いて次の各号に掲げる酒類を製造する事業をいう。以下この条及び別表第二の五の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該地域活性化総合特別区域内に所在する自己の酒類の製造場において次の各号に掲げる酒類を製造しようとする者（当該特産酒類製造事業の実施主体として当該認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に定められた者に限る。以下この条において「認定計画特定事業者」という。）が、当該各号に定める酒類の製造免許を申請した場合には、酒税法第七条第二項及び第十二条第四号の規定の適用については、同項第七号中「六キロリットル」とあるのは「二キロリットル」と、同項第十五号中「六キロリッ

- トル」とあるのは「一キロリットル」と、同条第四号中「第七条第二項」とあるのは「総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第四十七条第一項の規定により読み替えて適用する第七条第二項」とする。
- 一 酒税法第三条第十三号（二を除く。）に規定する果実酒（当該指定地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定した果実（当該地域活性化総合特別区域内において生産されたものに限る。）以外の果実を原料としたものを除く。） 同条第十三号に規定する果実酒の製造免許
- 二 酒税法第三条第二十一号に規定するリキュール（酒類（他の製造場において製造されたものに限る。）及び農産物（当該指定地方公共団体の長が当該地域の特産物として指定したもので、当該地域活性化総合特別区域内において生産されたものに限る。）又はこれらと他の物品（酒類及び農産物を除く。）を原料としたものに限る。） 同号に規定するリキュールの製造免許
- 2 前項の認定計画特定事業者の申請に基づき税務署長が同項各号に定める酒類の製造免許を与える場合において、酒税法第十一条第一項中「酒税の保全上酒類の需給の均衡を維持するため必要があると認められるときは、製造する酒類の数量若しくは範囲又は販売する酒類の範囲若しくはその販売方法につき」とあるのは、前項第一号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき総合特別区域法（

平成二十三年法律第 号) 第四十七条第一項第一号に掲げる酒類に限る旨の」と、同項第二号に定める酒類の製造免許にあつては「製造する酒類の範囲につき総合特別区域法(平成二十三年法律第 号) 第四十七条第一項第二号に掲げる酒類に限る旨の」とする。

3 税務署長は、次に掲げる場合には、第一項各号に定める酒類の製造免許を取り消すことができる。

一 第三十一条第九項又は第十項の規定により同条第一項の規定による地域活性化総合特別区域の指定が解除された場合又はその区域の変更(当該変更により第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者の当該製造免許に係る酒類の製造場が地域活性化総合特別区域内に所在しないこととなるものに限る。)がされた場合

二 第三十七条第一項の規定による認定地域活性化総合特別区域計画の変更(第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として特産酒類製造事業を定めないこととするものに限る。)の認定があった場合

三 第四十条第一項の規定により第一項の認定が取り消された場合

四 第一項の規定の適用を受けて同項各号に定める酒類の製造免許を受けた者が認定計画特定事業者でな

くなくなった場合

4 酒税法第七条第三項第三号（果実酒の製造免許を受けた者に係る部分に限る。）の規定は、第一項の規定の適用を受けて同項第一号に定める酒類の製造免許を受けた者については、適用しない。

（老人福祉法の特例）

第四十八条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、民間事業者特別養護老人ホーム設置事業（地域活性化総合特別区域の全部又は一部が属する特別養護老人ホーム不足区域（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十八条第二項第一号の規定により都道府県が定める区域であつて、当該区域における特別養護老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。）の入所定員の総数が、老人福祉法第二十条の九第一項の規定により都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定める当該区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を下回る区域をいう。以下この項において同じ。）のうち当該地域活性化総合特別区域内にある区域であつて、当該区域における地域の活性化を図るため特別養護老人ホームの設置を促進する必要があると認められるものにおいて、選定事業者（民間資金等の活用

よる公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者をいい、社会福祉法人（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下この条において同じ。）を除く。以下この条において同じ。）である法人が特別養護老人ホームを設置する事業をいう。別表第二の六の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、選定事業者である法人は、老人福祉法第十五条第一項から第五項までの規定にかかわらず、当該地域活性化総合特別区域内の特別養護老人ホーム不足区域において、厚生労働省令で定めるところにより、都道府県知事（指定都市及び地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において単に「中核市」という。）においては、当該指定都市又は中核市の長。以下この条において同じ。）の認可を受けて、特別養護老人ホームを設置することができる。

2 都道府県知事は、前項の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準によって、その申請を審査しなければならぬ。

一 老人福祉法第十七条第一項の基準に適合すること。

- 二 特別養護老人ホームを経営するために必要な経済的基礎があること。
- 三 特別養護老人ホームの経営者が社会的信望を有すること。
- 四 実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する経験、熱意及び能力を有すること。
- 五 特別養護老人ホームの経理が他の経理と分離できる等その性格が社会福祉法人に準ずるものであること。
- 六 脱税その他不正の目的で特別養護老人ホームを経営しようとするものでないこと。
- 3 都道府県知事は、前項に規定する審査の結果、その申請が、同項に規定する基準に適合していると認めるときは、第一項の認可を与えなければならない。
- 4 都道府県知事は、前項の認可を与えるに当たって、特別養護老人ホームの適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
- 5 老人福祉法第十五条第六項、第十五条の二第二項、第十六条第三項及び第四項、第十九条並びに附則第七条の規定の適用については、選定事業者である法人を社会福祉法人とみなす。この場合において、同法第十五条第六項中「第四項の認可の」とあるのは「総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第四

十八条第一項の認可の」と、同項及び同法附則第七条第一項中「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの所在地」とあるのは「特別養護老人ホームの所在地」と、「養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの入所定員」とあるのは「特別養護老人ホームの入所定員」と、同法第十五条第六項中「、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになる」とあるのは「当該申請に係る特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになる」と認めるとき」と、「第四項の認可を」とあるのは「総合特別区域法第四十八条第一項の認可を」と、同法第十五条の二第二項中「前条第三項の規定による届出をし、又は同条第四項」とあるのは「総合特別区域法第四十八条第一項」と、同法第十六条第四項中「第十五条第六項」とあるのは「総合特別区域法第四十八条第五項の規定により読み替えて適用する第十五条第六項」と、同項並びに同法第十九条及び附則第七条中「養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム」とあるのは「特別養護老人ホーム」と、

同法第十九条第一項及び附則第七条第一項中「第十五条第四項」とあるのは「総合特別区域法第四十八条第一項」と、同法第十九条第二項及び附則第七条第二項中「前項」とあるのは「総合特別区域法第四十八条第五項の規定により読み替えて適用する前項」と、同条第一項中「、第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの必要入所定員総数に既に達しているか、又は当該養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームの設置によつてこれを超えることになる」とあるのは「当該特別養護老人ホームの設置によつて第二十条の九第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県老人福祉計画において定めるその区域の特別養護老人ホームの必要入所定員総数を超えることになる」と認める」とする。

（河川法及び電気事業法の特例等）

第四十九条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第二十三条、第二十四条又は第二十六条第一項（これらの規定を同法第百条第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による許可（以下この条から第五十二条までにおいて「河川法第二十三条等の許可」という。）を受けた水利使用（流水の占用又

は同法第二十六条第一項に規定する工作物で流水の占用のためのものの新築若しくは改築をいう。以下同じ。）のために取水した流水のみを利用する水力発電事業（以下「特定水力発電事業」という。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、次に掲げるところにより内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、当該特定水力発電事業については、次条から第五十二条までの規定を適用する。

一 当該認定の申請に、第三十五条第八項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）に規定する書面のほか、次に掲げる事項を記載した書面を添付するものであること。

イ 当該特定水力発電事業に係る水利使用に関する計画（国土交通省令で定める事項が定められたものに限る。次号並びに次条第一項及び第三項において「特定水利使用計画」という。）

ロ 当該特定水力発電事業が利用する流水に係る河川法第二十三条等の許可を受けた水利使用の内容（国土交通省令で定める事項が記載されたものに限る。）

二 指定地方公共団体が、当該認定の申請に先立ち、地域協議会（当該特定水力発電事業に係る水利使用に関し河川法第二十三条等の許可を行う河川管理者（河川法第七条（同法第百条第一項において準用す

る場合を含む。)に規定する河川管理者(同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は指定都市の長が同条第二項に規定する指定区間内の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。次条及び第五十一条において同じ。)の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長)をいう。次条第三項及び第五十二条において同じ。)を構成員とするものに限る。次条第二項及び第三項において同じ。)を組織し、当該地域協議会において当該特定水力発電事業に係る特定水利使用計画が協議されていること。

第五十条 国土交通大臣は、一級河川の特定水力発電事業に係る水利使用(前条の認定を受けた地域活性化総合特別区域計画に係る特定水利使用計画に定められた水利使用と同一の内容のものに限る。以下この条から第五十二条までにおいて「特定発電水利使用」という。)に関し河川法第二十三条等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第三十五条第一項の規定にかかわらず、同項に規定する関係行政機関の長に協議することを要しない。

2 国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川(河川法第五条第一項に規定する二級河川をいう。以下この条及び次条において同じ。)の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条

等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、同法第三十六条第一項から第四項までの規定にかかわらず、地域協議会を構成する都道府県知事又は市町村長の意見を聴くことを要しない。

3 河川管理者は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条又は第二十六条第一項の許可の申請があつたときは、同法第三十八条の規定にかかわらず、地域協議会を構成する者であつて当該地域協議会において当該特定発電水利使用に係る特定水利使用計画について同意したものに対しては、同条に規定する通知をすることを要しない。

4 都道府県知事は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第二十三条等の許可の申請があつた場合において、その申請に対する処分をしようとするときは、河川法第七十九条の規定にかかわらず、国土交通大臣の認可を受け、又は国土交通大臣に協議してその同意を得ることを要しない。

5 準用河川（河川法第百条第一項に規定する準用河川をいう。）の特定発電水利使用に関する同項において準用する同法の規定の特例については、前三項の規定に準じて政令で定める。

第五十一条 都道府県知事又は指定都市の長は、一級河川又は二級河川の特定発電水利使用に関し河川法第

二十三条等の許可の申請があつたときは、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第一百三条第一項の規定にかかわらず、意見を付して経済産業大臣に報告し、及びその意見を求めることを要しない。

第五十二条 河川管理者は、水利使用に関する河川法第二十三条等の許可の申請に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第六条に規定する通常要すべき標準的な期間（以下この条において「標準処理期間」という。）を定めるときは、特定発電水利使用に係る標準処理期間について、他の水利使用に係る標準処理期間に比して相当程度短い期間を定めるものとする。

（政令等で規定された規制の特例措置）

第五十三条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制に係る事業をいう。以下この条及び別表第二の八の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

(地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置)

第五十四条 指定地方公共団体が、第三十五条第二項第一号に規定する特定地域活性化事業として、地方公共団体事務政令等規制事業（政令又は主務省令により規定された規制（指定地方公共団体の事務に関するものに限る。以下この条において同じ。）に係る事業をいう。以下この条及び別表第二の九の項において同じ。）を定めた地域活性化総合特別区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けるときは、当該地方公共団体事務政令等規制事業については、政令により規定された規制に係るものにあつては政令で定めるところにより条例で、主務省令により規定された規制に係るものにあつては内閣府令・主務省令で定めるところにより条例で、それぞれ定めるところにより、規制の特例措置を適用する。

第二款 課税の特例

第五十五条 認定地域活性化総合特別区域計画に定められている第二条第三項第二号に掲げる事業を実施する株式会社（内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体（内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下同じ。）が指定するものに限る。以下この条において「指定会社」という。）により発行される株式を払込みにより個人が取得した場合には、当該個人に対する所得税の課税に

については、租税特別措置法で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 指定会社は、内閣府令で定めるところにより、その指定に係る事業の実施の状況を認定地方公共団体に報告しなければならない。

3 認定地方公共団体は、指定会社が第一項の内閣府令で定める要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 認定地方公共団体は、第一項の規定による指定をしたとき、又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5 指定会社の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第三款 地域活性化総合特区支援利子補給金の支給

第五十六条 政府は、認定地域活性化総合特別区域計画に定められている地域活性化総合特区支援貸付事業を行う金融機関であつて、当該認定地域活性化総合特別区域計画に係る地域協議会の構成員であり、かつ、当該地域活性化総合特区支援貸付事業の適正な実施の確保を考慮して内閣府令で定める要件に該当するものとして内閣総理大臣が指定するもの（以下この条において「指定金融機関」という。）が、当該認定

地域活性化総合特別区域計画に定められている第二条第三項第三号の内閣府令で定める事業を行うのに必要な資金を貸し付けるときは、当該貸付けについて利子補給金（以下この条において「地域活性化総合特区支援利子補給金」という。）を支給する旨の契約（以下この条において「利子補給契約」という。）を当該指定金融機関と結ぶことができる。

2 政府は、毎年度、利子補給契約を結ぶ場合には、各利子補給契約により当該年度において支給することとする地域活性化総合特区支援利子補給金の額の合計額が、当該年度の予算で定める額を超えることとならないようにしなければならない。

3 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、当該利子補給契約により支給することとする地域活性化総合特区支援利子補給金の総額が、当該利子補給契約に係る貸付けが最初に行われた日から起算して五年間について、内閣府令で定める償還方法により償還するものとして計算した当該利子補給契約に係る貸付けの貸付残高に、内閣総理大臣が定める利子補給率を乗じて計算した額を超えることとならないようにしなければならない。

4 政府は、利子補給契約を結ぶ場合には、地域活性化総合特区支援利子補給金を支給すべき当該利子補給

契約に係る貸付けの貸付残高は、当該貸付けが最初に行われた日から起算して五年間における当該貸付けの貸付残高としなければならない。

5 政府は、利子補給契約により地域活性化総合特区支援利子補給金を支給する場合には、当該利子補給契約において定められた地域活性化総合特区支援利子補給金の総額の範囲内において、内閣府令で定める期間ごとに、当該期間における当該利子補給契約に係る貸付けの実際の貸付残高（当該貸付残高が第三項の規定により計算した貸付残高を超えるときは、その計算した貸付残高）に同項の利子補給率を乗じて計算した額を、内閣府令で定めるところにより、支給するものとする。

6 利子補給契約により政府が地域活性化総合特区支援利子補給金を支給することができる年限は、当該利子補給契約をした会計年度以降七年度以内とする。

7 内閣総理大臣は、指定金融機関が第一項に規定する指定の要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

8 指定金融機関の指定及びその取消しの手続に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第四款 財産の処分の制限に係る承認の手続の特例

第五十七条 認定地方公共団体が認定地域活性化総合特別区域計画に基づき第二条第三項第四号に掲げる事業を行う場合においては、当該認定地方公共団体がその認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第二十二条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなす。

第五款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う地域活性化総合特区施設整備促進業務

第五十八条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定地域活性化総合特別区域計画に定められている第二条第三項第五号に掲げる事業を行う認定地方公共団体（市町村に限る。）に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

第五章 総合特別区域推進本部

（設置）

第五十九条 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に、総合特別区域推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第六十条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 総合特別区域基本方針の案の作成に関すること。
- 二 第八条第七項（同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。）、第九条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）、第十二条第十一項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）、第三十一条第七項（同条第九項及び第十項において準用する場合を含む。）、第三十二条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）又は第三十五条第十一項（第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の規定により、内閣総理大臣に意見を述べること。
- 三 認定国際戦略総合特別区域計画及び認定地域活性化総合特別区域計画の円滑かつ確実な実施のための施策の総合調整及び支援措置の推進に関すること。
- 四 前二号に掲げるもののほか、総合特別区域基本方針に基づく施策の実施の推進に関すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。

（組織）

第六十一条 本部は、総合特別区域推進本部長、総合特別区域推進副本部長及び総合特別区域推進本部員を

もって組織する。

(総合特別区域推進本部長)

第六十二条 本部の長は、総合特別区域推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(総合特別区域推進副本部長)

第六十三条 本部に、総合特別区域推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官及び総合特別区域担当大臣(内閣総理大臣の命を受けて、総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする

国務大臣をいう。)をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(総合特別区域推進本部員)

第六十四条 本部に、総合特別区域推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣をもって充てる。

(資料の提出その他の協力)

第六十五条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、国の行政機関、地方公共団体、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務)

第六十六条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第六十七条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第六十八条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第六章 雑則

(主務省令)

第六十九条 この法律における主務省令は、当該規制について規定する法律及び法律に基づく命令（人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び運輸安全委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令（告示を含む。）又は省令（告示を含む。）とする。ただし、人事院、公正取引委員会、国家公安委員会、公害等調整委員会、公安審査委員会、中央労働委員会又は運輸安全委員会の所管に係る規制については、それぞれ人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働

働委員会規則又は運輸安全委員会規則とする。

(命令への委任)

第七十条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施に関し必要な事項は、命令で定める。

(経過措置)

第七十一条 この法律の規定に基づき命令又は条例を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ命令又は条例で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(訓令又は通達に関する措置)

第三条 関係行政機関の長が発する訓令又は通達のうち国際戦略総合特別区域又は地域活性化総合特別区域に関するものについては、これらの区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化の必要性に鑑み、この法律の規定に準じて、必要な措置を講ずるものとする。

(通訳案内士法の一部改正)

第四条 通訳案内士法の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条に次の二号を加える。

四 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十条第九項において準用する第三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 総合特別区域法第四十三条第九項において準用する第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

(地方税法の一部改正)

第五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百一条の三十四第三項第十九号の次に次の一号を加える。

十九の二 次のイ又はロに掲げる施設

イ 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二条第二項第五号イに規定する事業（総務省

令で定めるものを除く。）を行う者が市町村（特別区を含む。ロにおいて同じ。）から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの

ロ 総合特別区域法第二条第三項第五号イに規定する事業（総務省令で定めるものを除く。）を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの

（印紙税法の一部改正）

第六条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第三の文書名の欄中「第十二号から第十四号」を「第十二号から第十五号」に改める。

(住民基本台帳法の一部改正)

第七条 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二の七の項の次に次のように加える。

七の二 市町村長	総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）による同法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるものの
二十一の二 都道府県知事	総合特別区域法による同法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三の二十一の項の次に次のように加える。

別表第四の六の項の次に次のように加える。

六の二 市町村長

総合特別区域法による同法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第二十六号中「昭和二十四年法律第二百十号。」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二十六の二 総合特別区域法による同法第二十条第八項及び第四十三条第八項において準用する通訳案内士法第十八条の登録、同法第二十三条第一項の届出、同法第二十四条の再交付又は同法第二十五条

第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

(外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部改正)

第八条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第一号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同条に次の二号を加える。

四 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第二十条第九項において準用する通訳案内士法第

三十三条第一項の規定により国際戦略総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

五 総合特別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により地域活性化総合特別区域通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの

（独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正）

第九条 独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四百四十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中第十六号を第十七号とし、第十三号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

十三 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第三十条及び第五十八条の規定による貸付けを行うこと。

第十七条第二項中「第十五条第一項第十三号及び第十四号」を「第十五条第一項第十四号及び第十五号」に、「同条第一項第十五号」を「同条第一項第十六号」に改める。

第十八条第一項第一号中「及び第十二号」を「から第十三号まで」に、「同項第十五号」を「同項第十六号」に改め、同項第二号中「同項第十五号」を「同項第十六号」に改め、同項第三号中「第十五条第一項第十五号」を「第十五条第一項第十六号」に改め、同項第四号中「第十五条第一項第十三号」を「第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号」に、「同項第十六号」を「同項第十五号」に改め、同項第五号中「第十五条第一項第十四号」を「第十五条第一項第十五号」に、「同項第十六号」を「同項第十五号」に改める。

第二十二条第一項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

附則第十四条の表第十八条第一項第一号の項中「第十二号」を「第十三号まで」に改め、同表第二十二條第一項の項中「第十四号」を「第十五号」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第十条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第三号の五の次に次の一号を加える。

三の六 総合特別区域法（平成二十三年法律第 号）第八条第一項に規定する国際戦略総合特別区域の指定に関する事、同法第十二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域計画の認定に関する事、同法第二十八条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する国際戦略総合特区支援助利子補給金の支給に関する事、同法第三十一条第一項に規定する地域活性化総合特別区域の指定に関する事、同法第三十五条第一項に規定する地域活性化総合特別区域計画の認定に関する事、同法第五十六条第一項に規定する指定金融機関の指定及び同項に規定する地域活性化総合特区支援助利子補給金の支給に関する事並びに総合特別区域（同法第二条第一項に規定する総合特別区域をいう。）における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する関係行政機関の事務の調整に関する事と。

（国土交通省設置法の一部改正）

第十一条 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十二号の二中「及び地域限定通訳案内士」を「、地域限定通訳案内士、国際戦略総合特別区域通訳案内士及び地域活性化総合特別区域通訳案内士」に改める。

別表第一（第二条第二項関係）

項	事業	関係条項
一	国際戦略総合特別区域通訳案内士育成等事業	第二十条
二	国際戦略建築物整備事業	第二十一条
三	特別用途地区国際戦略建築物整備事業	第二十二条
四	工場等新增設促進事業	第二十三条
五	政令等規制事業で第二十四条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの	第二十四条
六	地方公共団体事務政令等規制事業で第二十五条の規定による政令又は内閣府令 ・主務省令で定めるもの	第二十五条

別表第二（第二条第三項関係）

項	事業	関係条項
一	地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業	第四十三条

二	地域活性化建築物整備事業	第四十四条
三	特別用途地区地域活性化建築物整備事業	第四十五条
四	特定農業者特定酒類製造事業	第四十六条
五	特産酒類製造事業	第四十七条
六	民間事業者特別養護老人ホーム設置事業	第四十八条
七	特定水力発電事業	第四十九条から 第五十二条まで
八	政令等規制事業で第五十三条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの	第五十三条
九	地方公共団体事務政令等規制事業で第五十四条の規定による政令又は内閣府令・主務省令で定めるもの	第五十四条

総合特別区域基本方針（案）

総合特別区域基本方針（案） 目次

第一	総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進の 意義及び目標に関する事項	1
1	総合特区制度の意義	1
2	国際戦略総合特区を通じた産業の国際競争力強化の意義	2
3	地域活性化総合特区を通じた地域の活性化の推進の意義	2
4	総合特区制度により実現すべき目標	2
第二	総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進の ために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針	3
1	政府における推進体制	3
2	総合特区に係る規制の特例措置等の提案の受付及び対応に関する基本方針	4
3	総合特区推進方針に関する基本的な事項	6
4	国と地方の協議会に関する基本的な事項	7
5	総合特区の評価に関する基本的な事項	9
6	関連する施策との連携に関する基本的な事項	10
第三	国際戦略総合特別区域の指定及び地域活性化総合特別区域の指定に関する 基本的な事項	11
1	総合特区の指定に関する基本的な事項	11
2	総合特区の指定基準	11
3	総合特区の指定申請手続に関する基本的な事項	13
4	総合特区の指定手続に関する基本的な事項	16
5	地域協議会に関する基本的な事項	17
第四	国際戦略総合特別区域計画の認定及び地域活性化総合特別区域計画の認定 に関する基本的な事項	18
1	総合特区計画の認定に関する基本方針	18
2	その他総合特区計画に関する基本的な事項	22
第五	総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に 関し政府が講ずべき措置についての計画	23
1	規制の特例措置	23
2	国際戦略総合特区における税制上の支援措置	24
3	地域活性化総合特区における税制上の支援措置	27
4	総合特区における財政上の支援措置	28
5	総合特区における金融上の支援措置	29
6	その他の特例措置	31
第六	その他総合特区における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進 に関し必要な事項	32
1	総合特区の指定申請のための法令解釈事前確認制度（ノーアクションレター）	32
2	透明性の確保	32
別表 1	（国際戦略総合特区において活用することができる規制の特例措置）	34
別表 2	（地域活性化総合特区において活用することができる規制の特例措置）	34

総合特別区域基本方針（案）

総合特別区域（以下「総合特区」という。）において、産業構造及び国際的な競争条件の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化に対応して、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るため、総合特別区域法（平成 23 年法律第 号。以下「法」という。）第 7 条第 1 項に基づき、総合特区における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るための基本的な方針として、総合特別区域基本方針（以下「本方針」という。）を定める。

第一 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進の意義及び目標に関する事項

1 総合特区制度の意義

総合特区制度は、政策課題の解決を図る突破口とするため、地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限活用し、政策課題解決の実現可能性の高い区域における取組に対して、国と地域の政策資源を集中することにより、国際戦略総合特区については産業の国際競争力の強化、地域活性化総合特区については地域の活性化を推進し、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図るものである。

具体的には、地域の包括的・戦略的な取組を、規制の特例措置、税制・財政・金融上の支援措置（以下「規制の特例措置等」という。）により、地域の実情に合わせて総合的に支援するとともに、国際戦略総合特別区域（以下「国際戦略総合特区」という。）にあつては法第 11 条、地域活性化総合特別区域（以下「地域活性化総合特区」という。）にあつては法第 34 条に、それぞれに基づき、総合特区ごとに組織される国と地方の協議会（以下「国と地方の協議会」という。）で国と地域の協働プロジェクトとして推進するものである。

総合特区は、地域がめざす政策課題の解決の基本的方向性を国と地域とで共有できるものについて総合特区として指定し、その考え方について、国際戦略総合特区にあつては法第 9 条に基づく国際競争力強化方針、地域活性化総合特区にあつては法第 32 条に基づく地域活性化方針（以下「総合特区推進方針」という。）としてそれぞれ定めた上で、必要となる規制の特例措置等の在り方について、国と地方の協議会を通じ、政府の各関係行政機関（以下「関係府省」という。）からの代替案の提示も含め、国と地域の協働プロジェクトとして進め、具体化した規制の特例措置等について、法第 12 条に基づく国際戦略総合特別区域計画又は法第 35 条に基づく地域活性化総合特別区域計画（以下「総合特区計画」という。）として、具体事項を定めた計画を認定し、各種施策を集中実施することを旨としている。

このことにより、総合特区制度は次の二つの機能を発揮することが期待される。

ア) 政策課題の解決に有効と考えられる先駆的な取組で、地域資源を活用する等、実

現可能性が高い区域を厳選して政策資源を集中し、規制の特例措置等を総合的に講じることにより、我が国の成長戦略実現のための政策課題解決の突破口とする。

イ) 関係主体の合意に基づく地域の責任ある関与がなされている区域に対し、従来は全国的な展開に踏み切れない規制・制度改革を区域限定で実施し、地域の自主性、自立性を高める突破口とする。

2 国際戦略総合特区を通じた産業の国際競争力強化の意義

強い経済を実現するためには、産業の国際競争力の強化を通じて安定した内需と外需を創造し、富が広く循環する経済構造を築くことが重要である。

国際戦略総合特区は、成長分野を中心に、我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる大都市等の地域を厳選し、地方公共団体及び民間事業者が連携した当該産業の拠点形成に資する取組に対して、産業の国際競争力の強化に関する規制の特例措置等の施策を集中的に推進し、支援を行うものである。

これにより、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化の効果とも相まって、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与するものである。

3 地域活性化総合特区を通じた地域の活性化の推進の意義

産業構造等の変化、急速な少子高齢化の進展等の経済社会情勢の変化を受け、近年、地域の活性化が我が国の成長戦略実現のための喫緊の課題となっている。

地域活性化総合特区は、農業、観光業その他の産業の振興のため、新たなビジネスモデルや市場の創出を図る取組や、急速な少子高齢化の進展等により、人口が減少し、高齢者の割合が急増していく中で、高齢者が安心して生活し活躍することができる社会、かつ、誰もが安心して子どもを育てることのできる、経済社会情勢の変化に対応した社会の構築を図る取組に対して、地域の活性化に関する規制の特例措置等の施策を集中的に推進し、支援を行うものである。

これにより、地域の活性化に伴う経済効果の周辺地域への波及や、先駆的な取組による課題解決モデルの構築等を通じ、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与するものである。

4 総合特区制度により実現すべき目標

総合特区制度の導入により実現すべき目標は、国際戦略総合特区は産業の国際競争力の強化、地域活性化総合特区は地域の活性化である。

総合特区制度の創設に先立ち、地域より募集した提案を踏まえれば、これらの目標に資するものとして、地域において取り組んでいる分野としては、例えば以下のようなものが挙げられる。

ア) グリーン・イノベーションによる環境・エネルギー大国戦略

- (a) 環境・エネルギー関連産業の国際競争力の強化のための拠点形成
- (b) 地域をエネルギー供給源とすることによる再生
- (c) 国家戦略としての資源リサイクル
- イ) ライフ・イノベーションによる健康大国戦略
 - (a) 今後の経済成長の柱となる医療関連産業の国際競争拠点形成
 - (b) 医療・介護・福祉が連携して、人口減少・高齢化社会に立ち向かう持続可能な地域システムづくり
- ウ) アジア経済戦略
 - (a) 日本のアジア拠点化（グローバル企業、高度人材、投資の呼び込み）
 - (b) 先進的な産業・研究開発拠点の形成
 - (c) 国際物流拠点等の国際競争力の強化
 - (d) コンテンツ等の「クリエイティブ産業」の対外発信
- エ) 観光立国・地域活性化戦略
 - (a) 観光立国の推進
 - (b) 農業・水産業分野の国際競争力のある成長産業化
 - (c) 森林・林業の再生と中山間地域の保全

また、東日本大震災によって被災した地域や、震災の影響を受けた地域における総合特区制度の運用に当たっては、震災の影響を十分に考慮した運用を行うこととする。

なお、総合特区制度の運用に当たっては、法第 8 条又は法第 31 条等に基づく民間等からの提案制度、法第 19 条又は法第 42 条に基づく地域協議会（以下「地域協議会」という。）の活用等により、地域の実情に最も精通した住民、NPO、民間企業などの民間主体の知恵や資金、創意工夫が最大限いかされるよう努めるとともに、これらの民間主体が総合特区における取組に主体的に参画できるよう十分配慮することが必要である。その上で、民間主体と地方公共団体との連携の元で立案された実現可能性の高い効果的な計画に対し、国が集中的に支援するものである。その際、都市と地方の間で、ヒト・モノ・カネの交流・連携を通じ、地域間の共生を図ることも重要である。

第二 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1 政府における推進体制

① 総合特別区域推進本部の役割

総合特別区域推進本部（以下「本部」という。）においては、総合特区の円滑かつ確実な実施のための総合調整及び規制の特例措置等の整備を推進する。

関係府省は、本部意見として取りまとめられた事項及び本部決定された事項に関し、縦割りを排して密接に連携し、地域の総意に基づく取組を総合的に支援するものとする。

② 総合特区推進ワーキンググループ（WG）

本部における議論を機動的かつ迅速に進めるため、本部の下に、総合特区担当大臣（法第63条の総合特別区域担当大臣が置かれている場合は当該大臣。）を議長とし、各府省の副大臣又は大臣政務官等のうち、それぞれ各府省の大臣の指定する者により構成される総合特別区域推進ワーキンググループ（以下「推進WG」という。）を設置し、機動的に開催する。

推進WGの副議長は、総合特区担当大臣の指名する副大臣又は大臣政務官が務める。推進WGの議長は、必要があると認めるときは、構成員を追加し、又は関係者に出席を求めることができる。

推進WGにおいては、総合特区の指定その他の、本部の意見を踏まえ、又は本部の議を経ることとされている事項について整理するとともに、国と地方の協議会における協議状況や規制の特例措置等の活用状況等、総合特区制度に基づく諸活動に関する情報を収集し、必要に応じ、助言等を行う。併せて、本方針又は本部の決定に基づき、総合特区制度に係る手続において、承認等を行うとともに、関係機関調整等の機能を担うことができるものとする。

③ 内閣官房、内閣府及び各省庁の連携

総合特区制度の推進に当たっては、本部の事務を処理する内閣官房（以下「内閣官房」という。）において、規制の特例措置等の提案の受付、本方針の変更、推進WGの庶務その他の本部に関する事務を行い、国と地方の協議会の庶務を処理する内閣府（以下「内閣府」という。）において、総合特区の指定、国際競争力強化方針又は地域活性化方針の策定、総合特区計画の認定その他の法に基づき内閣総理大臣が行う指定又は認定に関する事務を行う。

関係府省は、内閣官房及び内閣府と緊密に連携し、地域の責任ある戦略に基づく取組が実現するよう、地域からの提案の実現に向け、最大限努力するものとする。

内閣官房及び内閣府は、関係府省の施策間の総合的な調整を図るものとする。特に、内閣府設置法第9条に基づき設置された内閣府特命担当大臣は、同法第12条に基づき、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めることができるほか、勧告をし、当該勧告に基づいて講じた措置について報告を求めること等ができる。

また、総合特区制度の推進に関連し、各地域の実情に応じた課題の把握や相談への対応等については、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室等とも連携して行うものとする。

④ 総合特区評価・調査検討会

内閣府は、総合特区制度の運用の透明性・公平性・中立性を高めるため、有識者により構成する「総合特別区域評価・調査検討会」を開催し、総合特区の指定及び5に示す総合特区の評価等に関してその知見を活用するものとする。

2 総合特区に係る規制の特例措置等の提案の受付及び対応に関する基本方針

① 総合特区に係る規制の特例措置等の提案制度の概要

総合特区制度においては、総合特区として指定された区域における政策課題の解決に資する規制・制度改革として、現場の声をより重視した規制・制度改革を実現するため、総合特区の指定申請をする際等に、あらゆる分野の国の規制・制度に関し、規制の特例措置等の提案をできることとしている。

このため、総合特区の指定申請等に併せ、地方公共団体より、政府が講ずべき新たな規制の特例措置その他の特別の措置に関する提案を行うことができることとされている。

政府は、当該地方公共団体が総合特区として指定され、又は既に指定されている場合、地方公共団体等より提出された提案を受け、⑤に示すところにより、規制の特例措置等の検討を行うこととなる。

② 総合特区に係る規制の特例措置等の提案の対象

提案の対象とする規制・制度は、許認可等による具体的な制限のみでなく、広く、経済的、社会的活動一般に関して何らかの事項を規律するもの全てを対象とする。また、必要となる施策体系が存在しない場合、そのような新しい施策体系の導入に係る提案も含み、対象とする。

具体的には、規制の改革（過去に行われた規制改革の改善や活用促進のための措置を含む。）、国の権限・事務の地方公共団体への委譲・ワンストップ化、国の関係機関の業務の見直し、国の制度、事務手続の見直し（税制・財政・金融上の支援措置の改善、国の認定手続の簡素化等）等に関する提案を全て受け付けるものとする。

ただし、単に当該総合特区に係る取組、事業への国の支援を求める提案ではなく、規制の改革をはじめとして、既存の施策体系の改善につながる提案を対象とすることとする。

③ 総合特区に係る規制の特例措置等の提案受付の方法

提案の受付は、内閣官房が、内閣府において行う第三の3に示す総合特区の指定申請の受付と連携を取りながら行うものとする。また、内閣官房は、提案に向けた相談に応じるものとし、関係府省は、内閣官房が提案に向けた相談に応じるに当たって、必要な情報提供を行うものとする。なお、総合特区制度の説明や提案に向けた相談への対応は、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室も活用して行うものとする。

提案の受付は、総合特区の指定申請をしようとする地方公共団体の提案については、原則として、第三の3に示す指定申請の受付と同時に行うものとし、既に総合特区の指定を受けている場合にあつては、原則として通年で受け付けることとする。

④ 総合特区に係る規制の特例措置等の提案の方法

提案は、法第10条又は法第33条に基づき、総合特区の指定申請をしようとする地方公共団体（地域協議会が組織されている場合に限る。）又は既に総合特区の指定を受けている地方公共団体（以下「提案団体」という。）より行うことができる。

提案団体は、提案を行う場合には、提案内容等を記載した提案書を内閣官房に提出するものとする。ただし、総合特区の指定申請をしようとする提案団体による提案書は、総合特区の指定申請書に添えて、併せて内閣府に提出することができるものとする。

提案書には、原則として、以下の事項を記載するものとする。

- i) 提案団体名（総合特区の指定申請を、地方公共団体と地方公共団体以外の団体の共同により行う場合は、当該各団体の連名）
- ii) 提案内容
- iii) 併せて指定申請する総合特区の取組との関係（既に総合特区の指定を受けている提案団体よりの提案の場合は、当該総合特区に係る取組との関係）

なお、提案を踏まえた協議の円滑化を図るため、提案に際しては、地域協議会等を通じ、提案内容について、関係主体の合意を得ていることが望ましい。その場合は、地域協議会における協議の結果等、関係主体の合意を示す書類を提案書に添付するものとする。

また、総合特区制度による新たな規制の特例措置等の適用を受けて事業を実施しようとする者（民間企業、NPO、個人事業主等の民間主体を含む。）は、総合特区制度を活用した事業を実施しようとする場合に、地方公共団体に対して、提案の要請を行うことができることとされている。ただし、地方公共団体が、総合特区の指定申請をしようとする場合等に限り規制の特例措置等の提案が可能であることに鑑み、民間主体が規制の特例措置等の提案を地方公共団体に要請する場合には、第三の3⑥に示す総合特区の指定申請の提案も併せて行うことを原則とする。

この他、詳細な提案書の記載方法その他の提案に係る手続の手引については、本部のホームページ等において公開する。

⑤ 総合特区に係る規制の特例措置等の提案を受けた政府の対応

地方公共団体から、総合特区の指定申請と併せて提出された提案については、内閣府が当該申請に係る総合特区の指定を行った場合には、国と地方の協議会における協議の議題とするものとする。既に総合特区に指定されている地方公共団体から提出された提案についてもこれと同様とする。

関係府省は、国と地方の協議会の協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

特に、条例で法令の特例を創設する提案は、地方公共団体が地域において説明責任を果たすと同時に、その結果等についても責任を負うことを意味するものであり、関係府省はこのことを十分踏まえて協議を行うものとする。

3 総合特区推進方針に関する基本的な事項

① 総合特区推進方針の意義及び目的

総合特区の指定に際しては、法第9条に基づく国際競争力強化方針又は法第32条に基づく地域活性化方針（総合特区推進方針）が、それぞれ定められる。

総合特区推進方針は、総合特区について、国と地方が政策課題や解決の方向性を共有

し、協働プロジェクトとして推進する方向性を定めることを目的とするものである。

このため、第三の3に示す総合特区の指定申請書（以下「指定申請書」という。）に記載された事項のうち、総合特区により実現を図る目標、包括的・戦略的な政策課題及びその解決策については、指定申請書の記載内容に基づき総合特区推進方針に記載することを基本とする。これらの事項について、指定申請書の記載内容から大幅な修正、追加、削除を伴う場合には、申請主体と十分な協議を行い、申請主体の同意が得られていることが必要である。

② 総合特区推進方針の策定手続

総合特区推進方針の策定に当たっては、指定申請書及び併せて内閣官房に提出された規制の特例措置等の提案書（申請主体より提出されている場合に限る。）に基づき、内閣府が関係府省と調整した上で、総合特区の指定手続とともに、推進WGの議を経て、法第9条第3項又は法第32条第3項に基づき、本部の意見を聴取した上で内閣総理大臣が定める。

③ 総合特区推進方針の記載事項

総合特区推進方針は、法第9条第2項又は法第32条第2項に基づく事項を記載する。具体的には、以下の事項を記載するものとする。

i) 目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

（法第9条第2項第1号又は法第32条第2項第1号関係）

ア) 総合特区により実現を図る目標

イ) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題と解決策

ii) 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進する事業に関する基本的事項（同第2号関係）

iii) その他必要な事項

なお、指定申請書において、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域が設定されている場合には、その内容についても、iii)に記載することとを原則とする。

4 国と地方の協議会に関する基本的な事項

① 国と地方の協議会の目的

総合特区における取組については、政策課題と解決の方向性を国と地域で共有し、協働プロジェクトとして実施することとしている。このため、総合特区制度では、総合特区ごとに、関係府省及び指定地方公共団体に加え、必要に応じ、当該総合特区における事業の実施主体等を構成員とする国と地方の協議会を組織することとしている。

国と地方の協議会は、総合特区の指定後、総合特区推進方針に基づき、協議会で協議をするべき事項及び構成員を定めた上で、速やかに組織するものとする。なお、協議会の庶務については、法第11条第9項又は法第34条第9項に基づき、内閣府において処理する。

国と地方の協議会は、法第 11 条第 1 項又は法第 34 条第 1 項に基づき、総合特区において実施される事業に必要な新たな規制の特例措置等の整備その他の施策の推進に関し必要な協議を行う。具体的には、当該総合特区の指定地方公共団体より提案された規制の特例措置等の整備に関する協議を行うほか、5 に示す総合特区及び規制の特例措置等の評価結果の審議を行う。

国と地方の協議会においては、関係府省、地方公共団体と地域の実施主体等が政策課題と解決の方向性を共有し、自らの権限や利益のみに拘泥することなく、地域の立場に立って、政策課題の解決に向けた措置を真摯に検討することが必要である。

また、構成員である関係府省は、新たな規制の特例措置等に関する提案の実現に向けた誠実な協議を行い、規制の特例措置等の一層の充実・強化を図らなければならない。特に規制の特例措置に係る提案については、地域の提案に対して、関係省庁は、代替措置の提案も含め、前向きな議論を実施するものとし、仮に当該提案の実現が困難である場合には、明確な根拠を示すことにより、説明責任を果たすものとする。

一方、地方公共団体や地域の実施主体等は、国と地方の協議会が、単に当該総合特区に係る取組、事業への国の支援の要望を行う場ではなく、政策課題の解決に向けた規制の特例措置等について協議する場であることを念頭に、協議に参画することが必要である。

これらを通じて、総合特区における地域の取組を突破口として、関係府省が所管する行政分野の施策が今後の経済・社会の変化に対応した産業の国際競争力強化又は地域活性化の推進に向け進化・充実していくことが期待される。

② 国と地方の協議会の協議の進め方

国と地方の協議会の運営に当たっては、効率的かつ効果的な運営を図るものとし、協議事項ごとに分割した会議の開催による個々の会議の出席者及び人数の合理化や、複数の総合特区に係る類似の議題を扱う会議の合同開催等による開催の効率化等の工夫を適宜行うほか、ICT 等も活用した迅速な意思決定体制を整えることが望ましい。

国と地方の協議会の構成員は、速やかに協議が調うよう努めるものとする。また、協議の結果については文書として取りまとめることとし、構成員は、法第 11 条第 8 項又は法第 34 条第 8 項に基づき、これを尊重しなければならない。

また、国と地方の協議会に関する地域における対応の準備等については、地域の要望に応じ、内閣府及び地域ブロックごとに設けられた地方連絡室等が支援を行うものとする。

③ 国と地方の協議会の構成員

国と地方の協議会は、法第 11 条第 1 項又は法第 34 条第 1 項に基づき、以下により構成される。

- ア) 内閣総理大臣
- イ) 内閣総理大臣の指定する国務大臣
- ウ) 指定地方公共団体の長

これに加え、それぞれ同条第 4 項に基づき、以下の構成員を加えることができる。

- エ) 指定地方公共団体以外の地方公共団体の長
- オ) その他の執行機関
- カ) 地域協議会を代表する者
- キ) 法第 8 条第 3 項に基づく特定国際戦略事業又は法第 31 条第 3 項に基づく特定地域活性化事業（以下「特定総合特区事業」という。）を実施し、又は実施すると見込まれる者
- ク) その他事業の実施に関し密接な関係を有する者
- イ) の国務大臣を指定するに当たっては、当該国と地方の協議会の協議する事項に関連する単独又は複数の大臣を指定するものとする。

また、協議を進める中で、当初想定していた以外的大臣を構成員とすることが望ましいことが明らかとなった場合には、速やかに当該大臣を追加指定するものとする。

④ 国と地方の協議会の協議を行うための会議

国と地方の協議会は、法第 11 条第 5 項又は法第 34 条第 5 項に基づき、協議を行うための会議（以下「会議」という。）を開催するものとする。

会議は、③に記載する国と地方の協議会の構成員又は以下の者により構成する。（エ～ク）については、対応する者が当該国と地方の協議会の構成員となっている場合に限る）

- ア) 内閣総理大臣の指名する者
- イ) 内閣総理大臣の指定する国務大臣の指名する者
- ウ) 指定地方公共団体の長の指名する者
- エ) 指定地方公共団体以外の地方公共団体の長の指名する者
- オ) その他の執行機関の指名する者
- カ) 地域協議会を代表する者の指名する者
- キ) 特定総合特区事業を実施し、又は実施すると見込まれる者の指名する者
- ク) その他事業の実施に関し密接な関係を有する者の指名する者

5 総合特区の評価に関する基本的な事項

① 評価の対象

総合特区については、指定後、一定期間ごとにその評価を行うものとする。その際、当該総合特区に係る提案に基づき実現した規制の特例措置等についても、併せて評価を行うものとする。

② 評価の時期

原則として、当該総合特区に係る最初の総合特区計画が認定されてから 1 年を経過した時点の年度末までに最初の評価を行い、以降、原則として 1 年ごとに評価を行うものとする。ただし、当該総合特区に係る国と地方の協議会において別の定めがなされた場合はこの限りではない。

③ 評価の方法

総合特区の評価は、当該総合特区に係る指定地方公共団体及び当該総合特区に基づく事業を実施する者（以下「総合特区実施主体」という。）が自ら行い、指定地方公共団体が評価結果を評価書として取りまとめることを基本とする。評価書の取りまとめに際しては、地域協議会を活用して行う。

また、当該総合特区に係る国と地方の協議会における協議を通じて実現した規制の特例措置等に関する評価については、当該規制の特例措置等を活用した事業に関する評価書が取りまとめられた場合、当該評価書等を踏まえ、当該規制の特例措置等を所管する省庁が行うことを基本とする。ただし、複数の省庁にまたがる規制の特例措置等の評価については、内閣府が関係府省と協力してこれを行う。

これらの評価結果については、原則として、国と地方の協議会における審議を経て、推進WGに報告し、速やかに公表するものとする。

④ 評価結果の反映

これらの評価結果については、各省庁の施策に適切に反映するほか、関係する総合特区において実施する事業に適切に反映する。

この際、総合特区の評価結果を踏まえ、指定区域の全部又は一部が第三の2に示す指定基準に適合しなくなると認めるときは、国と地方の協議会等を通じ、指定地方公共団体その他の総合特区実施主体等の意見を聴取し、推進WGの議を経て、法第8条第10項又は法第31条第10項に基づき、本部の意見を聴取した上で内閣総理大臣が総合特区の指定を解除し、又はその区域を変更することができるものとする。

また、規制の特例措置については、規制の特例措置等の評価結果を踏まえ、内閣官房及び関係府省において、適切な対応を行うものとする。

また、税制上の支援措置については年度ごとの税制改正を、財政上・金融上の支援措置については、年度ごとの予算編成をそれぞれ経て、政策に反映されることに留意した対応を行う。

6 関連する施策との連携に関する基本的な事項

① 都市の国際競争力の強化に関する施策との連携

関係府省及び地方公共団体は、都市の国際競争力の強化を図るために必要な都市開発事業等の円滑な施行を通じた緊急かつ重点的な市街地の整備を、産業の国際競争力の強化に関する施策との有機的な連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進することとする。

② 経済社会の構造改革の推進に関する施策との連携

関係府省及び地方公共団体は、各地域が総合特区において目指す政策課題の解決等に向けて規制の特例措置を整備するに際しては、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく構造改革特別区域制度等、経済社会の構造改革の推進を図る施策と連携を図っていくこととする。

③ 地域の活力の再生に関する施策との連携

関係府省及び地方公共団体は、地域活性化総合特区において各地域が解決を目指す政策課題等を踏まえ、地域の活性化に関する施策を総合的かつ効果的に推進するに当たり、地域再生法（平成 17 年法律第 24 号）に基づく地域再生制度が、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進する制度であることを念頭に、密接な連携を図っていくこととする。

④ その他の関連する施策との連携

関係府省は、総合特区における政策課題とその解決方向を地域と共有し、地域の責任ある戦略が実現するよう、内閣官房・内閣府と緊密に連携し、積極的に対応するものとする。

また、国際戦略総合特区における企業誘致等に当たっては、国際競争力の強化に資する他の関連制度との窓口をワンストップ化するなど、関連制度間の緊密な連携による相乗効果をうみ出しながらグローバル企業等の誘致を推進することとする。

第三 国際戦略総合特別区域の指定及び地域活性化総合特別区域の指定に関する基本的な事項

1 総合特区の指定に関する基本的な事項

法第 8 条第 1 項又は法第 31 条第 1 項に基づき、当該区域において産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる区域であって、2 に示す総合特区の指定基準に該当すると見込まれるものについて、それぞれ国際戦略総合特区若しくは地域活性化総合特区として指定する。

総合特区の指定に当たっては、我が国の現下の財政事情等に鑑み、「選択と集中」の観点を最大限にいかすため、政策課題を解決する上で有効かつ先駆的な取組の実現可能性が高い地域を厳選し、国と地域の政策資源を集中させることとする。

特に、国際戦略総合特区については、成長分野を中心に、我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる大都市等の地域を厳選するため、その指定数は少数に限定するものとする。

また、総合特区制度の円滑な導入を図るため、特に初年度においては、少数に絞り込んで指定を行い、その後、順次指定を拡大することとする。

2 総合特区の指定基準

法第 8 条第 1 項各号又は法第 31 条第 1 項各号に掲げる総合特区の指定基準について、具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

① 基本方針に適合するものであること。(第1号基準)

総合特区の意義及び目標に照らし、政策課題を解決する上で有効かつ先駆的な取組の実現可能性が高い地域を厳選するとの観点から、内閣府が受理した総合特区の指定申請書及び添付資料により、以下の6項目の基準に基づき判断する。

なお、複数の政策課題が設定されている場合は、個々の政策課題と、対応する解決策及び事業に関し、それぞれ判断することとなる。

i) 包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示があること

単に国の支援措置のみを求めるものではなく、国と地域で共有し、協働プロジェクトとして推進することができる包括的・戦略的な政策課題の設定と解決策の提示がなされていること、提示されている解決策が政策課題の解決に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていることをもって判断する。

ii) 先駆的な取組であり、一定の熟度を有すること

政策課題の解決に有効なものとして、同様の政策課題の解決を図る国内の他の取組に比して先駆的と認められる取組が提示されていること、それらの取組について、関係者の合意形成が整い事業実施段階にある等、熟度が高く、実現可能性が高いものと認められることをもって判断する。

iii) 取組の実現を支える地域資源等が存在すること

地域の歴史や文化、地理的条件、社会資本や技術の存在、産業や担い手の集積等の地域資源の特性を踏まえた取組や事業が提示されていることをもって判断する。

iv) 有効な国の規制・制度改革の提案があること

指定申請に併せ、第二の2に基づく国の規制・制度に係る規制の特例措置等の提案がなされており、提案の内容が政策課題の解決策として提示された内容に合致していることをもって判断する。

v) 地域の責任ある関与があること

地域の自発性、自立性、主体性を重視する観点から、地域独自の税制・財政・金融上の支援措置、地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定、地方公共団体等における体制の強化等の地域の関与が示されていること、指定申請書に示されている目標に対する評価が適切に実施されることが明らかであることをもって判断する。

なお、評価については、地方公共団体による自己評価のみではなく、地域協議会における協議や地域住民の参加等、より客観的な評価手続を明記していることが望ましい。

vi) 運営母体が明確であること

真に国際競争力の強化や地域の活性化につながる取組を行うに当たっては、取組の主

体である地方公共団体と、特定総合特区事業の予定実施主体等が、明確な役割分担の下に連携し、一体となって推進できる体制が整っていることが重要であることを鑑み、運営母体として、法に基づく地域協議会が組織され、一定の活動実績を有することをもって判断する。ただし、活動実績としては、法に基づく組織として位置付けられる以前のものも含め、総合的に判断する。

なお、思い切った規制の特例措置の実現や、規制の特例措置を活用した事業の実施に当たっては、利害関係を有する団体についても、事業の構想・計画段階から意見交換や調整を行うことが重要であるため、このような団体も、地域協議会の構成員となっていることが望ましい。

② 当該区域において産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に資する事業を実施することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれること。(第2号基準)

国際戦略総合特区にあつては、指定申請書に記載されている事業の実施による目標の達成が、産業の国際競争力の強化に寄与すること、具体的には、我が国の経済をけん引することが期待される産業分野において、国際レベルでの競争優位性を持ちうる拠点形成に資することにより、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化の効果とも相まって、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することをもって判断する。

また、地域活性化総合特区にあつては、指定申請書に記載されている事業の実施による目標の達成が、地域の活性化に寄与し、経済効果の周辺地域への波及や、先駆的な取組による課題解決モデルの構築等を通じ、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することをもって判断する。

これらの判断に当たっては、事業の実施による目標達成の蓋然性が相当程度高く、当該事業を含む取組が政策課題の解決に相当程度有効かつ先駆的で実現可能性が高いものと認められるかを総合的に勘案するものとする。

3 総合特区の指定申請手続に関する基本的な事項

① 指定申請の受付時期

総合特区の指定申請を行うことができる期間は、原則として通年とする。

内閣府は、指定申請を受理した際は、毎年3月末までに受理したものの指定については同年7月末までに、9月末までに受理したものの指定については翌年1月末までに行うことを原則として、必要な手続を進めるものとする。ただし、総合特区制度の円滑な導入を図るため、制度導入初年度である平成23年度においてはこの限りではない。

なお、一度行われた指定申請について、指定申請の内容の追加又は変更がある場合、指定申請を行った地方公共団体は、いつでも提出した指定申請書の追加又は変更を行うことができるものとする。この場合、指定申請の受理日は、追加又は変更がなされた後の指定申請書を受理した日とする。

② 指定申請の主体

総合特区の指定申請をしようとする主体（以下「指定申請主体」という。）は、以下のいずれかによるものとする。

- ア) 市町村（特別区を含む。以下同じ。）単独
- イ) 複数の市町村の共同
- ウ) 都道府県単独
- エ) 複数の都道府県の共同
- オ) 都道府県と市町村の共同
- カ) その他法第2条第5項の地方公共団体として位置付けられている団体
- キ) ア)～オ)のいずれかと、カ)の団体との共同
- ク) ア)～キ)のいずれかと、総合特区内において事業を実施する実施主体（地方公共団体を除く。以下「民間実施主体」という。）の共同

なお、法第8条第2項及び法第31条第2項に基づく指定申請の手続は、指定申請主体に含まれる地方公共団体により行われるものとする。

③ 指定申請書等の作成

指定申請に当たっては、法第8条第2項又は法第31条第2項並びに総合特別区域法施行規則（以下「施行規則」という。）第 条又は第 条に基づき、指定申請書及び添付図書を作成するものとする。指定申請書には、以下の事項を記載するものとする。

i) 指定申請に係る区域の範囲

（法第8条第2項第1号又は法第31条第2項第1号関係）

- ア) 総合特区として見込む区域の範囲
- イ) ア)の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域（必要に応じ設定）
- ウ) 区域設定の根拠

ii) 産業の国際競争力の強化に関する目標又は地域の活性化に関する目標及び目標を達成するために取り組むべき政策課題（同第2号関係）

- ア) 総合特区により実現を図る目標
- イ) 包括的・戦略的な政策課題と解決策
- ウ) 取組の実現を支える地域資源等の概要

iii) 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容（同第3号関係）

- ア) 行おうとする事業の内容
- イ) 地域の責任ある関与の概要
- ウ) 事業全体の概ねのスケジュール

なお、ii)ア)の「目標」の記載に当たっては、目標が数値として表され、目標達成年次が明示（例えば5年以内等）されている等、できる限り具体的に記載することが望ましい。

施行規則に基づき、指定申請に当たっては、指定申請書に加え、以下の図書を添付するものとする。

- i) 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面又は縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図
- ii) 法第 8 条又は法第 31 条に基づく指定申請の提案を踏まえて行われた指定申請に際しては、当該提案の概要
- iii) 関係地方公共団体の意見の概要（地域協議会における協議をした場合にあっては、当該意見及び当該協議の概要）
- iv) 新たな規制の特例措置等の提案と併せて指定申請を行う場合は、当該提案の写しなお、第二の 2 ⑤に基づく提案書を、指定申請書に添えて内閣府に提出する場合には、当該提案書でもって、iv) の提案の写しに替えることができる。

また、指定申請書の参考資料として、以下の事項について記載した書類を添付することができる。

- i) 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧
- ii) 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧

この他、詳細な指定申請書等の記載方法の手引については、本部のホームページ等において公開する。

④ 地域協議会における協議及び関係地方公共団体の意見聴取

2 に示す通り、総合特区として指定されるためには、地域協議会が設置されていることが必要条件となる。このため、指定申請主体は、指定申請をしようとするときは、原則として、法第 8 条第 5 項又は法 31 条第 5 項に基づき、地域協議会における協議を経る必要がある。その際は、法第 8 条第 6 項又は法第 31 条第 6 項に基づき、当該協議の概要を指定申請書に添付しなければならない。

また、指定申請主体は、法第 8 条第 5 項又は法第 31 条第 5 項に基づき、関係地方公共団体の意見を聴き、法第 8 条第 6 項又は法第 31 条第 6 項に基づき、指定申請に際し当該意見の概要を添付しなければならない。

意見を聴くべき関係地方公共団体としては、例えば、都道府県が総合特区の指定申請を行う場合にあっては、その申請に係る区域に存する市町村が該当すると考えられるが、どの地方公共団体が関係地方公共団体に該当するかの判断については、指定申請主体たる地方公共団体の判断によるものとする。

なお、指定申請主体に含まれる地方公共団体及び地域協議会の構成員となっている地方公共団体については、指定申請の段階でその意見が十分に反映されているものと考えられるため、改めて意見を聴く必要はない。

⑤ 指定申請区域の範囲

法第 8 条第 2 項第 1 号又は法第 31 条第 2 項第 1 号に示す指定申請に係る区域の範囲の設定に当たっては、総合特区の指定基準に即した区域設定が必要である。

指定申請に際して定める区域は、国際戦略総合特区については、産業の国際競争力強化の拠点整備が行われる区域に限定することを基本とする。一方、地域活性化総合特区については、取組の内容に応じ、柔軟に設定してもよいものとする。

また、指定申請に当たっては、一つの取組と認められる場合には、複数区域にわたり区域を設定（いわゆる「飛び地」）してもよいものとするほか、複数の取組が連携して行うことで相乗効果が得られる場合には、それら複数の取組をまとめて一つの区域として設定してもよいものとする。ただし、複数の取組が連携した取組については、連携の必然性と実態が認められ、かつ、個々の取組自体がそれぞれで総合特区の指定基準を満たしている場合について、一つの総合特区として指定するものとする。

なお、各地域の戦略に応じて、個別の規制の特例措置等ごとに、当該措置の適用を想定する区域として、総合特区の区域内に包含される、より小さな区域を設定してもよいものとする。

なお、指定申請書の作成に当たっては、区域の範囲と併せ、区域設定の根拠となる考え方も整理し、指定申請書に記載することとする。

⑥ 民間等による法第 8 条又は法第 31 条に基づく指定申請の提案

特定総合特区事業を実施しようとする者又は特定総合特区事業の実施に関し密接な関係を有する者（民間企業、NPO、個人事業主等の民間主体を含む。）は、地方公共団体に対して、法第 8 条第 3 項又は法第 31 条第 3 項に基づき、指定申請の提案をすることができる。

指定申請の提案をする際は、原則として、指定申請書の案を作成して行うものとする。また、規制の特例措置等の提案の要請を同時に行う場合は、当該指定申請書の案に、当該措置に係る提案要請書を添付し、行うこととする。

地方公共団体が指定申請の提案を受けた場合は、法第 8 条第 4 項又は法第 31 条第 4 項に基づき、指定申請の可否について、遅滞なく、提案者に通知しなければならない。また、指定申請をしないこととするときは、その理由を明らかにしなければならない。

なお、地方公共団体においては、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 6 条に基づき、民間主体による提案に基づく指定申請の可否を通知するまでの標準処理期間を定めることが望ましい。

4 総合特区の指定手続に関する基本的な事項

総合特区の指定に当たっては、指定が恣意的にならないよう、指定審査過程の透明性を確保することとする。

総合特区の指定申請主体より提出された指定申請書（併せて規制の特例措置等の提案書が提出されている場合は、当該指定申請書及び当該提案書）に基づき、2 に示した指定基準に照らし、内閣府において、取組の分野に応じた有識者の意見を聞いた上で、客観的な評価を行う。

この評価を踏まえ、推進WGの議を経て、法第 8 条第 7 項又は法第 31 条第 7 項に基づき、本部の意見を聴取した上で内閣総理大臣が指定する。

内閣府は、これらの評価、選定の過程を、インターネット等を通じ、速やかに公開するものとする。

なお、指定申請が行われた場合において、2 に示した総合特区の指定基準に該当しな

いと見込まれるときは、総合特区の指定を行わないものとする。

この場合、内閣府は、総合特区の指定基準に照らし不足すると認められる事項について、指定申請主体に伝えることとする。内閣府は、その後、地域が目指す産業の国際競争力の強化又は地域の活性化の実現に向け、総合特区制度の活用のみならず、構造改革特区制度、地域再生制度その他の地域活性化施策の活用に係る助言その他の支援を適切に実施するものとする。その際、地域ブロックごとに設けられた地方連絡室等とも連携しつつ、全国各地への専門家の派遣等の地域活性化のための取組とも連携し、地域の実情に応じた適切な支援を実施する。

なお、指定申請に併せて提案された規制の特例措置が実現しない場合には、取組全体の実現可能性に大きな影響を与えることも想定されるが、総合特区制度は、政策課題解決の方向性を国と地域で共有し、提案された規制の特例措置については、国と地方との協議会を通じて代替措置の提案も含めた前向きな議論を行う仕組みであることに十分留意し、政策課題解決の方向性を国と地域で共有できる場合には、提案された規制の特例措置の実現が指定申請段階で不確定であることのみをもって、指定手続の進捗をいたずらに遅らせることがないように配慮すること。

5 地域協議会に関する基本的な事項

① 地域協議会の目的

総合特区を活用する事業の多くは、地方公共団体と民間実施主体が連携して行うものとなる。真に国際競争力の強化や地域の活性化につながる取組を行うに当たっては、取組の主体である地方公共団体と民間実施主体が、明確な役割分担の下に連携し、一体となって推進できる体制が整っていることが重要である。

このため、法第19条第1項又は法第42条第1項に基づく地域協議会は、地域の関係団体や利害関係者が一体となった推進体制を確立することを目的として組織されることが望ましい。

また、地域協議会は、当該地域が総合特区として指定された後も、次のような事項について協議を行うこととなる。

ア) 国と地方の協議会における協議への対応

国と地方の協議会の構成員である指定地方公共団体を通じ、又は、地域協議会の代表者が構成員となることにより、国と地方の協議会において、地域協議会がとりまとめた地域の意見を表明する。

イ) 総合特区計画の作成・変更

国と地方の協議会における協議を踏まえた当該総合特区における新たな規制の特例措置等の適用等に際して必要となる総合特区計画の作成・変更に向けた協議を行う。

ウ) その他、総合特区計画の実施に関し必要な事項

その他、総合特区計画の実施に関して必要になる事項として、

- ・総合特区計画に位置付けられた事業実施に際しての関係機関の間の調整
- ・総合特区計画に基づく事業の実施状況の評価の実施
- ・これに基づくさらなる規制の特例措置等の提案

等に係る協議を行う。

② 地域協議会の構成員

地域協議会の構成員は、法第 19 条第 2 項又は法第 42 条第 2 項に基づき、以下により構成される。

ア) 総合特区の指定申請を行おうとする地方公共団体（共同申請の場合は、指定申請主体に含まれる全ての地方公共団体となる。）

イ) 特定総合特区事業を実施し、又は実施すると見込まれる者

これに加え、それぞれ同条第 3 項に基づき、以下の構成員を加えることができる。

ウ) 総合特区計画及びその実施に関し密接な関係を有する者

エ) その他当該地方公共団体が必要と認める者

なお、ウの「密接な関係を有する者」としては、地方公共団体が実施主体として実施する特定総合特区事業に密接に関連する民間実施主体や、特定総合特区事業に密接に関連する地域の経済団体、地域の団体、地域の金融機関、地域で活動する N P O 法人などを想定している。また、思い切った規制の特例措置の実現や、規制の特例措置を活用した事業の実施に当たっては、利害関係を有する団体についても、事業の構想・計画段階から意見交換や調整を行うことが重要であるため、このような団体についても、地域協議会を構成する一員となっていることが望ましい。

③ 地域協議会における協議の進め方

地域協議会における協議の進め方については、法第 19 条第 11 項又は法第 42 条第 11 項に基づき、地域協議会が定めることとする。

地域協議会の運営に際しては、形式的に協議会を開催するのではなく、構成員による適切な役割や責任の分担がなされており、実質的な協議・合意形成の場となっていることが必要である。このため、I C T 等も活用した迅速な意思決定体制等が推奨される。

地域協議会における協議を行うための会議において協議が調った事項については、法第 19 条第 10 項又は法第 42 条第 10 項に基づき、構成員はその結果を尊重しなければならない。

第四 国際戦略総合特別区域計画の認定及び地域活性化総合特別区域計画の認定に関する基本的な事項

1 総合特区計画の認定に関する基本方針

① 総合特区計画に関する基本的事項

総合特区計画は、総合特区において、規制の特例措置等のうち、

i) 法第 2 条第 4 項の規制の特例措置、

ii) 法第 3 章第 4 節第 2 款又は法第 4 章第 4 節第 2 款に基づく課税の特例、

iii) 法第 3 章第 4 節第 3 款又は法第 4 章第 4 節第 3 款に基づく利子補給金（以下「総

- 合特区支援利子補給金」という。)の支給、
- iv) 法第3章第4節第4款又は法第4章第4節第4款に基づく財産の処分の制限に係る承認のの特例、
 - v) 法第3章第4節第5款又は法第4章第4節第5款に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う業務、
 - vi) 第五の4に基づく総合特区計画に基づき実施される財政上の支援措置(総合特区推進調整費を含む。)

を実際に適用するために必要な事項を示すものである。当該総合特区に係る国と地方の協議会を通じて協議が調ったこれらの措置について、協議を通じて合意した、実施に必要な要件や利害関係者との調整手続等について、国と地域で互いに確認し、規制の特例措置等に係る責任の所在と役割分担を明確にするものである。

② 認定申請の主体及び手続

総合特区計画の認定申請は、法第12条第1項又は法第35条第1項に基づき、当該総合特区計画に基づく事業を実施する場所をその区域に含む指定地方公共団体が行う。

認定申請に当たっては、法第12条第1項及び第8項又は法第35条第1項及び第8項、並びに施行規則第 条又は第 条に基づく認定申請書として、③に示す総合特区計画の案を作成し、以下の資料を添付して行うものとする。

- ア) 法第3章第4節又は法第4章第4節の規定による特別の措置の適用を受ける主体の特定の状況を明らかにすることができる書類
- イ) 法第12条第4項又は法第35条第4項に基づき聴いた関係地方公共団体及び実施主体の意見の概要
- ウ) 法第12条第5項又は法第35条第5項に基づく提案を踏まえた認定申請である場合は、当該提案の概要
- エ) 法第12条第7項又は法第35条第7項に基づき行った地域協議会における協議の概要

第五の4に基づく財政上の支援措置(総合特区推進調整費を含む。)を活用しようとする場合には、これらに加え、国と地方の協議会における協議結果を踏まえた総合特区計画に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧を添付するものとする。

なお、認定申請書及び添付資料に係る詳細な記載方法の手引については、総合特区計画の詳細な記載方法に関することも含め、本部のホームページ上において公開する。

③ 総合特区計画の記載事項

法第12条又は法第35条に基づき、総合特区計画には、以下の事項を記載するものとする。

- ア) 総合特区の名称
- イ) 特定総合特区事業の実施が当該総合特区に及ぼす経済社会的効果
- ウ) 特定総合特区事業の名称
- エ) その他総合特区における産業の国際競争力の強化若しくは地域の活性化の推進に必要な事項

別紙 総合特区において実施し又はその実施を促進しようとする特定総合特区事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの特別の措置の内容

なお、ア)、イ) 及びエ) については、記載することが望ましい事項である。

特定総合特区事業に適用する規制の特例措置等の認定の要件として定められた事項がある場合は、該当する内容を別紙に記載するものとする。

なお、総合特区推進方針に基づき、又は、国と地方の協議会における協議を通じ、個別の規制の特例措置等の適用を想定する区域を設定することとなっている場合には、該当する規制の特例措置等に関し、当該措置の適用を想定している区域に限定して適用する旨を別紙に明記することとする。

イ) については、総合特区の評価を行う際の基準とすることも勘案し、特定総合特区事業が当該総合特区に及ぼす経済的社会的効果について、数値化や効果発現時期も含め、できる限り具体的に記載することが望ましい。

また、総合特区の目標達成のために必要な事業であって、特定総合特区事業以外のもの（以下「一般総合特区事業」という。）についても、必要に応じ、エ) に記載することが望ましい。

なお、第五の4に基づく財政上の支援措置（総合特区推進調整費を含む。）を活用しようとする場合には、当該事業についてウ) 又はエ) に記載することが必要である。関係府省は、当該事業に対して予算の範囲内で支援に努めることとする。ただし、認定を受けた総合特区計画（以下「認定総合特区計画」という。）に事業が記載されることにより、当該事業に対する財政上の支援措置の活用が担保されるものではない。

④ 地域協議会における協議及び関係地方公共団体の意見聴取

総合特区計画の認定申請に当たっては、法第12条第7項又は法第35条第7項に基づき、総合特区計画に定める事項について地域協議会における協議が必要である。

また、法第12条第4項又は法第35条第4項に基づき、認定申請に当たっては、関係地方公共団体及び当該総合特区計画に記載された特定総合特区事業の実施主体の意見を聴くこととしている。

この場合、当該地方公共団体又は実施主体が地域協議会の構成員であり、本総合特区計画に係る協議に参画している場合、当該協議におけるそれらの者の意見をもって、法第12条第4項又は法第35条第4項に基づく意見とみなし、当該協議の結果の添付をもって、当該意見を添付したものとみなすことができるものとする。

ただし、第五又は別表において、個別の規制の特例措置等ごとの認定に係る要件として、当該措置に関連する特定の事項について意見を聴くこと等の特定の手続が定められている場合はこの限りではない。

意見を聴くべき関係地方公共団体としては、例えば、都道府県による総合特区計画にあっては、その申請に係る区域に存する市町村が該当すると考えられるが、どの地方公共団体が関係地方公共団体に該当するかの判断については、指定地方公共団体の判断によるものとする。ただし、第五又は別表において、個別の規制の特例措置等ごとの認定に係る要件として、特定の地方公共団体の意見を聴くこと等の特定の手続が定められている場合はこの限りではない。

⑤ 実施主体による提案及び対応

法第 12 条第 5 項又は法第 35 条第 5 項等に基づき、特定総合特区事業を実施しようとする者は、当該総合特区に係る指定地方公共団体に対し、当該特定総合特区事業をその内容に含む総合特区計画の作成・変更について提案することができる。

提案に際しては、総合特区計画の案（変更の場合は変更案）をもって行うことを原則とする。また、特定総合特区事業を実施しようとする者は、法第 19 条第 2 項又は法第 42 条第 2 項に基づき、地域協議会の構成員となるため、地域協議会の構成員以外の者が提案するに際しては、事前に地域協議会への参画を図ることが望ましい。

法第 12 条第 6 項又は法第 35 条第 6 項に基づき、指定地方公共団体は、提案を受けた場合、総合特区計画を作成又は変更する必要がないと認めるときは、その旨及びその理由を当該提案者に通知しなければならない。

⑥ 総合特区計画の認定基準

法第 12 条第 10 項各号又は法第 35 条第 10 項各号に定める基準について、具体的な判断基準は、以下のとおりとする。

i) 基本方針及び総合特区推進方針に適合するものであること（第 1 号基準）

本方針及び総合特区推進方針のうち、以下に示す項目に定められた事項にのっとっていることをもって判断する。

- a) 当該総合特区に係る総合特区推進方針に合致していること
- b) 国と地方の協議会における協議結果と整合していること
- c) 個別の規制の特例措置等の実施に係る要件、手続が満たされていること

ii) 当該総合特区計画の実施が当該総合特区における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に相当程度寄与するものであると認められること（第 2 号基準）

産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に資する目標が設定されており、目標を達成するために必要な事業が特定総合特区事業又は一般総合特区事業として記載されていることをもって判断する。

なお、反社会的勢力やその関係者の行う又は行うことが想定される事業が特定総合特区事業又は一般総合特区事業として記載されている計画については、認定しないものとする。

iii) 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること（第 3 号基準）

特定総合特区事業及び一般総合特区事業について、総合特区計画が認定された場合に、

- ア) 事業が具体化されていること
 - イ) 事業の実施スケジュールが明確であること
- をもって判断する。

⑦ 関係行政機関の長による同意の手続

内閣総理大臣は、指定地方公共団体から申請のあった総合特区計画を認定すべきであると判断した場合は、法第 12 条第 12 項又は法第 35 条第 12 項に基づき、総合特区計画に記載された個別の規制の特例措置等について関係府省の長に対して文書にて同意を求

めるものとする。

法第3章第4節の規定による規制の特例措置については、関係府省の長は、総合特区計画に記載された特例措置の内容が別表1又は別表2に定める「同意の要件」及びこれについて規定した別表1又は別表2に即して定められる法令（以下「同意の要件等」という。）に適合していれば、総合特区計画に記載された特例措置の内容が別表1又は別表2に定める「特例措置の内容」及びこれについて規定した別表1又は別表2に即して定められる法令に反する場合を除き、同意するものとする。

その他の法第3章第4節の規定による措置（1①のii）～v）の措置）については、関係府省の長は、それぞれの措置ごとに第五に定める同意の条件に適合していれば、第五に定める各措置の内容及び各措置に関する法令に反する場合を除き、同意するものとする。

なお、関係府省の長が不同意と回答する場合には、総合特区計画に記載された規制の特例措置等について、どの部分が同意のための要件を満たしていないのかについて、具体的な理由を付すものとする。関係府省の長は不同意と回答しようとする場合には、あらかじめ内閣総理大臣にその旨を申し出るものとし、内閣総理大臣は当該総合特区計画の認定を行う前に、認定申請を行った指定地方公共団体及び関係府省から事実の確認等を行い、所要の調整を図るものとする。

⑧ 認定しなかった場合、不同意の場合の理由等の通知

指定地方公共団体が作成した総合特区計画を内閣総理大臣が認定しなかった場合及び認定した場合であっても総合特区計画に記載された規制の特例措置等の一部について関係府省の長が最終的に同意しなかった場合においては、その理由を当該指定地方公共団体に速やかに通知するものとする。

2 その他総合特区計画に関する基本的な事項

① 協議途上の特例措置の取扱及び総合特区計画の変更

指定地方公共団体が提案し、当該総合特区に係る国と地方の協議会において協議されている規制の特例措置等のうち、一部の措置について協議が調い、総合特区特例措置として整備された場合において、指定地方公共団体は、整備された一部の措置のみに係る総合特区計画を作成し、認定申請を行うことができるものとする。

この場合、当該国と地方の協議会における協議が進展し、これを踏まえて新たな総合特区特例措置が整備され、当該総合特区において当該総合特区特例措置を活用しようとする際には、法第14条又は第37条に基づき、総合特区計画の変更を随時行うこととする。

② 総合特区に適用される規制の特例措置等がなくなる場合の対応

規制の特例措置等が本則化（全国展開）されるか、廃止される場合、規制の特例措置の対象となる規制が存在しなくなる場合等、総合特区に適用される規制の特例措置等がなくなる場合には、次の対応によるものとする。

- ア) 規制の特例措置等が適用されなくなることが予定される場合には、関係府省は内閣府に時間的余裕を持ってその旨を通知するとともに、内閣府は速やかにその旨を本部のホームページ上において公開するものとする。
- イ) 規制の特例措置等がなくなることに伴い、総合特区計画の変更が必要となる場合、対象となる計画を有する地方公共団体に対しては、内閣府はあらかじめ時間的余裕を持ってその旨を通知するものとする。

③ 市町村の合併に伴う対応

市町村の合併に伴い、総合特区計画の認定を受けた地方公共団体の法人格が消滅する場合、具体的には新設合併により新たな地方公共団体となる場合及び他の市町村に編入される場合は、原則として当該合併が成立する日以前に、当該計画の作成主体の名称の変更を行うための申請を行うことが必要である。なお、法人格が消滅しない場合、具体的には単に他の市町村を編入する場合には変更の申請を要しない。

第五 総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画

1 規制の特例措置

① 特区において講ずることとなった規制の特例措置

国際戦略総合特区において活用することができる規制の特例措置は、別表1に、地域活性化総合特区において活用することができる規制の特例措置は、別表2に、それぞれ示す通りである。

地方公共団体や民間実施主体からの提案を踏まえ、国と地方の協議会を通じて、講ずることとされた規制の特例措置については、国と地方の協議会における協議を踏まえ、別表1又は別表2に適宜追加・充実していくものとする。

別表1及び別表2には、総合特区において講ずることとした規制の特例措置の内容、関係行政機関の長の同意の要件、規制の特例措置に伴い必要となる手続等を定める。

内閣官房は、別表1又は別表2に掲げられた規制の特例措置を定める法令の案を作成するに当たっては、別表1又は別表2に即して作成するとともに、当該規制を所管する関係府省と所要の調整を行うものとする。法改正が必要な規制の特例措置については、総合特別区域法の一部改正案として、できる限り早期に国会へ提出するものとし、政令又は主務省令に係る規制の特例措置については、それぞれ総合特別区域法施行令（以下「施行令」という。）又は施行規則の一部改正として、できる限り早い時期に公布し、施行するものとする。

なお、当該関係府省は、別表1又は別表2に定める事項及びこれに即して定められる法令で規定する条件以上のものを、通知等により付加しないものとする。

② 全国で実施することとなった規制改革

地方公共団体や民間実施主体からの提案を踏まえ、国と地方の協議会を通じて、講ずることとされた規制改革のうち、全国において規制改革を実施することとされたもの、及び第二の5に基づく規制の特例措置等の評価等を踏まえて本則化（全国展開）することとなったものについては、国と地方の協議会における協議を踏まえ、規制改革の趣旨を損なわないよう、進捗状況について本部において適切に監視していくものとする。

これらの措置については、本方針において新たに作成する別表3として適宜追加することとし、関係府省は、これに基づき、法改正が必要な規制改革については、関連する法案をできる限り早期に国会へ提出するものとし、政令又は主務省令に係る規制改革については、それぞれ関係する政令又は主務省令の一部改正として、できる限り早い時期に公布し、施行するものとする。

③ 拡充、是正又は廃止等をする事となった規制の特例措置

第二の5に基づく規制の特例措置等の評価を踏まえ、規制の特例措置の拡充、是正又は廃止するものについては、別表1又は別表2を改定し、必要な法令の改正等を行うものとする。

また、規制の特例措置の前提となる制度自体が廃止又は抜本的に変更される場合には、内閣官房は、必要に応じて、規制を所管する関係府省とともに、推進WGを通じ、本部にその旨を報告するとともに、当該特例措置が記載されている総合特区計画に係る地域に通知し、所要の対応を行うものとする。

また、改定された別表1又は別表2に掲げられた規制の特例措置を定める法令の改正案を作成するに当たっては、①に準じて対応するものとする。

2 国際戦略総合特区における税制上の支援措置

① 特別償却・投資税額控除

i) 特例措置の内容

国際戦略総合特区内において、認定地方公共団体の指定を受けた法人（以下「指定法人」という。）が、法の施行の日から平成26年3月31日までの期間内に、認定国際戦略総合特別区域計画に定められた、法第2条第2項第2号イの特定国際戦略事業を行うために設備等（以下に掲げるものに限る。）を取得等してその事業の用に供した場合には、その取得価額の50%（建物等については25%）の特別償却又は15%（建物等については、8%）の税額控除のいずれかの選択適用できる特例措置（以下「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」という。）を適用できる。

ただし、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰越しができることとする。

また、同一事業年度においては、次項の所得控除制度と選択適用となる。

○対象とする設備等

ア) 認定国際戦略総合特別区域計画に定められた事業の用に供する機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物

- イ) 取得価額が次の設備等の区分に応じ、次の金額以上であるもの
 - 機械・装置：2,000万円以上
 - 建物・附属設備・構築物：1億円以上

ii) 総合特区計画の記載事項

総合特区計画においては、法第2条第2号イの特定国際戦略事業に関する以下の事項を記載することが必要である。

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
- b) 施行規則第 条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項
- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性
- d) 当該特定国際戦略事業により設置しようとする設備等の概要
- e) 当該特定国際戦略事業を実施すると見込まれる者
- f) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
- g) 当該特定国際戦略事業の実施時期

なお、f)の事業区域は、法第3条の基本理念に基づき、当該特定国際戦略事業に係る規制の特例措置等の集中的な実施が想定され、かつ、法第2条第2項第2号イの事業が早期に実施されることが見込まれる区域であるものを記載するものとする。

iii) 総合特区計画の同意条件

ii)に従い記載された特定国際戦略事業に係る総合特区計画の認定に当たっての同意の条件は以下の通りである。

- ア) 当該特定国際戦略事業が、施行規則第 条に定める事業に該当すること
- イ) 当該特定国際戦略事業の用に供する施設等が、当該計画に係る総合特区の区域内で新設等されるものであること
- ウ) 当該特定国際戦略事業が、当該総合特区における目標達成のために相当程度寄与することが認められること
- エ) 法第3条の基本理念に基づき、当該特定国際戦略事業に係る規制の特例措置等の集中的な実施が想定され、かつ、法第2条第2項第2号イの事業が早期に実施されることが見込まれる区域であること

iv) 法人指定の要件

国際戦略総合特区設備等投資促進税制に係る指定法人の指定要件は施行規則第 条に定めるところによる。

② 所得控除

i) 特例措置の内容

国際戦略総合特区内において、法の施行の日から平成26年3月31日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人（以下「指定特定事業法人」という。）が、専ら認定国

際戦略総合特別区域計画に記載された法第2条第2項第2号ロの特定国際戦略事業を行う場合には、当該指定の日から5年間、当該事業に係る所得の金額の20%の所得控除ができる（以下「国際戦略総合特区事業環境整備税制」という。）。

また、同一事業年度においては、前項の特別償却・投資税額控除制度と選択適用となる。

ii) 総合特区計画の記載事項

総合特区計画においては、法第2条第2項第2号ロの特定国際戦略事業に関する以下の事項を記載することが必要である。

- a) 当該特定国際戦略事業において指定法人が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
- b) 施行規則第 条のうち、当該特定国際戦略事業が該当する項
- c) 当該特定国際戦略事業について、当該国際戦略総合特区に係る産業の国際競争力の強化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性
- d) 当該特定国際戦略事業において設置する設備等の概要
- e) 当該特定国際戦略事業のおおむねの事業区域
- f) 当該特定国際戦略事業の実施時期
- g) 当該特定国際戦略事業を行う法人の経済的負担を軽減するため、地方公共団体が講ずる措置の内容
- h) 当該特定国際戦略事業において適用を受けようとする規制の特例措置又は全国展開特例措置（施行規則第 条第2項の全国展開特例措置をいう。以下同じ。）の内容

なお、e)の事業区域は、法第3条の基本理念に基づき、当該特定国際戦略事業に係る規制の特例措置等の集中的な実施が想定され、かつ、法第2条第2項第2号イの事業が早期に実施されることが見込まれる区域であるものを記載するものとする。

iii) 総合特区計画の同意条件

ii) に従い記載された特定国際戦略事業に係る総合特区計画の認定に当たっての同意の条件は以下の通りである。

- ア) 当該特定国際戦略事業が、施行規則第 条に定める事業に該当すること
- イ) 当該特定国際戦略事業が、当該総合特区計画に係る総合特区の区域内で実施されるものであること
- ウ) 当該特定国際戦略事業が、当該総合特区における目標達成のために相当程度寄与することが認められること
- エ) 当該特定国際戦略事業を行う法人の経済的負担を軽減するため、地方公共団体が講ずる措置の内容が、国と地域の政策資源を集中させる観点から、他の措置と比較してバランスを失するものでないなど適切であると認められるものであること
- オ) 当該特定国際戦略事業において適用を受けようとする規制の特例措置又は全国展開特例措置の内容が事業の実施に当たって必要なものであること

- カ) 法第3条の基本理念に基づき、当該特定国際戦略事業に係る規制の特例措置等の集中的な実施が想定され、かつ、法第2条第2項第2号イの事業が早期に実施されることが見込まれる区域であること

iv) 法人指定の要件

国際戦略総合特区事業環境整備税制に係る指定特定事業法人の指定要件は、次のいずれかに該当する法人であることその他施行規則第 条に定めるところによる。

- ・ 総合特別区域法の施行の日以後に新たに設立された法人
- ・ 特定国際戦略事業の用に供する一定規模以上の施設又は設備を新設し、若しくは増設した法人

3 地域活性化総合特区における税制上の支援措置

① 特例措置の内容

地域活性化総合特別区域内において、認定地域活性化総合特別区域計画に定められた特定地域活性化事業を行う中小企業として、認定地方公共団体の指定を受けた株式会社（以下「指定会社」という。）が発行する株式（平成26年3月31日までの間に認定地方公共団体から指定を受けた指定会社が発行する株式で、当該指定の日から同日以後3年を経過する日までの間に発行されるものに限る。）を金銭の払込みにより個人が取得した場合には、その年の総所得金額等からその取得に要した金額を控除することができる。ただし、その控除することができる金額は、その取得に要した金額（1,000万円を限度）と総所得金額等の40%に相当する金額のいずれか少ない金額から2,000円を差し引いた金額とされる。

② 総合特区計画の記載事項等

総合特区計画においては、法第2条第3項第2号の特定地域活性化事業に関する以下の事項を記載することが必要である。

- 当該特定地域活性化事業において指定会社が開発、製造、提供等する製品、役務等の具体的な内容
- 施行規則第 条のうち、当該特定地域活性化事業が該当する項
- 特定地域活性化事業について、当該地域活性化総合特区に係る地域の活性化に関する目標を達成するための位置付け及び必要性
- 当該特定地域活性化事業を実施すると見込まれる者
- 当該特定地域活性化事業のおおむねの事業区域
- 当該特定地域活性化事業の実施時期

また、d)の当該特定地域活性化事業を実施すると見込まれる者に関し、当該特定地域活性化事業の実施に要する資金の概ねの見込額及びその調達方針について参考資料として添付するものとする。

③ 総合特区計画の同意条件

②に従い記載された特定地域活性化事業に係る総合特区計画の認定に当たっての同意の条件は以下の通りである。

- ア) 当該特定地域活性化事業が、施行規則第 条に定める事業に該当すること
- イ) 当該特定地域活性化事業が、当該総合特区計画に係る総合特区の区域内で実施されるものであること
- ウ) 当該特定地域活性化事業が、当該総合特区における目標達成のために相当程度寄与することが認められること
- エ) 当該特定地域活性化事業の実施について、資金調達等の観点から円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- オ) 法第 3 条の基本理念に基づき、規制の特例措置、財政、金融等の諸施策の集中的な実施が想定され、かつ、法第 2 条第 3 項第 2 号の事業が早期に実施されることが見込まれる区域であること

④ 法人指定の要件

本特例措置に係る指定会社の指定要件は、施行規則第 条に定めるところによる。

4 総合特区における財政上の支援措置

総合特区における財政上の支援措置は、予算の範囲内で、以下により実施する。

① 関係府省の予算制度を活用した支援措置

関係府省は、認定総合特区計画に盛り込まれた事業に関し、所管する予算制度（総合特区推進調整費を除く。）を活用して、重点的に財政支援を行うものとする。指定地方公共団体は、総合特区計画の認定申請に当たり、国と地方の協議会の結果を踏まえ、認定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧を、併せて内閣府に提出するものとする。

内閣府は、総合特区計画の認定手続と併行し、提出された要望内容を関係府省に伝達し、関係府省は、所管する予算制度の活用による要望への対応方針を決定し、内閣府に報告する。内閣府は、関係府省から提出された対応方針をとりまとめ、推進WGに提出するものとする。

指定地方公共団体は、関係府省の対応方針を踏まえ、必要に応じ、総合特区計画の変更を行うものとする。

また、認定後も、毎年度、同様の手続を行うこととする。

② 総合特区推進調整費を活用した支援

上記①によってもなお支援が足りない場合には、本方針及び内閣府が財務省と協議して定めるところにより、内閣府に予算計上された総合特区推進調整費によって機動的に補完する。

i) 総合特区推進調整費の用途

総合特区推進調整費は、以下の場合に活用することができる。

- ア) 指定を受けた総合特区に関し、提案された規制・制度改革の検討を関係府省において行う場合。
- イ) 認定総合特区計画に記載された、目的達成のために必要な事業への支援について、関係府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、関係府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、関係府省の予算制度を予算の範囲内で機動的に補完する場合。

ii) 総合特区推進調整費の活用手続

総合特区推進調整費の活用の手続は、i) のそれぞれの使途に応じ、以下の通りとする。

ア) 指定を受けた総合特区に関し、提案された規制・制度改革の検討を関係府省において行う場合 (i) -ア) の場合)

内閣府は、指定地方公共団体からの規制の特例措置等の提案を関係府省が検討するために必要な調査費等の要望を各関係府省から聴取の上、配分計画案を作成し、推進WGにおいて承認を得る。

その上で、内閣府は、配分計画に基づき、調整費に係る予算を関係府省に移し替え、各関係府省において移し替え後の予算の執行を行うものとする。

イ) 認定総合特区計画に記載された、目的達成のために必要な事業への支援について、関係府省の予算制度を重点的に活用した上でなお不足する場合に、関係府省の予算制度での対応が可能となるまでの間、機動的に補完する場合 (i) -イ) の場合)

内閣府は、①に基づく手続において、関係府省が所管する当該年度の予算制度では対応できないとする財政支援要望を踏まえ、総合特区推進調整費の配分計画案を策定し、関係府省に協議の上、推進WGの承認を求めることとする。

当該年度における財政支援要望のうち、関係府省が所管する予算制度の活用及び総合特区推進調整費のいずれの活用も困難と関係府省で判断したものについては、当該関係府省がその理由を推進WGに対して説明する。

内閣府は、推進WGにおいて承認を得た配分計画に基づき、関係府省に対し調整費に係る予算の移替えを行い、当該予算の執行は、当該関係府省において行うものとする。

なお、いずれの場合についても、総合特区計画の認定後も、毎年度、同様の手続を行うものとする。

5 総合特区における金融上の支援措置

① 総合特区支援利子補給金の支給

i) 総合特区支援利子補給金の概要

法第 28 条第 1 項又は法第 56 条第 1 項により、政府は、認定国際戦略総合特別区域計

画に記載された事業（施行規則第 条に定める事業に限る。）又は認定地域活性化総合特別区域計画に記載された事業（施行規則第 条に定める事業に限る。）を実施するのに必要な資金の貸付けを行う金融機関であって、内閣総理大臣が指定するもの（以下「指定金融機関」という。）と総合特区支援利子補給金を支給する旨の契約を結ぶことができることとし、予算の範囲内で、総合特区支援利子補給金を支給することとする。

総合特区支援利子補給金の支給を受ける指定金融機関は、利子を軽減した貸付けを行うものとする。

指定金融機関の指定は、地域協議会の構成員である施行規則第 条又は施行規則第 条に定める金融機関であり、それぞれ施行規則第 条又は施行規則第 条に定める要件に適合するものを指定するものとする。

総合特区支援利子補給金の支給期間は、認定国際戦略総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画に記載された事業に対して、指定金融機関が資金の貸付けを最初に行った日から起算して5年間とする。

なお、指定金融機関による当該必要な資金の貸付けに係る審査については、各指定金融機関の審査の基準に基づくものであり、当該指定金融機関が構成員となっている地域協議会による影響を受けるものではない。

ii) 総合特区計画の記載事項

総合特区支援利子補給金を活用しようとする場合には、活用しようとする特定総合特区事業ごとに、総合特区計画に以下の事項を記載することが必要である。

- a) 特定総合特区事業（国際戦略総合特区支援貸付事業又は地域活性化総合特区支援貸付事業に限る。）の内容
- b) 施行規則第 条又は施行規則第 条に規定する該当事業種別
- c) 総合特区支援利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

iii) 総合特区計画の同意条件

総合特区支援利子補給金に係る総合特区計画の認定に当たっての同意の条件は以下の通りである。

- ア) 特定総合特区事業（国際戦略総合特区支援貸付事業又は地域活性化総合特区支援貸付事業に限る。）が、施行規則第 条又は施行規則第 条に規定する事業への貸付事業に該当すること
- イ) 総合特区支援利子補給金の支給を受ける予定の金融機関が、施行規則第 条又は施行規則第 条に規定する金融機関であること
- ウ) 総合特区支援利子補給金の支給を受ける予定の金融機関が、当該総合特区に係る地域協議会の構成員となっていること

② 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う総合特区施設整備促進業務

i) 総合特区施設整備促進業務の概要

法第 30 条又は法第 58 条により、独立行政法人中小企業基盤整備機構は、認定国際戦略総合特別区域計画又は認定地域活性化総合特別区域計画に記載された事業（それぞれ、

法第2条第2項第5号又は法第2条第3項第5号に掲げる事業（以下「総合特区施設整備促進事業」という。）に限る。）を行う認定地方公共団体（市町村に限る。）に対し、当該事業を行うのに必要な資金の一部の貸付けを行うことができる。

ii) 総合特区計画の記載事項及び同意条件

総合特区施設整備促進事業を行おうとする場合には、該当する特定総合特区事業ごとに、総合特区計画に以下の事項を記載することが必要である。

- a) 特定総合特区事業の目的、事業内容
- b) 当該特定総合特区事業のおおむねの事業区域
- c) 当該特定総合特区事業の資金の貸付けを受けて施設整備を行うことが見込まれる者及び施設整備の概要
- d) 当該特定総合特区事業の資金の貸付けを受けて行われる施設整備の実施時期

また、総合特区施設整備促進事業に係る総合特区計画の認定に当たっての同意の条件は以下の通りである。

- ア) 当該特定総合特区事業が、当該総合特区計画に係る総合特区の区域内で実施されるものであること
- イ) 当該特定総合特区事業が、当該総合特区における目標達成のために相当程度寄与することが認められること
- ウ) 当該特定総合特区事業の資金の貸付けを受けて行われる施設整備が、法第2条第2項第5号イに規定する中小企業者又は中小企業者の事業を支援する者により実施されるものであること
- エ) 当該特定総合特区事業が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること

6 その他の特例措置

① 補助金等交付財産の転用手続の特例

i) 補助金等交付財産の転用手続の特例の概要

我が国における経済の発展に寄与する産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に資する事業の活動の基盤を充実するため、補助金等交付財産を補助金等の交付の目的以外の目的に使用することなどにより行う事業を総合特区計画に位置付け、当該総合特区計画の認定を受けた場合においては、当該認定を受けたことをもって、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金等適正化法」という。）第22条に規定する各省各庁の長の承認を受けたものとみなすこととする。これにより、別途同条の承認の手続きを重複して行う必要がなくなるものである。

ii) 総合特区計画の記載事項

補助金等交付財産の転用手続の特例に係る事業を行おうとする場合には、総合特区計画に以下の事項を記載することが必要である。

- a) 特定総合特区事業の内容

- b) 補助金等交付財産を所管する府省の名称及び当該補助金等交付財産に充てられた補助金等の名称
- c) 上記 b) に係る補助金等交付財産の現状
- d) 転用の必要性
- e) 転用に係る事業の実施主体
- f) 転用の形態（譲渡・貸与の別、有償・無償の別）
- g) 転用後の施設の目的
- h) その他、個別具体的の事案に応じて必要となる事項

iii) 総合特区計画の同意条件

補助金等交付財産の転用の特例に係る総合特区計画の認定に当たって必要となる補助金等所管省庁の同意の判断については、補助金等所管省庁は補助金等を所管する立場から、補助金等適正化法第 22 条における承認の基準に照らして行うものとする。

なお、補助金等所管省庁は、補助目的の達成や補助金等交付財産の適正な使用を確保する観点から、有償の譲渡・貸付の場合に国庫納付を求めることなど、必要最小限の条件を付すことができるものとする。

第六 その他総合特区における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し必要な事項

1 総合特区の指定申請のための法令解釈事前確認制度（ノーアクションレター）

法第 12 条第 9 項又は法第 35 条第 9 項に基づく法令解釈事前確認制度は、地方公共団体が規制の特例措置等の提案や、総合特区計画の認定申請を行うに当たって、事前に法令の解釈を明確にすることにより、総合特区制度の円滑な運用を促進するための制度である。

地方公共団体は、関係行政機関の長に対して確認を求める際には、本部のホームページ上に公表するあて先に書面又は電磁的方法により行うものとする。

確認を求められた関係行政機関の長は、原則として 30 日以内に当該地方公共団体に対して書面又は電磁的方法により回答するものとする。30 日以内に回答ができない場合には、その理由及び回答予定日を書面又は電磁的方法により当該地方公共団体に回答するものとする。

回答を行った関係行政機関の長は、回答の写しを内閣府に速やかに送付するものとする。個別の回答の内容については、原則として本部のホームページ上等において公開するものとする。

2 透明性の確保

総合特区制度の運用に当たっては、徹底的に透明性を確保するものとする。総合特区

制度の各プロセスにおいて、第三者の目を通じた客観的な評価を可能とするため、インターネット等を活用し、関係資料をできる限り公開することとする。

具体的には、内閣官房において行う本方針の変更等、並びに、内閣府において行う総合特区の指定及び総合特区計画の認定に関する事務、国と地方の協議会の組織及び運営、規制の特例措置等の評価等に際しては、関係する会議の構成員、会議資料、議事録等の関係資料については、本部のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。

また、総合特区の指定申請を行おうとする地方公共団体又は指定地方公共団体は、地域協議会の運営や総合特区の評価に当たっては、協議会の構成員、協議会資料、議事録等の関係資料については、地方公共団体又は民間実施主体のホームページ等を活用し、迅速に公開することを原則とする。

別表 1 (国際戦略総合特区において活用することができる規制の特例措置)

番号	
特定国際戦略事業の名称	
措置区分	
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	
特例措置の内容	
同意の要件	
特例措置に伴い必要となる 手続	

別表 2 (地域活性化総合特区において活用することができる規制の特例措置)

番号	
特定地域活性化事業の名称	
措置区分	
特例措置を講ずべき法令等の名称及び条項	
特例措置を講ずべき法令等の現行規定	
特例措置の内容	
同意の要件	
特例措置に伴い必要となる 手続	